



なはで暮らし、働き、育てよう！  
 笑顔広がる元気なまち NAHA  
 ～ みんなでつなごう市民力～



# 第5次 那覇市 総合計画

2018（平成30）年



第5次   
那覇市  
 総合計画

2018 (平成30) 年 



## 総合計画の変遷

# 那覇市総合計画これまでの取り組み

### 那覇市建設計画 第1～3次

1966～1975

工業開発を中心とする地域開発への関心が高まり、総合開発計画といった性格の計画が策定された。



### 第1次 那覇市総合計画

1978～1987

基本理念：『あけもどろの都市・なは』

人間と自然が大切にされ、市民生活と都市機能が融和した美しい都市をめざし、都市づくりの基本理念として、『あけもどろ』という荘厳で、雄大な美しい光景をたとえ、未来の希望に輝く市民生活を託して、『平和』『生活』『文化』という都市像を設定した。



### 第2次 那覇市総合計画

1988～1997

基本理念：『あけもどろの都市・なは』

『平和』『生活』『文化』の都市づくりを3つの都市像に掲げ、都市政策の基本目標に基づく戦略的プロジェクト「那覇・21世紀への7大プロジェクト」を設定した。



### 第3次 那覇市総合計画

1998～2007

基本理念：『平和都市の創造』『生活・文化都市の実現』『国際交易都市の形成』

『市民がつくる自治都市』『平和の発信都市』『住みよい生活都市』『美ら島の環境共生都市』『学び創造する文化都市』『アジア・太平洋の自由交易都市』『世界中のうまんちゅがゆきかう交流都市』の7つの都市像を掲げた。『市民との協働』という新たな視点のもと市民提案の「地区ビジョン」をはじめて作成した。



### 第4次 那覇市総合計画

2008～2017

基本理念：『なはが好き！みんなで創ろう子どもの笑顔が輝くまち  
～亜熱帯の自然と文化が息づく、自治・協働・平和都市をめざして～』

『心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市』『地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市』『人・自然・地球にやさしい環境共生都市』『子どもの笑顔あふれるゆたかな学習・文化都市』『人も、まちも活きいき、美ら島の観光交流都市』『安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市』の6つの都市像を掲げた。生活実感を重視するとともに、『住民自治』『平和』『子ども』『環境』『交通』などを主要なテーマに位置づけ、施策の中で取り組む事業に明確な方向性を与えるために、指標とめざそう値を設定した。



### 第5次 那覇市総合計画

2018～2027

まちづくりの将来像：

『なはで暮らし、働き、育てよう！  
笑顔広がる元気なまち NAHA  
～みんなでつなごう市民力～』

学生や事業者、各種団体の多層的な市民意見、公募市民で構成される「なは市民協働大学院」からの市民提案、市議会の全員協議会開催、提言等をベースに策定された。これからの100年を展望したまちづくりへアプローチする施策の遂行を強く意識している。



# 那覇市歌

作詞：安藤 佳翠(1番～3番)

作曲：宮良 長包

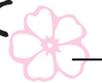
那覇市歌選定委員会(4番～7番)

1. あげぼの清き 南(みんなみ)の  
港にぎわう 百船(ももふね)や  
まちはいらかの 数増して  
弥(いや)栄えゆく わが那覇市
2. みどりも深き 奥武山(おうのやま)  
めぐる入江の 水なごみ  
清き心に 諸人の  
むつみしたしむ わが那覇市
3. ゆかりも古き 波の上  
あおぐ誠を 捧げもて  
理想の自治に 進まなん  
希望(のぞみ)かがやく わが那覇市
4. 御万人(うまんちゅ)にぎわう 1マイル  
誇れる郷土(しま)に 笑顔咲く  
結の心で ともに生き  
平和はぐくむ わが那覇市
5. 守礼の邦の 城下町  
歴史の息吹 受け継がん  
万国津梁 ここにあり  
あしたをひらく わが那覇市
6. 緑の風の 那覇空港  
生業(なりわい)薫る 小祿の地  
若い力の 意気(いき)昂(たかし)  
未来はばたく わが那覇市
7. 青松(せいしょう)並木の 識名園  
志(こころ)ゆかしき 真和志の野  
遠く海原 夢たくし  
世界をつなぐ わが那覇市





## 第5次総合計画策定にあたって



はいたい ぐすーよー ちゅうがなびら。

那覇市は、万国津梁の精神で南海に雄飛した大交易時代より王府・首里城がおかれた地として、その輝かしい歴史を、今に引き継ぎ、今では名実ともに県都として、商都として、沖縄県の政治経済の中心地となっています。

このたび本市は、2018(平成30)年度から10年間のまちづくりの指針となる「第5次那覇市総合計画」を策定しました。

策定にあたっては、市民との協働によるまちづくりを一層深化させることを念頭に、なは市民協働大学院において、多層的な市民意見が反映した総合計画市民提案をまとめていただきました。

さらに、有識者からなる総合計画審議会では、多角的な視点から真摯に議論を重ねていただくとともに、市議会においても那覇市議会基本条例に基づく全員協議会が開催され、3度にわたる貴重な提言をいただいております。

本計画期間中に本市は、市制施行100周年を迎えます。そして私たちには、100年にわたり築き上げた風格を守り、これからの100年に向け、新たな礎を築いていくことが求められています。

本計画では、市民と行政が共に目指すべき本市のまちづくりの将来像として「なはで暮らし、働き、育てよう笑顔広がる元気なまちNAHAみんなでつなごう市民力」を掲げ、まちづくりの姿勢として、その担い手一人ひとりを結びつける「5つの絆」を示しました。

それぞれの絆をつなげ、人と人、人と地域、そして人や地域と企業をつなぐ市民力を高めて、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すため、全力で取り組んでまいります。

計画策定にあたりましては、市民アンケート、学生ワークショップ、パブリックコメントを通し、多くの市民の皆様に貴重なご意見・ご提言をいただきました。市民提案を作成されたなは市民協働大学院の皆様、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆様、積極的に参画いただきました市議会の皆様をはじめ関係各位に、深く感謝を申し上げます。

いっぺー にふえーでーびる。

平成30年3月

那覇市長 城間 幹子

# なはで暮らし、働き、育てよう！ ～ みんなでつなごう

## まちづくりの姿勢：協働の絆・平和の絆

基本構想

めざすまちの姿

多様なつながりで  
共に助け合い、  
認め合う安全安心に  
暮らせるまち NAHA

互いの幸せを  
地域と福祉で支え合い  
誰もが輝くまち  
NAHA

基本構想を推進するために

市民との信頼を深め、  
効率的で効果的な行財政運営を行う

市民との信頼を深める職員の育成と

基本計画



未来への視点：「つながる力」を広げる

小さな「わ」が  
大きな「Wa」に広がる  
協働によるまちづくり

地域の力が重なる  
安全安心のまちづくり

交流の輪を広げ  
平和を希求するまちづくり

人権が尊重され、  
誰もが心豊かに安心して  
暮らせるまちづくり

地域で暮らし  
地域で支えるまちづくり

すべての人が健康で  
生き生きと暮らせる  
まちづくり

身近な地域で  
良質かつ適切な医療が  
受けられるまちづくり

衛生的で快適に暮らし、  
健康危機にも強いまちづくり

実施計画

基本計画にもとづいて3年間の具体的な事業計画を策定します。

# 笑顔広がる元気なまち NAHA

## 市民力 ～

### ・共生の絆・活力の絆・共鳴の絆

次世代の未来を拓き、  
豊かな学びと文化が薫る  
誇りあるまち  
NAHA

ヒト・モノ・コトが  
集い、育ち、ひろがる  
万国津梁のまち  
NAHA

自然環境と  
都市機能が調和した  
住みつづけたいまち  
NAHA

### 組織づくり・効率的で効果的な行財政運営を行う

### 視点・「稼ぐ力」を高める視点・「ひきつける力」が輝く視点

子育てが楽しくなる  
まちづくり

自らの力で未来を拓く  
子ども達を応援する  
まちづくり

生涯学習を推進し、  
地域の教育力を  
向上させるまちづくり

郷土の歴史、  
伝統文化・芸能にふれあい、  
新たな文化を創造する  
まちづくり

ビジネス・リゾートと  
歴史・文化が融合する  
観光まちづくり

様々な産業が集い・育ち・  
ひろがるまちづくり

産業を支える市民と  
その労働環境を整える  
まちづくり

中心市街地を活かした  
まちづくり

省エネを実践し、  
資源が循環するまちづくり

自然環境が育まれた  
那覇らしい  
亜熱帯庭園都市のまちづくり

暮らしてよし歩いて楽しい  
快適なまちづくり

災害に強い都市基盤の整備で  
安全安心のまちづくり

那覇の魅力と特性を活かした  
土地利用を進めるまちづくり

事業の効果や財政状況を評価・勘案して毎年度見直し改定します。

# 目次

## はじめに

1 総合計画策定の意義	8
2 策定の手順	8
3 総合計画の構成と期間	9
4 那覇市を取巻く情勢	10

## 基本構想

1 まちづくりの将来像	14
2 まちづくりの姿勢	15
3 めざすまちの姿	16
4 基本構想を推進するために	22
5 未来への視点 ～アプローチ まちの「仕次ぎ」☆NEXT-100～	23
6 将来人口	24

## 基本計画

### 第1部 基本計画総論

第5次総合計画施策体系	26
基本計画の期間	27
未来への視点	28

### 第2部 基本計画各論

#### 第1章 多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり	32
------------------------------	----

自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる  
市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

地域の力が重なる安全安心のまちづくり	36
--------------------	----

地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる  
相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる / 災害対応力の高いまちをつくる

交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり	42
---------------------	----

平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる  
国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり	46
------------------------------	----

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

#### 第2章 互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA

地域で暮らし地域で支えるまちづくり	50
-------------------	----

地域みんなが、支え合うまちをつくる  
小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる  
障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる  
子どもの貧困対策をすすめて子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり	58
-------------------------	----

市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる  
市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる  
親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる

身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられるまちづくり	64
----------------------------	----

地域医療の充実したまちをつくる / 適切に救急医療につなげるまちをつくる  
検診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる

衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強いまちづくり	70
--------------------------	----

衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる / 健康危機管理体制が整ったまちをつくる

#### 第3章 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA

子育てが楽しくなるまちづくり	76
----------------	----

すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる  
支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり	80
自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる 学校施設の補修・整備をすすめる、安全安心な教育環境があるまちをつくる	
生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり	84
どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる / どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる	
郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり	90
文化が保存され継承されるまちをつくる / 市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる	
<b>第4章 ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA</b>	
ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり	96
国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる	
様々な産業が集い・育ち・ひろがるまちづくり	100
戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる / 商工業が発展するまちをつくる 農水産業が活き活きとしたまちをつくる / 那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる オープンデータが活用されるまちをつくる	
産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり	110
みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる / 産業を支える人材が育つまちをつくる	
中心市街地を活かしたまちづくり	114
商店街やマチグラーなどが賑わうまちをつくる / 中心市街地の再整備など魅力あるまちをつくる	
<b>第5章 自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA</b>	
省エネを実践し、資源が循環するまちづくり	120
省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる ごみを減らし、資源として再使用、再生利用するまちをつくる	
自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり	124
那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる / 自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる 魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる 地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる	
暮らして良し歩いて楽しい快適なまちづくり	132
市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる / 誰もが移動しやすいまちをつくる 住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる 人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる	
災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり	140
安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる 強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる / 公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる	
那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進めるまちづくり	146
地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる / 那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる	
<b>基本構想を推進するために</b>	
<b>第6章 市民との信頼を深め、効率的で効果的な行財政運営を行う</b>	
市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	152
社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	
効率的で効果的な行財政運営を行う	156
市民満足度の高いサービスの提供をすすめる / 持続可能な財政運営をすすめる	

# はじめに

01

## 総合計画策定の意義

那覇市は、1978(昭和53)年の第1次那覇市総合計画以来、10年ごとに4次にわたり総合計画を策定し、社会インフラの整備とあわせて体系的なまちづくりに取り組んできました。

この間、地方公共団体を取りまく状況は大きく変化し、特に地方分権の推進により地域の自主性・自律性がより一層求められるとともに、総合計画の策定を義務付ける地方自治法が改正されまし

た。そして、総合計画の策定は、各地方公共団体の裁量に委ねられることになりました。

本市では、2016(平成28)年6月に那覇市総合計画策定条例を制定し、総合計画の策定を明示しました。これを受け、将来における自治体のあるべき姿と進むべき方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めるための「第5次那覇市総合計画」を市の最上位の計画として策定しました。

02

## 策定の手順

2016(平成28)年3月に「第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考えについて」の市長決裁により、計画の策定がスタートしました。

4月には、市長を本部長とする那覇市総合計画策定推進本部を設置し、「第5次那覇市総合計画策定基本方針」を策定しました。

はじめに、市民との協働によるまちづくりを深化させる取り組みとして、公募市民で構成される「なは市民協働大学院」の機能と経験を活かして、市民アンケート、中学生ワークショップ、高校生・大学生ワークショップ、各種団体・事業者アンケートや意見交換などを行い、多層的な市民意見を集約した「第5次那覇市総合計画市民提案」を策定し、市長へ提案していただきました。

「第5次那覇市総合計画市民提案」を基礎として、総合計画策定推進本部をはじめとする行政部局において「第5次那覇市総合計画原案」を策定し、学識経験者、関係団体、市民で構成する那覇市総合計画審議会から答申を受けて「第5次那覇市総合計画素案」を策定しました。

その後、市民意見提出制度による市民意見(パブリック・コメント)を行いました。

さらに、那覇市議会の全員協議会、各常任委員会の所管事務調査への説明を行い、議会から提言を頂きました。

このように、多様な意見の反映に努めた後、「第5次那覇市総合計画案」を策定しました。

2017(平成29)年12月那覇市議会定例会で可決され、「第5次那覇市総合計画」が策定されました。





## 那覇市を取巻く情勢

## 1 社会背景

日本の人口は、2008(平成20)年をピークに減少局面に入っています。2015(平成27)年国勢調査によると、我が国の総人口は1億2709万4745人であり、2010(平成22)年の前回国勢調査に比べ96万2607人減少(2010年から0.8%減、年平均0.15%減)しています。国勢調査においては、1920(大正9)年の開始以来、初めての減少を記録しています。

合計特殊出生率(以下「出生率」という。)は2014(平成26)年に1.42となり9年ぶりの低下を記録しましたが、2015(平成27)年に1.45となり、若干、持ち直しました。2015(平成27)年の年間出生数は100万5677人となり、2014(平成26)年の100万3539人に比べて若干増加したものの、将来的に、大幅な増加は望めません。

人口は少子・高齢化により、減少傾向にあります。その人口構成は年少人口(14歳以下人口)、生産年齢人口(15～64歳人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上人口)が大幅に増加しています。

この影響を素因として経済成長の制約、社会保

障制度の破綻、地域経済の衰退、コミュニティの機能の低下、財政収支の悪化などが懸念されています。

2011(平成23)年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や、2016(平成28)年熊本地震、鳥取県中部地震、2017(平成29)年の九州北部豪雨災害などや都市型ゲリラ豪雨による都市型水害が多く発生しております。また、新型インフルエンザ、食品偽装、振り込め詐欺や子どもを狙った犯罪の発生など、私たちの生活の安全安心を脅かす多くの事件等が発生しています。

このように自然災害から感染症、事件等に至るまで、起こり得る多様な事態に対する市民の防災防犯意識を高めるとともに、行政の危機管理能力の向上が求められています。

さらに、地方公共団体には、将来的な人口減少の到来を見据え、拠点地域への都市機能の集積、市民・民間主体のまちづくりの促進等を図ることで、持続可能な都市経営が求められています。

## 2 本市の特性(位置と都市機能)

本市は、鹿児島と台北のほとんど中間にあり、那覇を中心とする1,500kmの円周域には、東京、香港、ソウル、マニラなどの主要な都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南の玄関として地理的に好条件の位置にあり、那覇空港や那覇港(臨空・臨海都市拠点)の機能拡充等に取り組んでいます。

本市は、沖縄県最大の島、沖縄本島の南部に位置しています。

市域は東西に10.9km、南北に8kmで、総面積が39.98km<sup>2</sup>で、行政区域面積を中核市で比較してみると48中核市のなかで47番目に位置しています。

市域は、標高165.6mの首里の高台から西方の東シナ海へと緩やかに傾斜しています。

オフィスビルが建ち並ぶ新都心や久茂地、国際通りや牧志公設市場などの商業や観光など産業の中心地となっている中心市街地、首里城や城下町の名残ある首里地域、なつかしい風景が残る真和志地域、新たなにぎわいを見せる小禄地域となっています。

土地利用の状況は、市街化区域3,241ha(83%)と市街化調整地区657.6ha(17%)の都市計画区域があります。都市計画用途地域では、住宅系76%、商業系17%、工業系7%となっています。

グローバル化の進展や産業構造など、社会の変化により新たな機能が求められている中で、県都としての持続的な成長・発展のために向けた都市機能の役割も求められています。

### 3 本市の人口の推移

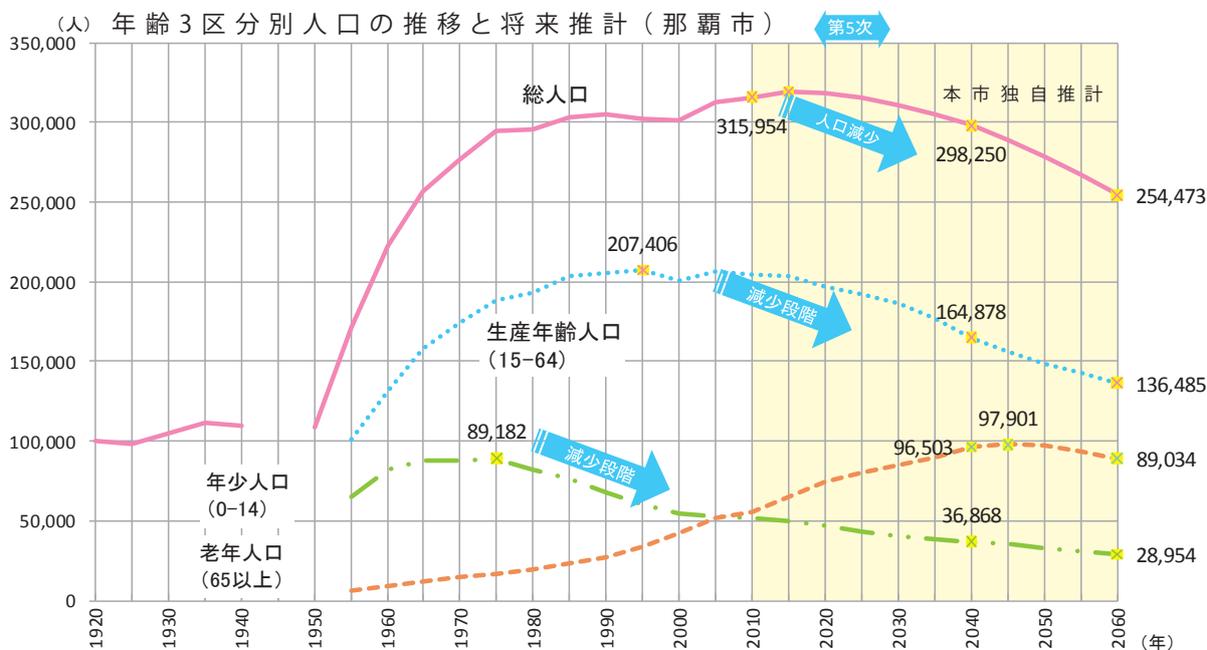
本市の人口は、戦後、人口が急増し、1985(昭和60)年には30万人を超えています。その後、1990年代前半に人口減少局面を迎えましたが、再度増加傾向となり2016(平成28)年においても30万人台を維持し、2015(平成27)年国勢調査においては319,435人(2010年比 3,481人増)となっています。

また、他の市町村から多くの住民が本市を従業地、通学地としており、昼夜間人口比率も109.1

と賑わいをみせています。

本市の将来推計人口は、2015(平成27)年から2020年にかけて人口のピークを迎え、その後は減少に転じ、2040年に298,000人、2060年代には、254,000人に減少することが推計されています。

人口構成においては、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあり、2010(平成22)年には少年人口を上回っています。

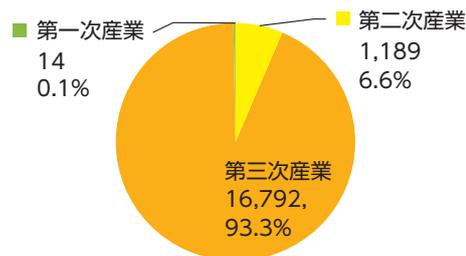


### 4 本市の産業動向

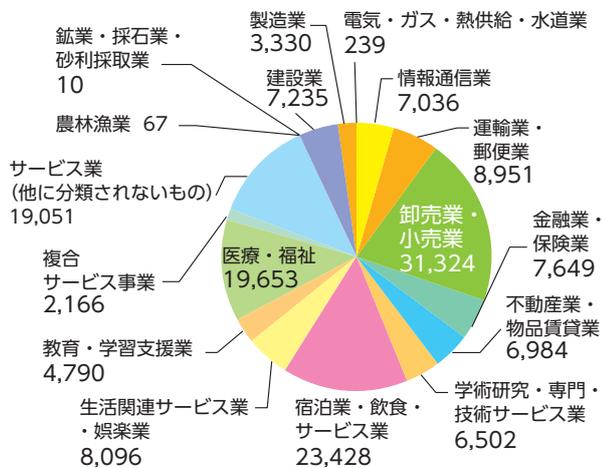
本市の事業所数を産業分類別にみると、第1次産業が14ヶ所(0.1%)、第2次産業が1,189ヶ所(6.6%)、第3次産業が16,792ヶ所(93.3%)となっています。

第3次産業のうち「卸売業、小売業(25.4%)」、「宿泊業、飲食サービス業(20.5%)」が多く、これらが市の事業所数の45.9%を占めています。

産業別事業者の割合 (平成26年度)



産業別従業員数の割合（平成26年度）



従業員数では、第1次産業が67人(0.04%)、第2次産業が10,575人(6.76%)、第3次産業が145,869人(93.20%)となっています。

第3次産業では「卸売業、小売業(21.5%)」、「宿泊業、飲食サービス業(16.15%)」「医療、福祉(13.5%)」が多く、従業員の51.09%を占めています。

## 5 行財政運営

県内の産業振興等の伸長に伴い、2016(平成28)年度の完全失業率4.2%、有効求人倍率1.0倍とともに改善の兆しが見られます。しかし、全国に比べると依然として厳しい状況は続いています。

本市の財政は市税と納付率が向上しています。一方歳出においては、扶助費等が大きく増加しています。

2017(平成29)年度の全ての会計の当初予算は、前年度比で9億2,182万円増の総額2,385億6,395万円であり、過去最大の予算となっています。

本市は、第3次産業のウエイトが高い産業構造となっています。

また、平成21年と平成26年を比べると事業所数は減少しておりますが、従業員数は増加しています。

沖縄県においては、「沖縄21世紀ビジョン」やそれらの関連施策を補完強化促進させるため「アジア経済戦略構想」を策定し、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の発展を加速させる具体的な戦略を示しております。沖縄経済をけん引する基軸となる5つの重点戦略における観光産業、情報通信産業及び物流産業は、本市において重要な産業となっています。

観光産業、情報通信産業は順調に伸長しておりますが、全国に比べて失業率の高さや一人当たりの市民所得の伸び悩みが続いており、産業全体として自立型経済の構築に向けた新たな取り組みが求められています。

日本は、消費や生産を支える生産年齢人口の減少などに伴い、今後も大きな経済成長は見込みにくいといわれています。

本市においても、人口構成の変化などから、税収の大きな増加は期待しにくい一方で、社会保障費などの義務的経費が増加するとともに、老朽化した公共施設の改善などの支出が見込まれており、限られた財源の中で選択と集中を行い、地方自治体が自律的かつ効率的に行政運営していくことが求められています。

# 基本構想

---

- 1 まちづくりの将来像
- 2 まちづくりの姿勢
- 3 めざすまちの姿
- 4 基本構想を推進するために
- 5 未来への視点 ～ アプローチ まちの「仕次ぎ」☆NEXT-100 ～
- 6 将来人口

この基本構想は、長期的展望に立ち、これからの 10 年間的那覇市の将来像とその実現のための基本的な理念と方向性を示すものです。具体的には、市民と行政がともにめざすべき本市の将来像を「まちづくりの将来像」として掲げ、その実現のための基本理念として「まちづくりの姿勢」を示し、方向性として「めざすまちの姿」を明らかにしました。さらに、行政のあるべき姿と未来への視点を示した上で、先に策定した那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）を踏まえ本構想の計画期間終了時点での人口の目標を設定し、総合的で計画的なまちづくりを進めます。

# なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA

## ～みんなでつなごう市民力～

万国津梁の精神で大海原を舞台に雄飛した琉球王国の文化と歴史を今に受け継ぐ私たちの那覇市は、1921(大正10)年に市制を施行して以来、美しいまちなみと亜熱帯特有の自然が調和した都市を形成してきました。

沖縄戦によるゼロからの再出発を余儀なくされ、さらには、米軍による統治を経験してきたものの、平和と自治を希求する市民の力によって、少しずつかつてのにぎわいを取り戻してきました。産業や経済、医療、教育、文化などの都市機能を集積させながら、今では、県都としての風格を備えた都市へと発展しています。

このような激動の時代を歩んできた本市は、本計画期間中に市制施行100周年を迎えます。先人

たちのたゆまぬ努力に想いを馳せ、これまでの100年で築き上げた風格を大切にするとともに、これからの100年に向けて確実な一歩が踏み出せるよう、新たな礎を築いていかなければなりません。

私たちは、輝かしい未来に向かって歩みながら、一人ひとりの市民の力をみんなでつないでいくことをまちづくりの基礎とします。人々が支えあう中で、愛着と誇りを持って暮らし、働き、子どもの成長を楽しむ、そのような市民の笑顔が広がる「わったー自慢」のなは、那覇、NAHAを築いていきます。



本計画の推進に当たっては、まちづくりの担い手一人ひとりを結びつける「絆」が重要となります。互いの絆が深まれば、全ての施策の成果がジグソーパズルのようにつながり、やがて面として、

市全体に広がります。次の5つの絆を築いていくことをまちづくりの基本的な姿勢とします。

### 協働の絆

情報の共有と対話の積み重ねにより、互いの信頼を深めながら、地域への愛着と誇りを持ち、様々な担い手の特性を活かした連携の輪をつなぎます。

### 平和の絆

過去の苛烈な体験を胸に刻み、先人の平和を願う強い想いを引き継ぎ、さらに発信することで、次代を担う子ども達が安心して暮らせる未来を創ります。

### 共生の絆

寛容の心が広がり、世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、また、性の多様性を尊重し、全ての人々に優しい社会を築きます。

### 活力の絆

まちの活性化に資する地域資源を最大限に活用し、まち全体が市民の笑顔と活気にあふれ、明日への活力がすみずみまで連鎖する社会を築きます。

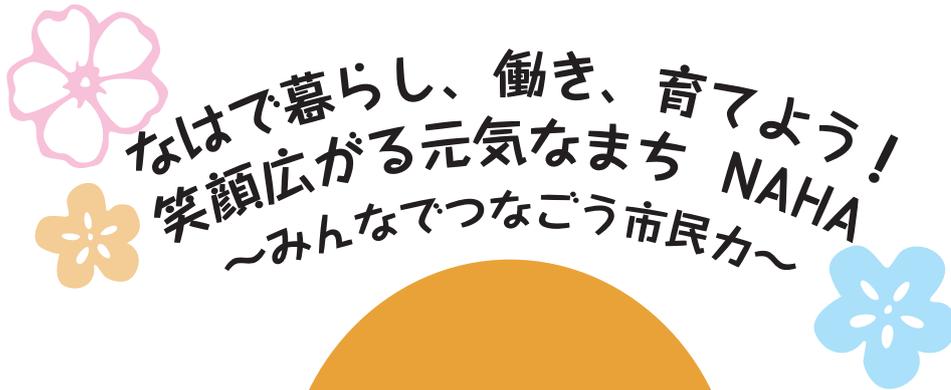
### 共鳴の絆

地域や他自治体の好事例を学び、気づきを共有するとともに、積極的なチャレンジにより成功体験を重ねながら、発展に向けた人々の想いを響かせます。



まちづくりの将来像として掲げたまちの姿を具  
体化するために、5つのめざすまちの姿によって  
進むべき方向性を示します。これらは、それぞれ

独立するものではなく、互いに密接に連携しなが  
ら本市の将来像を実現するものです。



## 多様なつながりで共に助け合い、 認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA



イチャリバチョーデーとユイマールの精神でおらかなコミュニティを築きながら発展してきた本市は、個人や個性を尊重し、多様な生き方が認められる素地が整っています。挨拶から始まる交流が世代を超えてつながり、市民みんなが主役となり楽しく安全安心に暮らせるまちをめざします。

そのために、お互いが思いやりや譲り合いの気持ちであふれ、心と心が響きあい・紡ぎ合う協働によるまちづくりによって地域の力を高めていきます。小さな「わ」が大きな「WA」※1へとつながるように、自助、近助※2、共助、公助の役割を確認し、地域の人々と行政が対話を重ね、小学校区を対象としたまちづくりを進め、地域の課題解決に協働で取り組みます。防災・防犯に関する活動等

を通して、地域が結束した誇り高いまちづくりを進めます。さらに、国内外との交流の輪を広げ、恒久平和を希求する市民の想いを未来へと発信します。男女が対等な立場で活躍することや性の多様性を認識しながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

※1 (市民提案)地域の通り会やサークルなどの小さなグループである「わ」が、様々なグループとつながることで市全体に大きく広がり、さらに、国際都市として調和した「WA」へと発展させたいという想いが込められています。

※2 (市民提案)近助とは、共助よりもより身近な地域で思いやりや譲り合いの心を基本にした自然に出てくる助け合いを指し、近年使われ始めた言葉で、人々をつなぐ絆への市民の願いが込められています。



## 互いの幸せを地域と福祉で支え合い 誰もが輝くまち NAHA



超高齢社会の到来、少子化及び核家族化が進行する中においては、地域のつながりがより重要になります。すべての人が自分らしく輝き地域の一員として見守り・見守られ心身ともに健やかで安心して暮らせるまちをめざします。

そのために、地域と世代がつなぐ支え合いにより、子どもも、お年寄りも、障がいのある人もない人も、皆が夢や生きがいをもち、小学校区などの地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、誰もが健康で文化的な生活を営む環

境を整え、特に夢や希望にあふれる子どもたちへのセーフティネットを広げます。一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むよう、市民の健康意識を高めるとともに、誰もが身近な地域で良質かつ適切な医療を受けられるまちづくりを進めます。小学校区などの住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保される体制を確立します。大災害や感染症等の原因により生じる健康危機から市民や来訪者の健康を守る体制を整えます。



## 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る 誇りあるまち NAHA



まちづくりはひとづくりと言われるように、これからの新しい時代を切り拓く人材こそが重要となります。全ての成長過程にある子ども達の主体性や創造性を育み、向上心に富む市民が、輝かしい未来に向かって歩む、豊かな学びと文化が薫る、誇りあるまちをめざします。

そのために、地域全体で子どもや若者の成長を応援し、市民が夢と希望にあふれ、子育てが楽しくなるまちづくりを進めます。保育や教育の充実のためには、家庭や地域、学校が一体となり、子ども達をあたたかく見守る環境が重要であり、市

内の小学校をその拠点にします。子ども達が知的好奇心を高め、自ら学び成長していくプロセスを応援するとともに、その未来を拓く教育を推進する環境を整えます。いつでもどこでもだれでも学びやスポーツを楽しめるまちづくりを進めます。

また、しまくとぅばに身近に接するとともに、郷土の歴史や伝統文化等の価値を再確認する機会を創出し、それらにふれあい、受け継ぎながら、新たな文化を創造・発展させ、日常に文化が薫るまちづくりを進めます。



## ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる 万国津梁のまち NAHA



我が国の南の玄関口として、アジアに開かれた本市は、アジアのダイナミズムを取り込むことによる新たな時代の到来が実感できるようになりました。この機会を確実に捉え、国内外から優れたヒトやモノが集い、そこから新たなモノやコトの付加価値を生み出し、世界へ羽ばたくことで、躍動感がみなぎる万国津梁のまちをめざします。

そのために、先人が築き上げた歴史や文化、亜熱帯特有の気候や自然環境を活かし国内はもとより外国からの旅行者が何度も訪れたい観光地としての地位を築きます。また、経済成長の著しいアジアにあって主要都市との近接性等の地理的

優位性を活かしたビジネスとリゾートが融合する都市として新たな地位を築きます。さらに、広域での幅広い連携のもと、リーディング産業である観光産業や市内に集積が進む情報通信関連産業はもとより、戦略的成長産業に位置付けられた国際物流関連産業など、様々な産業の活性化や育成・振興を図ります。また、マチグワー<sup>※3</sup>等の地域資源を活かした地域の活性化を図るとともに、市民一人ひとりの働く力をさらに発揮できる労働環境を整え、商都としての活力を高めます。

※3 昔ながらの商店街



## 自然環境と都市機能が調和した 住みつづけたいまち NAHA



沖縄らしい亜熱帯庭園都市を形成してきた本市は、魅力にあふれ住みよいまちとして発展してきました。これからも低炭素社会の実現に向けた地球にやさしい環境共生都市と安全安心で快適な都市機能を調和させ、誰もが訪れたい、住みつづけたいまちをめざします。

そのために、市内にある貴重な自然環境と多様な生態系を後世に残し、環境再生活動に積極的に取り組むとともに、地球温暖化対策に資する取り組みを推進します。災害に強く、安全安心・バリアフリーで快適な道路や公園、交通システム、ラ

イフラインである上下水道等必要な都市基盤の整備とともに、市民や事業者との連携により、公園等のあり方を見直し、時代に適した再活用を図ります。また、亜熱帯地域にふさわしい緑と水辺空間を保全・創出するとともに、西海岸に広がるウォーターフロントエリアの整備を進めるなど、那覇らしい景観を維持しながら快適で住みよいまちづくりを進めます。那覇軍港等の大規模空間については、将来的な経済発展を見据え、臨港・臨空の優位性等それぞれの特色が発揮される活用を検討します。



### 市民との信頼を深め、 効率的で効果的な行財政運営を行う



基本構想で描く「めざすまちの姿」を実現するためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、協働によるまちづくりをさらに深化させる必要があります。そのために、行政は、貴重な経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効に活用しながら、市民との信頼をさらに深め、将来にわたり持続可能な行財政運営を行わなければなりません。

#### 市民との信頼を深める職員・組織づくり

市民との信頼を深めるためには、市民から頼りにされる「ヒト」が継続して育ち、様々な「情報」を市民と共有する必要があります。職員が学び合い、研修機会を充実させ、政策形成能力や協働を推進するコーディネート能力を高めるとともに、社会環境の変化に適切かつ迅速に対応できる組織機構を構築します。職員へは、性の多様性を尊重することを促し、男女共同参画の意識を高めるとともに、職員の健康やワークライフバランスに配慮し、適正な定員管理を行っていきます。情報セキュリティ対策に万全を期して個人情報を適切に管理し、様々な情報をわかりやすく整理し、発信、提供します。

#### 効率的で効果的な行財政運営を行う

時代とともに多様化していく市民サービスを行うためには、効率的で効果的に「モノ」や「カネ」を管理するという行財政運営を行う必要があります。公共施設については、将来の推計人口に対応するための適切なあり方を見出すとともに、民間の知恵と経験を活用します。行政経営的な視点を取り入れながら計画的な執行管理と財務情報に関する説明責任の充実による規律ある財政運営を行います。目的を共有し、時代に見合った行政サービスの品質を確保するとともに、まちづくりの羅針盤である総合計画の効果的な進捗管理の手法を確立します。



## アプローチ まちの「仕次ぎ」 ☆ NEXT-100

本計画期間中、市制施行100年を迎える本市にあっては、これまでの確かな歩みをさらに進めながら、次の100年にも想いを馳せなければなりません。100年を超える泡盛の古酒(クース)は、熟成された古酒に少しずつ新たな酒を加えていく丁寧な「仕次ぎ」により、その芳醇な香りとまろやかな風味を後世に引き継いできました。まちづくりも同様に、伝統の中にも新しい仕組みを取り入れ

ることが、まちにさらなる輝きと風格を生み、次世代へ引き継ぐことができると考えます。次世代の笑顔が輝く那覇市になるよう、まちの「仕次ぎ」を意識して、これからの100年を展望した、まちづくりにアプローチします。また、次の3つの「力」を、未来を拓く重要な視点として位置づけ、全ての施策を遂行する上で、それぞれの視点を強く意識することとします。

## ☆「つながる力」を広げる視点

小学校区を単位とし、自治会、学校、NPO、企業等が参画する新しいコミュニティや様々な地域資源が結びつくシステムを構築しながら、内外との交流の輪を広げるとともに、先人の知恵や工夫を次代へ継承することなどで、地域と人を幅広く縦横に結びつける、「つながる力」を広げる視点を意識します。

## ☆「稼ぐ力」を高める視点

成長産業分野への対応力を強化しながら、新たな発想で土地の高度利用を促進し、時代を牽引する人材や企業の集積を進めるとともに、未来を拓く人材の育成とその能力が発揮される環境を整えることなどで、自立的な経済基盤を拡大させ、市民の暮らしを豊かにする、「稼ぐ力」を高める視点を意識します。

## ☆「ひきつける力」が輝く視点

那覇らしい景観の実現や安全安心で快適な交通環境を整備しながら、郷土の歴史や伝統・文化を受け継ぐとともに、楽しく子育てできる環境や皆が笑顔で働く環境を整え、まちの魅力を高めることなどで、人々に、訪れたい、暮らしたい、働きたいと思わせる、「ひきつける力」が輝く視点を意識します。



## 仕次ぎ と まちづくり

泡盛は、「仕次ぎ」と呼ばれる熟成方法によって、深みのある味わいへと進化します。まちづくりも同様に、先人の知恵を受け継ぎ、後世に引き継いで行くことで、まちに風格と躍動感が備わると考えます。

## 将来人口

本市の人口は、2015年の国勢調査では319,435人となっています。那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおいては、2015年から2020年の間に人口のピークを迎え、その後、減少を続け2060年には、約254,000人にまで減少し、働き手である生産年齢人口の総人口に対する割合は63.9%から53.6%にまで減少し、人口構成も大きく変化すると推計しています。2030年の総人口は311,000人、生産年齢人口の総人口に対する割合は59.9%と推計しています。

子育て環境や雇用環境を充実させ、健康長寿の復活に取り組み、笑顔が広がる元気なまちを築くためには、人口減少に歯止めをかけなければなりません。本計画においても人口と生産年齢人口の総人口に対する割合において明確な目標を設定し、人口減少問題の克服に向けた確実な一歩を踏み出すこととします。2028年の人口の目標は315,000人とし、生産年齢人口の総人口に対する割合の目標は61%程度とします。



# 基本計画

---

## 第1部 基本計画総論

第5次総合計画施策体系  
基本計画の期間  
未来への視点

## 第2部 基本計画各論

### 第1章

多様なつながりで共に助け合い、  
認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA

### 第2章

互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA

### 第3章

次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る  
誇りあるまち NAHA

### 第4章

ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる  
万国津梁のまち NAHA

### 第5章

自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA

### 第6章

市民との信頼を深め、効率的で効果的な行財政運営を行う

# なはで暮らし、働き、育てよう！ ～ みんなでつなごう

## めざすまちの姿

多様なつながりで  
共に助け合い、  
認め合う安全安心に  
暮らせるまち NAHA

### 小さな「わ」が大きな「Wa」に 広がる協働によるまちづくり

- 自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる
- 市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

### 地域の力が重なる 安全安心のまちづくり

- 地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる
- 相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる
- 災害対応力の高いまちをつくる

### 交流の輪を広げ 平和を希求するまちづくり

- 平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる
- 国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

### 人権が尊重され、 誰もが心豊かに安心して 暮らせるまちづくり

- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

互いの幸せを  
地域と福祉で支え合い  
誰もが輝くまち NAHA

### 地域で暮らし地域で支える まちづくり

- 地域みんなが、支え合うまちをつくる
- 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる
- 障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる
- 子どもの貧困対策をすすめて子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる

### すべての人が健康で 生き生きと暮らせるまちづくり

- 市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる
- 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる
- 親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる

### 身近な地域で良質かつ適切な 医療が受けられるまちづくり

- 地域医療の充実したまちをつくる
- 適切に救急医療につなげるまちをつくる
- 健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる

### 衛生的で快適に暮らし、 健康危機にも強いまちづくり

- 衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる
- 健康危機管理体制が整ったまちをつくる

次世代の未来を拓き、  
豊かな学びと文化が薫る  
誇りあるまち NAHA

### 子育てが楽しくなるまちづくり

- すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる
- 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

### 自らの力で未来を拓く 子ども達を応援するまちづくり

- 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる
- 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

### 生涯学習を推進し、 地域の教育力を向上させる まちづくり

- どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる
- どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる
- 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

### 郷土の歴史、 伝統文化・芸能にふれあい、 新たな文化を創造する まちづくり

- 文化が保存され継承されるまちをつくる
- 市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる

# 笑顔広がる元気なまち NAHA

## 市民力 ～

ヒト・モノ・コトが集い、  
育ち、ひろがる  
万国津梁のまち NAHA

### ビジネス・リゾートと 歴史・文化が融合する 観光まちづくり

- 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる
- 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる

### 様々な産業が集い・育ち・ ひろがるまちづくり

- 戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる
- 商工業が発展するまちをつくる
- 農水産業が活き活きとしたまちをつくる
- 那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる
- オープンデータが活用されるまちをつくる

### 産業を支える市民と その労働環境を整える まちづくり

- みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる
- 産業を支える人材が育つまちをつくる

### 中心市街地を活かした まちづくり

- 商店街やマチグワーなどが賑わうまちをつくる
- 中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる

自然環境と  
都市機能が調和した  
住みつけたいまち  
NAHA

### 省エネを実践し、 資源が循環するまちづくり

- 省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる
- ごみを減らし、資源として再利用、再生利用するまちをつくる

### 自然環境が育まれた那覇らしい 亜熱帯庭園都市のまちづくり

- 那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる
- 自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる
- 魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる
- 地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる

### 暮らして良し歩いて楽しい 快適なまちづくり

- 市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる
- 誰もが移動しやすいまちをつくる
- 住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる
- 人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる

### 災害に強い都市基盤の整備で 安全安心のまちづくり

- 安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる
- 強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる
- 公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる

### 那覇の魅力と特性を活かした 土地利用を進めるまちづくり

- 地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる
- 那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる

基本構想を推進するために

市民との信頼を深め、  
効率的で効果的な  
行財政運営を行う

### 市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり

- 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる
- 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる

### 効率的で効果的な 行財政運営を行う

- 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる
- 持続可能な財政運営をすすめる

## 基本計画の期間

基本計画の期間は、2018(平成30)年度を初年度とする10年間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、5年を経過する時点で、市民・議会の参画のもと検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 未来への視点

各施策を遂行する上で、基本構想で未来を拓く重要な視点として位置付けた「3つの力」を、意識する水準を示します。

施 策		未来への視点		
		つながる力	稼ぐ力	ひきつける力
1	自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる	☆	○	○
2	市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる	☆	○	○
3	地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる	◎	○	◎
4	相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる	○	○	○
5	災害対応力の高いまちをつくる	☆	○	◎
6	平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる	◎	-	◎
7	国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる	○	-	◎
8	一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる	○	○	◎
9	地域みんなが、支え合うまちをつくる	☆	-	○
10	小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる	☆	-	○
11	障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる	◎	○	○
12	子どもの貧困対策をすすめ子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる	☆	○	○
13	市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる	☆	○	◎
14	市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる	◎	○	○
15	親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる	◎	○	☆
16	地域医療の充実したまちをつくる	○	○	◎
17	適切に救急医療につなげるまちをつくる	◎	-	◎
18	健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる	◎	○	○
19	衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる	◎	○	○
20	健康危機管理体制が整ったまちをつくる	◎	○	○
21	すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる	◎	◎	☆
22	支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる	◎	○	◎
23	自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる	◎	○	○
24	学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる	○	○	○
25	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	◎	○	◎
26	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	◎	○	◎
27	学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる	☆	○	◎
28	文化が保存され継承されるまちをつくる	○	◎	◎
29	市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる	◎	○	◎
30	国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる	○	☆	☆

最重要視点を持って遂行する施策は「☆」、重要な視点を持って遂行する施策は「◎」、それぞれの力に直接結びつかないものの十分な意識を持って遂行する施策は「○」で表しています。

	施 策	未来への視点		
		つながる力	稼ぐ力	ひきつける力
31	那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる	○	☆	☆
32	戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる	○	☆	◎
33	商工業が発展するまちをつくる	○	☆	○
34	農水産業が生き活きとしたまちをつくる	○	◎	○
35	那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる	○	☆	○
36	オープンデータが活用されるまちをつくる	○	◎	○
37	みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる	○	◎	☆
38	産業を支える人材が育つまちをつくる	○	☆	○
39	商店街やマチグラーなどが賑わうまちをつくる	○	◎	○
40	中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる	○	◎	○
41	省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる	◎	○	○
42	ごみを減らし、資源として再使用、再生利用するまちをつくる	○	-	○
43	那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる	○	○	☆
44	自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる	○	-	○
45	魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる	◎	○	◎
46	地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる	☆	○	◎
47	市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる	○	☆	◎
48	誰もが移動しやすいまちをつくる	○	○	☆
49	住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる	○	○	◎
50	人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる	○	-	◎
51	安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる	○	○	◎
52	強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる	○	○	○
53	公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる	○	○	○
54	地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる	○	☆	☆
55	那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる	○	☆	○
56	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	☆	○	◎
57	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	◎	○	◎
58	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	○	○	☆
59	持続可能な財政運営をすすめる	○	◎	○

# 第1章 / めざすまちの姿

自治・協働・男女共同参画・平和・防災・防犯

## 多様なつながりで共に助け合い、 認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA



イチャリバチョーデーとユイマールの精神でおおらかなコミュニティを築きながら発展してきた本市は、個人や個性を尊重し、多様な生き方が認められる素地が整っています。挨拶から始まる交流が世代を超えてつながり、市民みんなが主役となり楽しく安全安心に暮らせるまちをめざします。

そのために、お互いが思いやりや譲り合いの気持ちであふれ、心と心が響きあい・紡ぎ合う協働によるまちづくりによって地域の力を高めていきます。小さな「わ」が大きな「WA」へとつながるように、自助、近助、共助、公助の役割を確認し、地域の人々と行政が対話を重ね、小学校区を対象としたまちづくりを進め、地域の課題解決に協働で取り組みます。防災・防犯に関する活動等を通して、地域が結束した誇り高いまちづくりを進めます。さらに、国内外との交流の輪を広げ、恒久平和を希求する市民の想いを未来へと発信します。男女が対等な立場で活躍することや性の多様性を認識しながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

未来への視点		
つながる力	稼ぐ力	ひきつける力

### 小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる	☆	○	○
市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる	☆	○	○

### 地域の力が重なる安全安心のまちづくり

地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる	◎	○	◎
相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる	○	○	○
災害対応力の高いまちをつくる	☆	○	◎

### 交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる	◎	-	◎
国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる	○	-	◎

### 人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる	○	○	◎
-------------------------------------	---	---	---



## 政策

# 小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策1

## 自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる

### 施策概要

●協働によるまちづくりを推進するうえで、核となる自治会のさらなる活性化や校区まちづくり協議会を全市域に広げることで、地域の新しい

人のつながりを発見し、更なる地域コミュニティの活性化を図ります。

### 現状と課題

- 自治会では、主に親睦事業、環境美化活動、教育、防犯・防災活動、福祉活動を実施し、地域コミュニティの核として様々な事業を行っています。近年、自治会の加入率は低下傾向ではあるものの、子どもを対象とした「学事奨励事業」や高齢者を対象とした「地域見守り活動」に代表される自治会活動は、地域の親睦を深め、安全安心に生活できる環境づくりに寄与しています。
- 現在、核家族化や少子高齢化など、急激に変化する社会情勢のなか、地域コミュニティの希薄化が叫ばれています。本市では、この問題に対応するため、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとして「校区まちづくり協議会」を展開しています。2016(平成28)年度に「小学校区コミュニティ基本方針」を策定し、「校区まちづくり協議会支援事業」を市の重要施策として展開し、将来的には市内全域で協議会が立ち上がり、活発な地域活動が広がっている姿を目指しています。
- 校区まちづくり協議会は、校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々が構成する団体が、

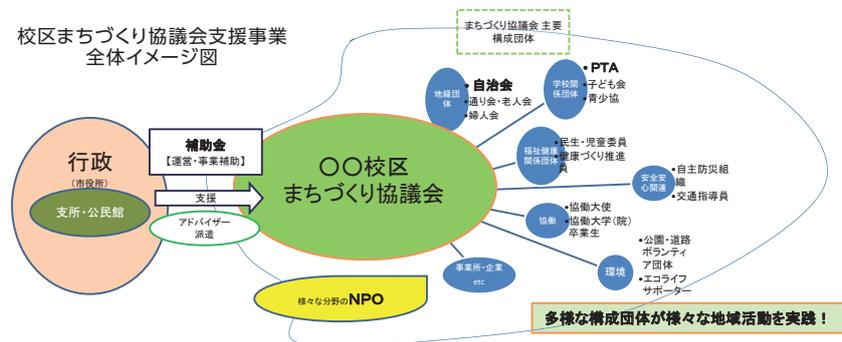
それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として自主的に設立しており、2017(平成29)年6月末現在、市内には6小学校区あります。各校区では、多様な地域の特色を活かし「学習支援事業」や「美化活動」などを実施しています。

- 自治会・校区まちづくり協議会等の地域コミュニティにおいては、新たな若い人材の発掘が必要とされています。
- NPO活動支援センターと協働大使活動支援センターを統合した「なは市民活動支援センター」を協働によるまちづくりの拠点となる「なは市民協働プラザ」内に設置し、NPOを含む全ての市民活動の支援を展開しています。
- まちづくり活動に携わる市民活動団体への支援体制の構築が検討課題です。

### 関連条例等

- ◆協働による那覇のまちづくりのために
- ◆いっぽすすんだ協働のための手引書
- ◆小学校区コミュニティ推進基本方針

校区まちづくり協議会支援事業全体イメージ図



### 街の人の声

小中学校区を単位とした人のつながりをつくっていく。

## 取組の柱と方針

## 1 自治会や校区まちづくり協議会などの活性化

- 校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々に構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行います。
- 校区まちづくり協議会を全市域に広げていくために、協議会設立、運営及び活動に対しての支援、財政的支援(補助金の交付)、アドバイザーの派遣等、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた効果的な支援を継続します。さらに、小学校区ごとのカルテづくりを行い、地域の強みや特性等の実態を把握し、校区まちづくり協議会設立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- 校区まちづくり協議会支援事業では、その活動状況を広報紙に掲載するなど、協議会設立の機運が地域で高まるよう、周知・広報に努めます。さらに、各協議会の役員等が一堂に会する意見交換会を年1回開催し、各協議会の取り組みや効果的な事例を共有する場を提供しています。これらの取り組みは、新規立ち上げを検討している方への情報提供や関係づくりの場にもなっていることから、今後も

このような自発的な組織結成のための仕組み作りに努めてまいります。

- 那覇市自治会長会連合会及び各自治会の活性化を支援します。
- 多様な団体で構成する校区まちづくり協議会の活動を促進することで、自治会等の団体の新しい人材の育成・発掘に努めます。

## 2 まちづくり団体の連携を促進する環境づくり

- なは市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体間の連携を促進する環境づくりを進めます。
- 楽しくまちづくり活動を実践するための周知・広報に努めます。
- まちづくり活動に関する地域の情報を積極的に発信します。
- まちづくり活動を行う団体への人的・財政的支援を積極的に行います。
- 環境美化や自主防災組織等、地域で活動している団体に対する支援を継続します。
- 企業による地域貢献活動については、企業が地域づくり・まちづくりに積極的に参加することを促すよう、事例の周知・広報に努め、更なる促進を図ります。

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
なは市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)

## 用語解説

## ●協働によるまちづくり

市民、事業所、市民活動団体等の地域の構成員と行政が、それぞれ対等で主体的にまちづくりを担っていくという考え方です。協働とは、お互いのできることを持ち寄り、楽しみながらまちづくりに参加することです。

## ●那覇市民活動支援センター

市民による自主的で営利を目的としない、協働によるまちづくりのための社会貢献活動を行う拠点として「なは市民協働プラザ」内に設置している施設です。



小禄南小学校区まちづくり協議会準備会  
ワークショップ



## 政策

# 小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

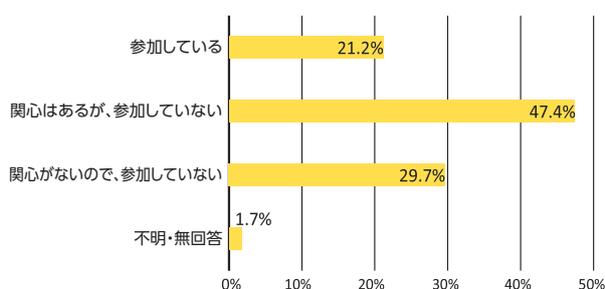
### 施策 2

## 市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

### 施策概要

- 那覇市の市政・歴史・産業などを知ること、地域の課題を認識し、地域活動の担い手として活動実践できる人材、地域でまちづくり活動のコーディネーターとして実践活動すること及び市の事業に提言・発信できる人材を育成します。
- 地域や分野ごとに協働によるまちづくりを実践している方に敬意を表し、今後も活動を継続していただくように「那覇市協働大使」を委嘱します。
- ボランティアの登録や人材データベースの登録を増やし、活動を促進します。

なは市まちづくりに関するアンケート(平成28年度)  
市民活動、PTA活動などのまちづくり活動への、現在の参加状況



### 現状と課題

- なは市民協働大学・大学院の開催及び那覇市協働大使の委嘱をスタートして10年が経過し、多くの卒業生、協働大使の方々があります。しかし、その方々の実践活動等についての把握ができていない課題があります。
- 自治会・校区まちづくり協議会等の地域コミュニティにおいては、若い新しい人材の発掘が必要とされています。
- なは市まちづくりに関するアンケートでは、市民活動、PTA活動などのまちづくり活動に「関心はあるが参加していない」と5割近くの市民が回答しており、条件や状況によっては、まちづくり活動へ参加できる方がいます。
- 本市には、協働によるまちづくりやボランティア活動に関心や意欲が高く、実際に活動を実践

されている個人や市民団体が数多くいます。人材データベース事業は、まちづくり活動に携わり、ボランティア実践の場を求める団体等の方々と、その団体の活動を実践してほしいと要望する地域や、ボランティアを募集している団体等を「マッチング」するための新たな取り組みです。

●人材データベースの本稼働に向けては、効果的なボランティア情報の収集・伝達方法、個人情報情報の取扱いや集約した情報の適正管理が課題です。

### 関連条例等

- ◆協働による那覇のまちづくりのために

**街の人の声** ボランティアに個人でも参加できる仕組みをつくる。

## 取組の柱と方針

## 1 地域で活躍する人材の育成と発掘

- なは市民協働大学・大学院を継続することで、まちづくりコーディネーターの養成等を行い、市民の意識の高揚を図ります。
- なは市民協働大学・大学院卒業生や那覇市協働大使に地域での活動状況や課題について聞き取りを行うことで現状を確認・分析し、地域で活動できる仕組みづくりについて検討します。

## 2 ボランティア活動の活性化

- 協働大使への情報提供に努め、ボランティア活動への積極的な参加を促すための取り組みを行います。
- 那覇市人材データバンクを設立し、なは市民協働大学・大学院の卒業生や那覇市協働大使、地域での実践活動を希望する方等が登録できる仕組みを構築し、登録をはたらきかけます。

実際の地域のさまざまな課題に対応することで、それぞれの活動できる範囲を広げ、市民力、地域力の向上を図ります。

- ボランティア活動をする市民が活躍できる場を増やします。
- ボランティアを求める情報とボランティアができる人の情報を幅広くひろいあげ、つなげるため、ボランティア情報のプラットフォームとしてホームページの充実を図ります。

## 3 市民が政策提言できるような自治の仕組みづくり

- 校区まちづくり協議会を全市に広げ、市民自ら地域の課題を見つけ、解決に向けて取り組んでいくなど、日常的に市政へのかかわりを深めていただき、自らの意見が市政に反映される仕組みづくりを目指します。

## 取り組みの活動状況を見る指標

指 標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
なは市民協働大学・大学院卒業生数	319人 (2016年)	719人	1,119人
協働大使委嘱者数	867人 (2016年)	1,267人	1,667人
那覇市人材データバンク登録者数(累計)	9人 (2016年)	250人	470人
まちづくり活動に参加している市民の割合	30.9% (2016年)	36.9%	42.9%

## 用語解説

- なは市民協働大学  
協働によるまちづくりを学び、受講生同士のつながりをつくることで、まちづくりに参加する市民が増えることを目的に開催しています。
- なは市民協働大学院  
協働によるまちづくりについて、自身の地域や分野に活かすために各地での実例や高度な知識を学ぶこと、ならびに、自身の地域での自治を考え、実行できる人材の育成のために、なは市民協働大学の上級編として開催しています。
- 那覇市人材データバンク  
地域で活動している方々やこれから活動してみたいという意欲のある方などの人材をつなぎ、地域の多様なニーズに対応する仕組みづくりを目指しています。
- まちづくりコーディネーター  
まちづくりにおいては、さまざまな主体の参画があり、それぞれの考え方や意見を尊重し、つなげ、目標に向かって進むために、まとめていく役割を担う人材が必要になります。



なは市民協働大学院ワークショップ



## 政策

### 地域の力が重なる安全安心のまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

#### 施策3

### 地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を 実感できるまちをつくる

#### 施策概要

◎「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、市民、事業者、警察、市が連携を強化しながら、「ちゅらさん運動」の推進と自主防犯組織による地域防犯パトロール活動や交通安全活動を積極

的に推進し、地域住民・組織による防犯及び交通安全に対する意識を高め、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

#### 現状と課題

◎市内の犯罪認知件数は2008(平成20)年の5,351件から2015(平成27)年は2,923件へ減少しており、過去10年間の沖縄県内の刑法犯の認知件数は、2006(平成18)年の17,423件をピークに9年連続で減少、2014(平成26)年からは1万件以下となっています。更なる減少を図るためには、取り組みを継続・強化する必要があります。

◎市内の交通事故件数は2008(平成20)年の2,005件から2015(平成27)年は1,540件へ減少しています。しかしながら、交通事故に占める飲酒絡みの事故の構成率は全国に比べ依然高く、悪質な運転に起因する交通事故によって多くの尊い命が犠牲となっており、本市の交通事故情勢は依然として厳しい現状にあります。更なる交通事故件数の減少を図るためには、取り組みを継続・強化する必要があります。

#### 関連条例等

- ◆那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例
- ◆那覇市交通安全対策会議条例
- ◆那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例
- ◆那覇市暴力団排除条例

#### 街の人の声

街灯が少なくて暗い。街灯を作ってほしい。

## 取組の柱と方針

## 1 犯罪のない安全安心なまちづくり活動の推進

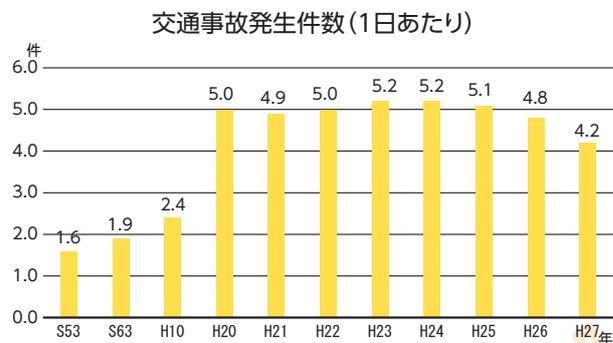
- 犯罪を未然に防止し、市民が安全に安心して暮らせる那覇市を実現していくため、市民、事業者、警察、市の連携を進めます。
- 「地域の安全は地域で守る」環境を醸成するため、県民総ぐるみで実施されている「ちゅらさん運動」など、市民が地域の防犯意識啓発活動に積極的に参加できるよう、その推進を図ります。
- 自治会等へ保安灯の設置支援など、安全安心な地域づくりの支援をおこないます。
- 警察や防犯協会などの関係機関と連携しながら、地域の自主防犯組織の発足や防犯活動を積極的に支援していきます。
- 沖縄県警察本部、那覇・豊見城警察署及び那覇・豊見城地区防犯協会などの関係機関・団体と、防犯や交通安全に関する情報交換を積極的におこない、連携の強化を図ります。

## 2 交通事故防止運動の推進

- 市民へ交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止及び飲酒運転根絶運動を推進します。
- 那覇・豊見城警察署及び那覇・豊見城交通安全協会などの関係機関・団体と交通安全に関する情報交換を積極的に行うとともに、連携の強化を図ります。
- 小学生の登下校時の安全安心な環境を育むため、交通少年団の結成や地域の立哨、見守り活動を支援していきます。



登校時の立哨活動



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数	195 団体 (2016年)	200 団体	215 団体
交通指導員が2名以上配置されている小学校区数	25 校区 (2016年)	30 校区	36 校区

## 用語解説

## ●ちゅらさん運動

県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県を目指す運動で、平成16年4月、「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例(沖縄県)」の施行を機にスタートしました。



## 政策

### 地域の力が重なる安全安心のまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

#### 施策4

### 相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる

#### 施策概要

●消費者が安全安心で豊かな生活を営めるよう消費生活に関する情報の提供及び賢い消費者育成のため消費者教育の充実に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。また、消費生活相談体制の更なる充実及び消費生活センターの周知徹底に取り組みます。

●弁護士、司法書士、税理士、人権擁護委員、身上相談員等による法律、登記、多重債務、税務、人権、悩みごと相談等、市民の生活上の問題や個人的なトラブル等について、各種専門家のアドバイスを受けることができる環境の提供に取り組みます。

#### 現状と課題

●高齢化が進行する中、65歳以上の消費生活相談件数は年々増加傾向にあります。今後も、健康食品や高齢者向けの様々な商品や新たなサービスが登場・増加していく一方で、高齢者を狙った健康食品等の送り付け商法・悪質商法も増加すると予想されます。判断能力が不十分な高齢者等、被害に遭いやすい消費者の被害防止と救済を図ることが求められています。

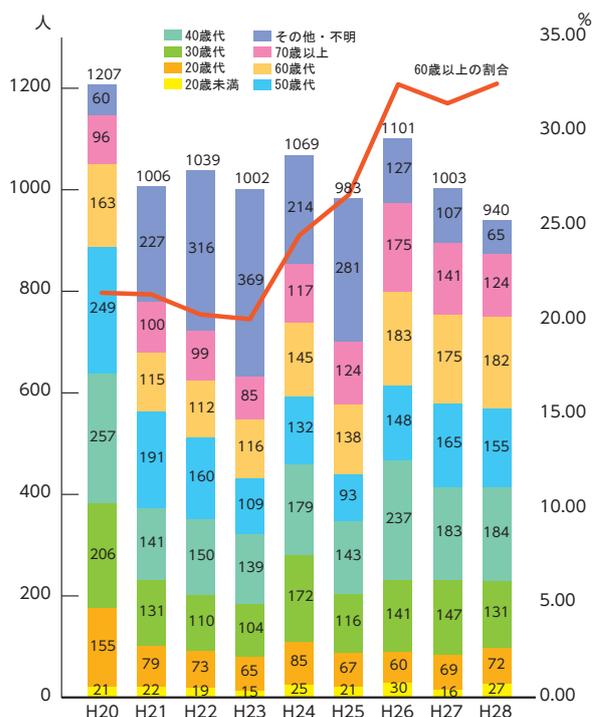
●情報技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により最近では若年層から高齢者まで幅広い世代で情報通信に関連する新たな消費者トラブルが次々と発生しています。インターネット通販による商品購入などでも内容は多岐にわたっており、消費者自身が消費生活に関する知識の習得、情報収集等に努め被害を認識し回避する能力を身につけなければなりません。そのためには学校、地域社会等でも消費者教育の推進についての理解及び協力を得ながら連携体制を構築する必要があります。

●法律相談を始め、定期的に登記、多重債務、税務、人権、悩みごと相談等を実施し、様々な市民の相談の対応しています。市民のニーズは高く、今後も継続する必要があります。

#### 関連条例等

##### ◆消費者基本計画

契約当事者の年齢別件数と60歳以上の割合



## 取組の柱と方針

## 1 消費者教育の充実

- 自立した消費者育成をめざし、教育機関・包括支援センター等と連携し、消費者教育の推進を図ります。
- 高齢者見守り対策として、消費者被害未然防止・拡大防止のため出前講座の活用について、各関係機関・地域等へ周知を図ります。
- 消費生活相談員を育成し消費生活相談体制の強化・充実を図ります。
- 情報通信技術の進展によりインターネット等に関する消費者被害防止のため、消費者自身が被害を回避できるよう消費者教育講座を対象別に開催し、必要な情報や知識を提供する

ことで意識啓発の充実を図ります。

## 2 各種相談体制の充実

- 法律、登記、多重債務、税務、人権、困りごとについて専門家による相談体制の充実を図ります。
- 人権侵害に関する相談窓口の充実とともに、それらの案内・周知を図ります。【再掲：施策番号8】

## 相談事業

相談名	相談内容	相談員	実施日時
市政相談	市の仕事についての要望、意見、苦情等の市政全般	市民生活安全課	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時15分
特別相談 (予約制)	法律相談	弁護士	月曜日～金曜日 午後2時～午後4時30分
	登記相談	司法書士	水曜日 午前10時～正午
	税金相談	税理士	毎月第2・4月曜日 午前10時～正午
	悩みごと	身上相談員	毎月第1木曜日 午前10時～正午
	人権困りごと 相談	人権擁護委員	毎月第2月曜日 午前10時～正午

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
消費者教育に関する講演・研修会の開催回数	6回 (2016年)	11回	12回
消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合	18% (2016年)	19%	20%

## 用語解説

## ●消費者の権利

「消費者の権利」という概念は、1962年に米国のケネディ大統領が、「消費者の利益の保護に関する連邦会議の特別教書」において、「安全への権利」「情報を与えられる権利」「選択をする権利」「意見を聴かれる権利」の4つの権利を提示して以来、諸外国においても一般的なものとなっています。

## ●消費生活センター

消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情にかかる相談に応じ、又は、苦情の処理のためのあっせんを行うため、平成28年度に那覇市消費生活センターを設置しています。



消費生活出前講座の様子



未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策 5

# 災害対応力の高いまちをつくる

## 施策概要

- 市民、自治会、通り会、自主防災組織及び学校教育機関などに対する防災講話や被災者等の講演等を通して市民の防災意識及び知識の向上並びに災害伝承を図るとともに地域の防災に関する人材の育成に努めます。
- 民間事業者などと災害時応援協定の締結を推進するとともに平時からの防災訓練などを通して、災害時に迅速かつ円滑な連携が取れるような体制の構築に努めます。
- 武力攻撃、ミサイル発射及びテロなど不測の事態に備え、国等との連携により危機管理体制を強化します。
- 過去の大規模災害時の教訓を踏まえ、地域防災計画の改定を行い、併せて、関連する各種計画及びマニュアル等を整備します。
- 災害時における観光客(外国人観光客含む)の安全安心の確保に取り組みます。
- 住宅用火災警報器の普及促進に取り組みます。
- 消防力の整備指針に基づく施設、部隊等の整備をすすめ消防力の強化を図ります。

## 現状と課題

- 自助・共助の取り組みを広げ災害対応力を高めていくために、自治会などへの防災講話等を通して市民の防災意識及び知識の向上並びに災害伝承を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるとともに、災害時に行政では直ぐに対応することが難しい分野や、被災した際にニーズが高いと思われる分野における民間事業者等との応援協定を締結をする必要があります。
- 他国による武力攻撃やミサイル発射、新型インフルエンザの発生など市民の生命・身体・財産を著しく脅かす緊急事態に備え、危機管理体制をより一層強化する必要があります。
- 東日本大震災など大規模災害の教訓を踏まえた地域防災計画の改定を行うとともに、併せて、業務継続計画、受援計画、避難所運営マニュアル等各種計画を整備する必要があります。
- 災害時における観光客の安全安心に取り組むと共に、外国人観光客に対しては、多言語による災害情報発信体制の構築及び避難所等における避難者への支援体制を強化します。
- 一般住宅の住宅用火災警報器の設置率は那覇市53.2%・全国81.2%となっています。住宅火災における死傷者は、逃げ遅れによるものが多数発生しており、住宅用火災警報器の設置により被害を軽減することが出来ます。
- 都市構造の高層化大規模化や生活様式の変化・高齢化も伴い、災害は複雑・多様化の傾向にあり、消防活動はますます危険性困難性が増大し、より高度な消防活動技術の向上が要求されています。更に、地球温暖化等に起因すると言われている異常気象に伴い広域的大規模な自然災害が発生し、それらに対応できる消防体制の整備強化がもてめられております。
- 2016(平成28)年における119番通報受理件数は、29,703件となっており、台風やゲリラ豪雨の場合、短時間に数百件の通報を受理する場合があります。
- 増加する外国人観光客からの119番通報に対応するため多言語対応との連動や災害時要援護者(聴覚・言語機能障がい者等)からの119番通報支援やセキュリティに対応する必要があります。
- 多様化する災害に対応するため、隊員の知識や技術の向上を図ることを目的とした教育研修や資機材を充実させる必要があります。

### 関連条例等

- ◆那覇市地域防災計画 ◆那覇市火災予防条例
- ◆那覇市消防力整備計画 ◆那覇市国民保護計画

### 街の人の声

外国人観光客など、災害弱者への対応を強化して欲しい。

## 取組の柱と方針

## 1 自助、近助、共助による防災体制の強化

- 災害時に自助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、自治会等への防災講話等や地域住民が行う避難訓練を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域住民等の災害対応力を高めます。
- 災害時に行政では直ぐに対応が難しい分野や被災した際にニーズが高いと思われる分野の民間事業者等との協定締結推進を図るとともに、これまで締結をしてきた分野においても拡充を図ります。また、中長期的な避難を想定した避難所運営リーダー、メンタルカウンセラー等の確保に努めます。

## 2 住宅用火災警報器の普及促進

- 市内住宅における住宅用火災警報器の普及促進のため、各自治会を通じた広報活動やパンフレットを配布するとともに、一般住宅への個別訪問を実施します。

## 3 消防・救助体制の強化

- 多種多様化する災害対応や火災戦術などの研修を充実させるとともに、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる

向上を図ります。

- 消防力整備指針に基づく施設等を整備し、現場到着所要時間の短縮に努め、迅速かつ効果的な消防活動に取り組みます。

## 4 危機管理体制の強化

- 他国による武力攻撃、テロ、ミサイル発射や新型インフルエンザの発生など不測の事態に備えた避難訓練の実施、マニュアル等を整備し危機管理体制の強化を図ります。

## 5 各種防災に関する計画の整備

- 地域防災計画を改定し、併せて、性の多様性を尊重し関連する業務継続計画、受援計画、避難所運営マニュアル等各種計画を整備し防災体制の強化を図ります。

## 6 観光客(外国人観光客含む)の安全安心確保

- 災害時における観光客の安全安心を確保し、外国人観光客に対しては、多言語による災害情報発信体制の構築及び避難所等における避難者への支援体制を強化します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	15回 (2016年)	20回	25回
災害時応援協定締結事業者数(累計)	158事業者 (2016年)	180事業者	200事業者
住宅用火災警報器の設置率	53.2% (2016年)	65%	80%

## 用語解説

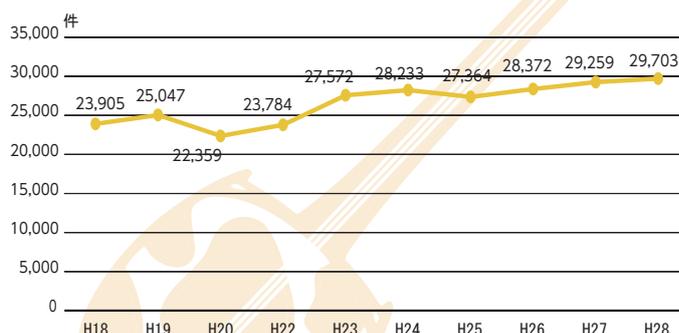
## ●自主防災組織

住民1人1人が「自分の命は自分で守る」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに立って、自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。

## ●近助

共助よりも身近な地域で思いやりや譲り合いの心を基本にした自然に出てくる助け合いを指し、近年使われ始めた言葉で、人々をつなぐ絆への市民の願いが込められています。

119番通報受理件数





## 政策

### 交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

#### 施策 6

### 平和を希求する想いを発信し、 平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる

#### 施策概要

- 先の大戦における沖縄戦の経験を教訓に、恒久平和を希求する想いを内外に発信していきます。
- 本市に残された米軍の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 啓発機会や情報の提供を通して、「那覇市戦没者

追悼式)、「慰霊の日(6月23日)」、「十・十空襲」、「対馬丸事件」、「旧軍飛行場用地問題」、「奇跡の1マイル」、「十月十日に復活再現された那覇大綱挽」など、先の大戦や戦後処理問題、復興の歴史などの経験を継承し、平和を希求する市民の想いとして受け継いでいくことをめざします。

#### 現状と課題

- 那覇港湾施設(那覇軍港)の返還については、2013(平成25)年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、代替施設への移設の返還条件が満たされ、必要な手続きの完了後、2028年度又はその後に返還可能とされています。
- 県全体の問題である米軍基地の整理縮小、米軍の事件・事故、日米地位協定の改定については、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などを通し、要請活動を継続して行っています。
- 本市では、1986(昭和61)年に核兵器廃絶平和

都市宣言、1995(平成7)年那覇市平和宣言を行っています。

- 戦後処理問題の一つとされた旧軍飛行場用地問題の解決を図るため、特定地域特別振興事業を進めています。
- 戦後70有余年が経過し、戦禍の記憶とともに平和を希求する想いの風化が危惧されています。戦争体験者の高齢化が進むなか、沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へどのように伝えていくかが課題となっています。



那覇市戦没者追悼式

## 取組の柱と方針

## 1 平和を希求する想いの発信

- 米軍の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 市政の基本的な理念として平和の希求を掲げ内外に発信します。
- 関係団体による平和・核廃絶を求める運動を支援していきます。
- 戦後80周年に向けて、関係機関と協力しながら準備をすすめます。
- 戦禍の記憶を風化させることがないよう、関係課及び関係機関と連携し、「那覇市戦没者追悼式」を実施します。また、式典において、児童生徒による平和のメッセージ朗読や児童合唱等を取り入れることで、恒久平和の願いを次世代につないでいきます。

## 2 県内外の都市・市内小中学校との連携による平和学習の推進

- 長崎などの平和発信都市の児童生徒との交流を通して、戦争や原爆の恐ろしさについて理

解を深め、平和の尊さを学ぶ機会を子どもたちに提供します。

- 市内小中学校と連携し、対馬丸記念館等の場を活用した平和学習の機会を創出します。

## 3 市民と協働した新たな平和学習事業の検討

- 那覇市の戦争資料の整理・展示を進めるとともに、市民団体などによる平和展への後援など、民間による平和関連事業への支援をおこないます。
- 沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていく平和学習事業の検討と充実をすすめます。

## 4 旧軍飛行場用地問題の解決

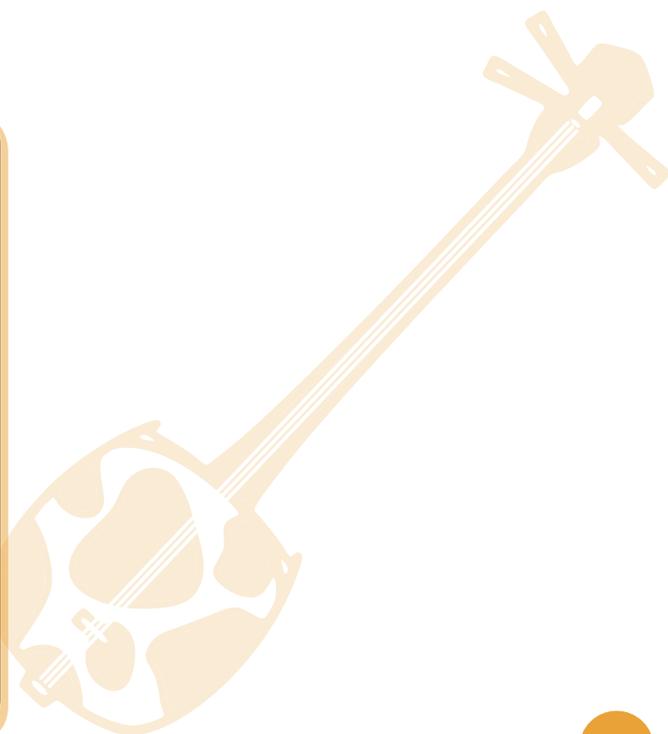
- 本市の旧軍飛行場用地問題の解決に向け、特定地域特別振興事業を活用し、旧地主の慰藉及び地域の振興・活性化に資する事業を実施します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指 標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100人 (2016年)	120人	140人
平和事業の充実	3件 (2016年)	5件	10件

## 用語解説

- 十・十空襲、那覇大綱挽  
1944(昭和19)年10月10日の空襲によって、旧那覇市内の9割が焼失しました。那覇大綱挽は、平和への願いを込め1971(昭和46)年10月10日に復活しました。
- 対馬丸事件  
1944(昭和19)年8月21日に学童集団疎開の子どもたちをたくさん乗せ、那覇港を出港した対馬丸は、翌22日夜10時過ぎ、米潜水艦ボーフィン号の魚雷攻撃により海に沈められてしまいました。乗船者1788名のうち生存者は約2割でした。
- 奇跡の1マイル  
那覇市の中心に位置する国際通りは、戦争後、県下でいち早く復興を遂げたこと、通りの長さがほぼ1マイルであることから、「奇跡の1マイル」とも呼ばれています。
- 青少年ピースフォーラム  
全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る目的で長崎市で実施されています。





## 政策

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

### 交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

#### 施策7

## 国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

### 施策概要

- 歴史的なつながりのある姉妹・友好都市との友好交流のつながりを活かしながら、様々な分野での交流・協力関係を築き、幅広い国内外の交流を推進していきます。
- 次世代を担う青少年の国際感覚をもった人材育

成と、姉妹・友好都市との相互理解を深めるため、那覇市国際交流市民の会と連携しながら、交流の機会を提供し、今後ますます、つながりの「WA」が広がることを推進します。

### 現状と課題

- 本市は、地理的、歴史的に古くから関係の深かったハワイ Honolulu 市、ブラジルサンビセンテ市、中国福州市、宮崎県日南市、神奈川県川崎市と姉妹・友好都市提携をし、国内外との相互理解を深め、交流の輪を広げてきました。
- 課題として、交流の活発な都市と低迷している都市が混在する状況となっています。
- 今後は、交流の平準化を図るとともに姉妹・友好都市提携などの友好交流のつながりを活かしながら、様々な分野で交流・協力関係を構築す

る必要があります。  
●那覇市の将来を担う青少年の国際交流への関心を高めるため、あらゆる機会を通して、国際交流のふれあい、つながりを担う人材育成を支援する必要があります。



伝統工芸体験の様子

**街の人の声** 多様な人と交流できる場、異文化交流できるイベントをたくさん催す。

## 取組の柱と方針

## 1 国内外の姉妹・友好都市との交流推進

- 姉妹・友好都市のホノルル市、サンビセンテ市、福州市、日南市、川崎市と友好な交流のつながりを活かしながら、幅広い交流を促進します。
- 次世代を担う青少年の国際感覚をもった人材育成につながる福州市友好都市交流(児童生徒交流祭)を継続して実施します。

## 2 海外のウチナーンチュとの交流推進

- 海外移民の歴史や功績に敬意を表し、相互の理解、協調、友愛の精神を育み、強い信頼の輪となり、互いのネットワークづくりができるよう周年記念事業、世界のウチナーンチュ大会等の関連事業を実施します。

## 3 海外移住子弟研修生の受け入れ

- 本市の伝統文化、芸能等の体験や市内企業等での就業体験等を通して、市民との交流と移住国との友好親善のため、海外移住子弟研修生受入事業を実施します。



な一ふあんちゅ交流会



那覇福州児童生徒交流祭

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数	140人 (2017年)	185人	215人
那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数	33人 (2017年)	43人	53人

## 用語解説

## ●世界のウチナーンチュ大会

沖縄県の貴重な人的財産である世界各地の県系人の功績を称えとともに、ウチナーネットワークの確立と発展、次世代への継承を目的としています。1990(平成2)年に第1回大会が開催され、これまで6回開催されています。



## 政策

人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策 8

# 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

### 施策概要

- 多様性を認め合い、人権が尊重され、心にゆとりを持った幸せな生活ができるように、啓発機会や情報提供、相談体制などを充実させていきます。
- 性別等にかかわらず、個人や個性が尊重され、一人ひとりが社会の対等な構成員として、多様

な生き方が認められ、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、政治的・経済的・社会的および文化的利益を等しく享受することができる社会の実現をめざします。

### 現状と課題

- 人権にかかる相談は、法務局で月曜～金曜に常設相談を行っていることもあり、相談の利用はあまりありませんが、各課の相談業務での人権擁護の充実とネットワークが求められています。
- 本市は、2008(平成20)年に第3次那覇市男女共同参画計画を策定し、あらゆる場面への男女共同参画を掲げ推進してきました。この間、なは女性センターを拠点として、男女共同参画推進事業を展開し、啓発事業や相談機能の充実を図り、本市の各種審議会・管理職への女性の登用を進めてきました。
- 2005(平成17)年4月に那覇市男女共同参画推進条例の施行、2015(平成27)年7月には全国で2番目となる「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(通称：レインボーなは宣言)を発表し、2016(平成28)年には「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。
- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づ

く慣習や制度、女性に対する暴力や性的マイノリティ(LGBT等)への差別・偏見等による人権侵害など、依然として根強く存在し、誰もが自らの意志であらゆる活動に参画でき、安心して暮らせる社会の構築には、なお多くの課題が残されています。

### 関連条例等

- ◆那覇市男女共同参画推進条例
- ◆那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)
- ◆那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画
- ◆「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)

**街の人の声** 個人、個性を尊重し多様な生き方ができるまちづくりの推進

## 取組の柱と方針

## 1 人権に関する意識の啓発

- 人権啓発講座や講演会などを通して、人権尊重の意識、性別等を含むセクシャリティに関する問題は人権問題だという意識啓発をすすめます。
- 学校教育等において、他人への思いやりやいじめなどの問題を考える機会の促進を図ります。

## 2 人権被害者に対する支援

- 人権侵害に関する相談窓口の充実とともに、それらの案内・周知を図ります。
- 沖縄県や関係機関と連携し、人権侵犯事例の把握、人権相談窓口の利用促進などの支援に取り組んでいきます。
- 相談者のプライバシー保護について相談場所の環境整備につとめ、相談に際しての不安の解消と利用しやすい相談機会の実現につなげます。

## 3 男女共同参画の啓発

- 政策や方針、計画の決定過程への女性の参画促進を図ります。
- 性別による固定的な役割分担、慣習などの見直しのための啓発活動を推進します。
- 誰もが自分に合った働き方を選択し、男女が対等なパートナーとして働くことによる社会

参画を推進するため、育児・介護支援のための啓発活動の促進を図ります。

- 地域活動への男女共同参画を促進するための啓発・支援をおこないます。

## 4 男女共同参画の推進体制の強化

- 「那覇市男女共同参画計画」に基づき、なは女性センター機能を維持しつつ、男女共同参画推進の拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。
- 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づく施策の効果検証、体制強化等、関係機関と連携して取り組みを推進します。
- 性別等にかかわらず、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力、虐待等の被害が相談できる体制づくりを推進します。

## 5 個人や個性を尊重し、多様な生き方(性)が認められる社会の実現に向けた、人権教育・啓発活動の推進

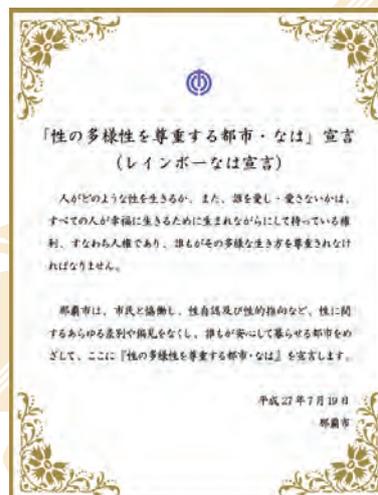
- 市全体(市民・事業者・教育者・行政)で、一人ひとりの個性、多様性を認め、誰もが安心して自己の意志であらゆる分野に参画できる社会の構築を目指し、慣習や固定観念の打破等へ向け、人権への理解を深めていく取り組みを協働で推進します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
審議会等委員の女性登用率	37.9% (2015年)	39%	40%
なは女性センター講座の延べ受講者数	24,961人 (2016年)	28,560人	31,560人

## 用語解説

- 那覇市男女共同参画計画  
男女がともに等しく自らの意思によってあらゆる分野に参画でき、様々な利益を等しく享受し、かつ共に責任を担う、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んでいます。
- なは女性センター  
1990(平成8)年に女性の諸問題の解決や女性の地位向上を目的に開設され、性別等にかかわらず「一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会」、多様な性や生き方を尊重できる社会の実現をめざし活動を続けています。



# 第2章 / めざすまちの姿

保健・福祉・医療

## 互いの幸せを地域と福祉で支え合い 誰もが輝くまち NAHA



超高齢社会の到来、少子化及び核家族化が進行する中においては、地域のつながりがより重要になります。すべての人が自分らしく輝き地域の一員として見守り・見守られ心身ともに健やかで安心して暮らせるまちをめざします。

そのために、地域と世代がつなぐ支え合いにより、子どもも、お年寄りも、障がいのある人もない人も、皆が夢や生きがいをもち、小学校区などの地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、誰もが健康で文化的な生活を営む環境を整え、特に夢や希望にあふれる子どもたちへのセーフティネットを広げます。一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むよう、市民の健康意識を高めるとともに、誰もが身近な地域で良質かつ適切な医療を受けられるまちづくりを進めます。小学校区などの住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保される体制を確立します。大災害や感染症等の原因により生じる健康危機から市民や来訪者の健康を守る体制を整えます。

未来への視点

つながる力 稼ぐ力 ひきつける力

地域で暮らし地域で支えるまちづくり

地域のみんなが、支え合うまちをつくる	☆	-	○
小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる	☆	-	○
障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる	◎	○	○
子どもの貧困対策をすすめて子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる	☆	○	○

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる	☆	○	◎
市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる	◎	○	○
親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる	◎	○	☆

身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられるまちづくり

地域医療の充実したまちをつくる	○	○	◎
適切に救急医療につなげるまちをつくる	◎	-	◎
健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる	◎	○	○

衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強いまちづくり

衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる	◎	○	○
健康危機管理体制が整ったまちをつくる	◎	○	○



## 政策

### 地域で暮らし地域で支えるまちづくり

#### 未来への視点

つながる力	☆
稼ぐ力	-
ひきつける力	○

#### 施策9

### 地域みんなが、支え合うまちをつくる

#### 施策概要

- 誰もが安心して暮らせるよう、また、孤立防止や抜け漏れのない福祉サービス等の支援が受けられるよう、地域の実態把握、地域見守りや安否確認、居場所づくりなどの地域基盤整備づくりを推進します。
- 市民一人ひとりの福祉ニーズや地域の課題を早期発見できるよう、社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、自治会、地域包括支援センター等の関係団体との連携を強化し、必要な人に最適な支援が届くよう、相談体制づくりを推進します。
- 年齢、障がいの有無に関わらず、個人を尊重し、多様な生き方ができるよう、心のバリアフリーを推進し、地域の支え合いにより、共助・地域力を育み、誰もが輝く地域づくりを目指します。
- 大災害時に一人で避難することが困難な高齢者等の避難行動要支援者を地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

#### 現状と課題

- 少子高齢社会の進展や都市化により、高齢世帯や単身世帯が増加しているほか、自治会や地域活動等の地域コミュニティが希薄化し、家族や地域から孤立する市民が増加しており、地域で相互に気遣い、支え合う「共助」の機能を十分に活かさない環境が広がっています。
- 生活困窮や高齢者の介護、認知症、孤独死、障がい等の生活に不安を抱える市民の福祉ニーズや地域の課題を早期発見し、対応、解決に結びつける仕組みづくりが課題となっています。
- 地域の身近な相談員である、本市の民生委員・児童委員の充足率は、2017(平成29)年4月1日現在、84.5%(定数459名、現員数388名)となっており、充足率の向上が課題となっています。
- 孤立防止や抜け漏れのない支援が受けられ、誰もが安心して生活できるよう、自治会等に「地域見守り隊」を結成する事業を2014(平成26)年度より実施しており、2017(平成29)年4月現在、市内159自治会のうち31団体、通り会1団体、老人クラブ1団体の合計33団体の結成となっています。

#### 関連条例等

##### ◆那覇市地域福祉計画



地域見守り隊結成式

**街の人の声** 個人、個性を尊重し多様な生き方ができるまちづくりの推進。

## 取組の柱と方針

## 1 地域の支え合いにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

- 地域での孤立防止や安否確認、抜け漏れのない福祉サービス等の支援が受けられるよう、「地域見守り隊」や「見守りチャームラ隊」の結成を促進します。
- 地域の身近な相談員である、民生委員・児童委員の充足率向上を図ります。
- 地域の方々が気軽に参加し、交流できるサロン等の居場所づくりを、関係課、団体と連携してすすめていきます。

## 2 気軽に相談できる相談・支援体制づくりの推進

- 市民一人ひとりの福祉ニーズや地域の課題に、気軽に相談できる体制づくりを推進し、多様なニーズに、早期発見、早期対応できるよう、関係課と連携して取り組みます。
- 那覇市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、地域包括支援センター等の関係団体と連携を強化し、必要な人に最適な支援が届くよう、支援体制づくりを推進します。

## 3 福祉についての意識啓発や心のバリアフリーの推進

- 年齢、障がいの有無に関わらず、個人を尊重し、

多様な生き方ができるよう、小学生や一般向けの福祉セミナーを実施し、互いに異なる個性に気づき、思いやりを深めることで、心のバリアフリーを推進し、誰もが輝くまちづくりを目指します。

## 4 大災害時における避難行動要支援者支援の推進

- 大災害時に一人で避難することが困難な避難行動要支援者を地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるよう取り組んでいきます。



那覇市長、一日民生委員友愛訪問

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
「地域見守り隊」の結成数	33団体 (2017年)	60団体	80団体
民生委員・児童委員の充足率	84.5% (2017年)	90%	92%

## 用語解説

- 地域包括支援センター  
高齢者の介護予防や介護保険・福祉に関する様々な相談に応じ、各種の公的な保健・福祉サービスの紹介・相談などを行う総合窓口です。
- 心のバリアフリー  
高齢者、障がいのある人等が安心して日常生活や社会生活が出来るようになるためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がいのある人等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要とされています。
- 「見守りチャームラ隊」と「地域見守り隊」  
「見守りチャームラ隊」は、検針等で地域をくまなく回る電気・水道・ガスなどのライフライン事業者や配達事業者の方に、業務で地域を回る際に何らかの異常を発見した場合に、躊躇なく市に連絡を入れていただくネットワークです。さらに、市では、自治会等に地域で孤立しがちな方、気になる高齢者等への日ごろの声かけ、安否確認のための定期的な訪問を行う「地域見守り隊」の結成をお願いしています。



## 政策

### 地域で暮らし地域で支えるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	-
ひきつける力	○

#### 施策 10

## 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる

### 施策概要

- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的且つ継続的に確保された体制を構築、維持します。
- 利用者が適切なサービスを受けることができるように、介護保険サービス事業所等の適正指導を継続的に実施します。

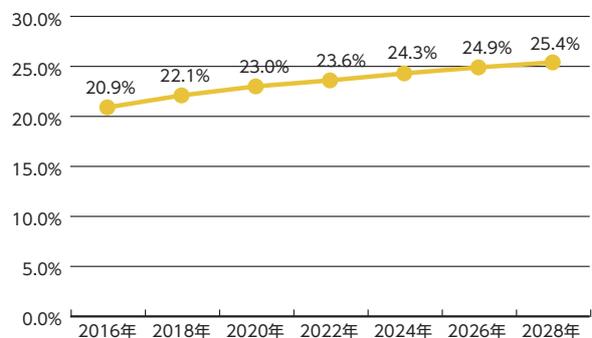
### 現状と課題

- 超高齢社会の到来に伴う様々な課題に対し、地域包括支援センターの強化や拡充と併せて、地域における様々な関係団体との協働による課題解決が求められています。
- 高齢化率が21.4% (2016(平成28)年3月末)から25% (2025年度)、65歳以上の要介護認定率が、18.9% (2016(平成28)年2月末)から22.4% (2025年度)に増加すると推計し、認知症高齢者の割合が13.1% (2016(平成28)年3月末)から20.6% (2025年度)に増加すると推計しています。
- 単身世帯高齢者が9,823人(2003(平成15)年度)から19,410人(2016(平成28)年度)に増えており、在宅での生活を支援するサービスが必要になっています。
- 介護利用者の増加等により、介護福祉士やボランティア等の人材の確保が求められます。
- 介護サービス適正実施に向けた介護保険サービス事業所等の実地指導が必要ですが、対象となる事業所数が年間実地指導処理件数を大幅に上回っています。
- 介護保険に関する周知と、自助への取組みに関する意識啓発が必要です。
- 2030年には多死社会の到来が想定されており、看取り先の確保や在宅での看取りを支える医療・福祉・介護サービスの充実が必要になります。

#### 関連条例等

- ◆介護保険条例
- ◆なは高齢者プラン(介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)

老年人口割合



**街の人の声** おじいとおばあが笑顔で元気に過ごせるまちづくりの推進

## 取組の柱と方針

## 1 地域包括ケアシステムの構築

- 医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的且つ継続的に確保された体制を構築、維持するための取り組みを推進します。
- 高齢者の生活を支えるため、地域住民や企業等による「地域見守り隊」等を含めた、自助・互助・共助の取り組みを推進します。
- 地域包括ケアシステムに重要な地域課題等の把握及び対策の検討等を推進する核となる地域ケア会議の充実を図ります。

## 2 介護予防への取組み強化

- 高齢者が健康で自立した生活を過ごせるように、地域リハビリテーション活動支援や地域介護予防活動の支援等の介護予防に対する取り組みを強化します。

## 3 介護を支える地域づくりの推進

- 介護を支える団体や人材の発掘及び育成に積極的に取り組み、協働による地域づくりを推進します。

## 4 介護保険サービス事業所等への実地指導

- 知識や経験のある民間団体との連携や介護サービス毎の集団指導等、介護保険サービス事業所等に対する実地指導を効率的且つ適切に実施していきます。

## 5 介護保険サービスの充実

- 介護を必要とする状態になっても、安心して暮らしていくことができるように、介護保険サービスの質の向上やサービスの種類等の充実など、介護保険事業の適切な運営を図ります。

## 6 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者の生きがいづくりのため、高齢者が集う施設の活動内容の充実や地域に密着した高齢者の交流や仲間づくりの場を担う老人クラブへの支援等を行います。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
地域包括支援センターにおける相談件数	13,783件 (2016年)	16,000件	18,000件
介護予防に関する事業への参加人数	6,384人 (2016年)	7,300人	8,000人
チャージがんじゅうポイント制への登録者数	71人 (2016年)	85人	100人
認知症サポーター養成講座の延受講者数	16,879人 (2016年)	28,000人	38,000人

## 用語解説

- 地域包括支援センター  
高齢者の介護予防や介護保険・福祉に関する様々な相談に応じ、各種の公的な保健・福祉サービスの紹介・相談などを行う総合窓口です。
- チャージがんじゅうポイント制  
高齢者がボランティア活動を通じて生きがいづくりと介護予防を推進する制度です。



小緑老人福祉センター



## 政 策

### 地域で暮らし地域で支えるまちづくり

#### 未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

#### 施策 11

### 障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる

#### 施策概要

- 障がいのある人の権利及び地域での自立生活の啓発及び促進を目指します。
- 障がいのある人が地域で安心して生活が継続できるように、相談窓口の充実、日中過ごせる場の利用拡大、住宅の確保、リハビリテーションや職業訓練機会など、自立や社会参加の促進に役立つ社会環境の整備や障害福祉サービス提供体制の充実を目指します。
- 障がいのある人の就労を促すとともに、就労後の相談や事業所との問題解決をサポートしていくことにより、障がいのある人の職場定着を目指します。

#### 現状と課題

- 2013(平成25)年4月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)においては、指定難病などへの対象拡充や、障がいのある人の地域社会における共生の実現などの理念が盛り込まれました。障害者総合支援法の施行を受け、本市でも、2015(平成27)年3月に「なは障がい者プラン」(第4次)を策定し、障がいのある市民が適切かつ良質なサービスを利用できるよう自立支援給付やサービス基盤の整備、質の確保を図っているところです。
- 就労支援については、2007(平成19)年度から障がいのある方の就労及び職場定着を目的として「那覇市障がい者ジョブサポーター等派遣事業」を行っており、ジョブサポーターの養成に力を入れているところです。2017(平成29)年3月現在、49名の方が、ジョブサポーターとして障がいのある人の就労及び職場定着に向けて活動しています。
- 困った時にいつでも相談ができる相談窓口の充実、日中過ごせる場の利用の拡大、障害福祉サービスの周知、退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行の促進が求められています。
- 国は、2014(平成26)年1月に国連障害者権利条約を批准し、2016(平成28)年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)を施行しました。また、沖縄県では、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(以下「県条例」という。)が2014(平成26)年4月より施行されています。よって、市民や障がい当事者への啓発が重要であるととらえています。

#### 関連条例等

- ◆なは障がい者プラン

**街の人の声** 障がいがあっても「私らしく」生きることができるまちづくりの推進

## 取組の柱と方針

## 1 障がい者自立支援協議会の運営

- 障がい者自立支援協議会の専門部会において、国や県の動向も踏まえ、課題解決のための諸施策、社会資源の開発などを検討します。

## 2 障がいのある人への福祉サービスの充実

- 身近な相談場所として相談支援事業所の充実を図ります。
- 地域活動支援センターの活動内容の充実と利用促進を図ります。
- 就労支援事業や居住サポート事業をはじめとした、障害福祉サービスの充実と障がい者福祉に関する普及啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が在宅で自立した生活ができるよう在宅サービスの充実を図ります。

## 3 退院可能精神障害者の地域生活への移行の促進

- グループホームや障害福祉サービスなどを充

実し退院を促進します。

## 4 地域で支えあいづくりの推進

- 障がいのある人が身近な地域で暮らし続けて行くために、関係機関との相互連携のもと、市民の支えあいなどを通して地域づくりを支援します。

## 5 関係機関との連携による職場定着

- ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センターなど関係機関との連携強化を図り、就労後の相談、諸問題の解決をサポートし職場定着支援体制を図ります。

## 6 障がい者の権利に関する啓発

- 「障害者差別解消法」に基づく「那覇市職員対応要領」の職員及び関係者への浸透を図ります。
- 障がい者の権利に関して市民及び障がい当事者の理解を促進します。



リーフレット「普通に、なあと?」

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)	—	8割	8割
施設入所から在宅生活に移行した障がい者数(累計)	3人 (2016年)	15人	30人
障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合	—	4割	6割

## 用語解説

## ●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。



利用認定証



## 政策

### 地域で暮らし地域で支えるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

#### 施策 12

## 子どもの貧困対策をすすめて子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる

### 施策概要

- すでに問題を抱えている、もしくは家庭等に問題を抱えている子ども達に関しては、児童(子ども)自立支援員が支援対象となる子ども一人ひとりの実態を把握し、抱えている課題やその原因に基づき、関係機関と連携しながら個別に支援を行います。
- 学習支援や不登校等の支援が必要な子ども達のための居場所をNPO等と連携しながら運営するとともに、支援員が子ども達を繋ぎ支援を行います。
- 地域の方々や児童館等地域施設が中心となって子ども食堂や学習支援等子どもの居場所の提供を行う団体の活動を支援します。
- 地域で子ども食堂や学習支援を実施するにあたり、自治会やPTA、民生委員等関係団体と連携するためのサポート事業を実施して、地域の人々が日常的に子ども達に関わり見守ることができる機会を提供していきます。また、企業と連携する場のコーディネートを行います。

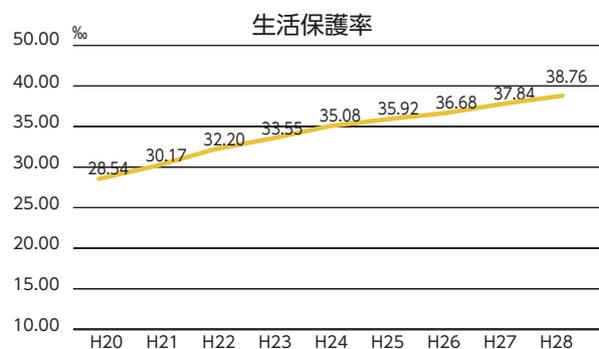
### 現状と課題

- 沖縄県は、一人あたりの県民所得が全国でも最低水準である一方、非正規雇用の割合や母子世帯出現率、児童扶養手当受給率、離婚率等が全国1位となっております。
- 本市においても生活保護率は全国平均の約2倍となっているなど、すべての子ども達が健やかに育つための環境が整っているとは言えない現状です。
- 自治会加入率が18.5%(2016(平成28)年4月末現在)と他都市と比べて著しく低く、地域で孤立している貧困世帯が多くいると思われます。
- これらの貧困世帯は自ら声を上げることが難しく、抱えている問題が長期化すればするほど深刻化し、当事者の力では自立することが困難になります。
- プライバシーに十分に配慮し、本人の意向等を尊重しながら問題を抱えている子ども達の早期発見に努め、掘り起こしができる仕組みを構築

すると共に、地域において日常的に子どもやその世帯を見守ることができる仕組みや意識付けが必要です。

### 関連条例等

#### ◆沖縄県子どもの貧困対策推進計画



**街の人の声** 子ども達が家族と地域の愛情を受けて元気に笑顔で成長できるまちづくりの推進

## 取組の柱と方針

## 1 個別支援及び包括的な支援

●すでに何らかの問題を抱えている子ども達に関しては、支援員が子どもや家庭の現状把握と本人たちの気持ちや意向を確認しながら、個々の課題に対して個別に支援を行い、学校や子どもの居場所など様々な関係機関と連携しながら、切れ目のない包括的な支援を実施すると共に協働による事業のさらなる拡充に取り組めます。

## 2 子どもの貧困をテーマとした地域連携

●子ども食堂や無料の学習支援塾など、地域と連携しながら子どもたちのより身近な場所で日常的に見守り、話相手ができるような居場所の提供を推進するために努めるとともに、地域の自治会や民生委員等インフォーマルな既存の関係団体との連携を深めるための場の提供等を行っていきます。

## 3 新たな社会資源の創出

●高い専門性や独自のネットワークを持っているNPOや企業等と連携して、より地域の活性化に繋がる支援やキャリア教育の提供を行う等、それぞれが持ち寄って取り組めるような仕組みづくりに努めます。

## 4 事業評価の実施

●当事者や関係団体等と一緒に定期的に事業評価を実施して、事業のブラッシュアップを図るとともに、それぞれの役割分担の見直し・確認を行い、事業の充実及び継続実施に努めます。



学習支援教室の様子

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
生活保護世帯に属する子どもの高校進学率	86.1% (2016年)	90.8%	95.1%
生活保護世帯の高等学校中途退学率	2.64% (2016年)	2.20%	2.00%
子どもの居場所の数	16ヶ所 (2016年)	26ヶ所	36ヶ所

## 用語解説

## ●子どもの貧困対策

子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策が、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを趣旨に講じられます。



## 政策

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり

### 施策13

## 市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる

### 施策概要

- 適切な食習慣や適度な運動を心がけ、禁煙や多量飲酒の防止により、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病の増加を減らし、生活の質の低下や社会負担の増加等の抑制を図ります。
- 市民を取り巻く家庭・地域・職場(職域)等の様々な関係機関・団体が連携し、健康づくりを進めることで生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、社会保障費制度の持続可能な社会を目指し、健全な財政運営に努めます。

のぼり旗  
(健康づくり協力店)



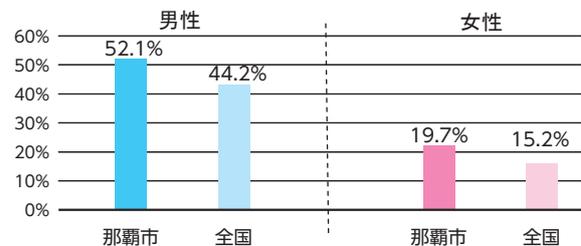
### 現状と課題

- 健康増進計画「健康なは21」を2005(平成17)年に策定し、市民の健康づくりの普及啓発や関係機関・団体等と協働で取り組みましたが、急速な高齢化と、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病の増加と、それに伴い介護が必要な状態になる人の増加により、生活の質の低下や社会保障費等の増加を招いて、深刻な社会問題となっています。
- 男性の2人にひとり、女性の5人にひとり以内蔵脂肪型肥満、働き盛りの健診受診率が低く、健診を受けずに重症化している、若い世代の喫煙率が高い、多量飲酒者が多い等の課題があります。

### 関連条例等

◆那覇市健康増進計画「健康なは21(第2次)」

平成27年度 メタボ該当者・予備群の割合  
(国保特定健診)40~74歳



**街の人の声** 市民が自らの努力とお互いの協力によって心身を健康に保つことのできるまちをつくる

## 取組の柱と方針

## 1 栄養・食生活の充実と肥満対策

- 市民自ら、適正体重を維持するために、栄養・食生活に関する情報提供や肥満と生活習慣病の関係について周知を行い、規則正しい食生活が実践できるように努めます。
- 市民自ら、「食事」の持つ意味と力を認識し、「量から質」への意識を転換し、家庭などにおけるコミュニケーションツールとしての位置づけを図り、将来の健康に繋がるような食文化を育てることをすすめます。

## 2 身体活動・運動の習慣化と肥満対策

- 市民自ら、適正体重を維持するために、身体活動・運動に関する情報提供を行ない、歩くことを習慣化し目標歩数を設定し運動習慣が維持できるようにすすめます。
- 市民自ら、生活習慣病や介護を受けることにならないように、日常生活で身体活動・運動を習慣化するために、運動しやすいまちづくり等の環境整備に努めます。

## 3 多量飲酒などの防止

- 多量飲酒の習慣化による生活習慣病や健康障

害をきたさないよう、適正飲酒についての啓発をおこないます。

- 未成年や妊産婦へ飲酒による体や健康に及ぼす悪影響を周知し、未成年や妊産婦が飲酒をしない、飲酒を勧めない環境づくりをすすめます。

## 4 禁煙・受動喫煙防止の推進

- 市民自ら、受動喫煙の防止対策により、生活習慣病の発症や重症化予防へ大きな効果があることを知り、禁煙に取り組めるよう支援します。
- 妊婦や未成年者の喫煙については、心身に及ぼす悪影響を周知し、たばこを吸わない環境づくりと受動喫煙防止に向けた取り組みをすすめます。

## 5 「健康づくり市民会議」の推進

- 関係機関・団体等が各々の組織の特性を活かし協力連携をして、社員及び市民の健康づくりに取り組めるよう「健康づくり市民会議」の運営を支援します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	—	57%	62%
運動習慣者の割合(20～64歳)	男性：36.7% 女性：28.6% (2012年)	男性：47% 女性：39%	男性：48.3% 女性：40.3%
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(40～74歳)	男性：25.8% 女性：28.9% (2012年)	男性：19.4% 女性：13.7%	男性：17.8% 女性：9.9%
20代、30代の男女の喫煙している者の割合	20代 男性：43% 女性：24.1% 30代 男性：38.2% 女性：23.8% (2012年)	20代 男性：23.2% 女性：7.1% 30代 男性：23.2% 女性：7.1%	20代 男性：20.7% 女性：5.4% 30代 男性：21.3% 女性：5.4%
「健康づくり市民会議」で健康づくりを計画的に推進する団体数	36団体 (2016年)	45団体	50団体

## 用語解説

## ●健康づくり市民会議

市民、関係機関・団体、ボランティア、行政などの構成団体が一体となり市民総がかりで健康づくりに取り組むため、平成28年度に「健康づくり市民会議」を設置。構成団体自らもそれぞれの団体ができる健康づくりの取り組みを行うとともに、各団体の特徴を活かし、市民への健康意識の向上や健康づくりに役立つ取り組みを実践する団体。



## 政策

### 未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり

### 施策 14

## 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる

### 施策概要

- 一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識し、適切に対処できるよう、市民への自殺予

- 防に関する啓発を進めるとともに、相談機能の充実等支援体制の強化を図ります。

### 現状と課題

- 現代社会はストレス過多の社会であり、価値観の多様化が進む中で、誰もがこころの健康を損なう可能性があります。そのため、一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるようにすることが重要です。

- 働き盛り世代で多い状況にあります。

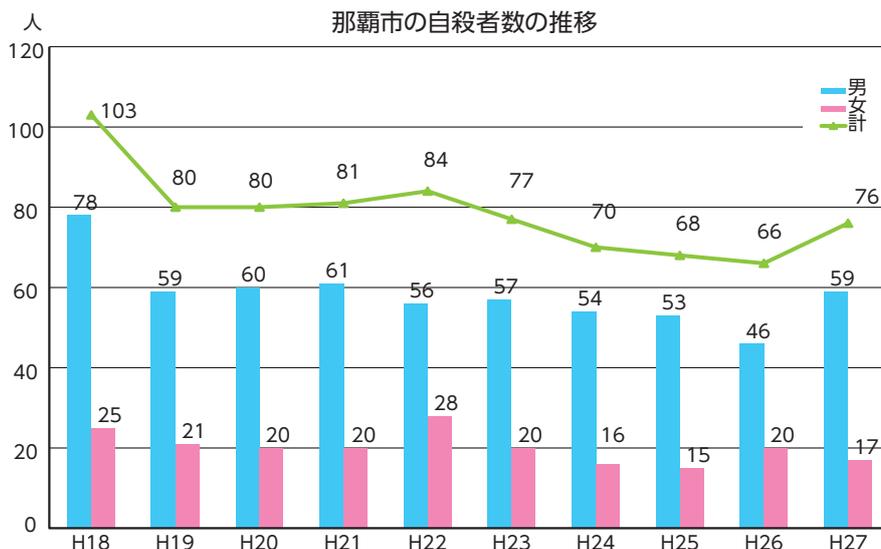
- 那覇市の自殺者数は、2009(平成21)年から2015(平成27)年の平均では、人口10万人当たり23.6人で、県22.2人よりやや多くなっています。

- 自殺の原因、動機別の割合としては、男女共に、健康問題が一番多く、次に経済・生活問題、家庭問題と続いています。

- 地域で生活している一人ひとりの市民が、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるようになることが課題となっています。

### 関連条例等

- ◆那覇市健康増進計画「健康なは21(第2次)」



### 街の人の声

体も心も共に健康になれるようお互いを大切にできるまちづくりの推進

## 取組の柱と方針

## 1 こころの健康の保持増進、早期発見

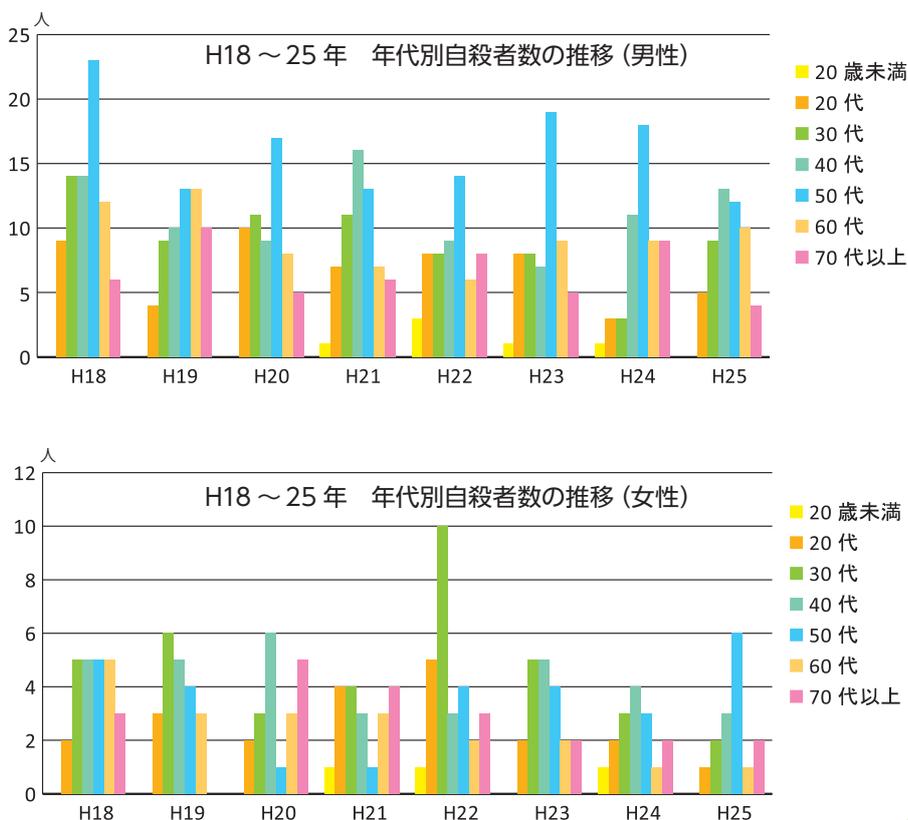
●こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、早期発見、早期対応等を図ることができるよう、職場健診等におけるストレスチェックの実施を促進するとともに、相談窓口の情報提供や関係機関との連携による相談窓口の充実等に取り組みます。

## 2 自殺予防にむけた取り組み

●自殺を防ぐために、社会的要因に対する働きかけとうつ病などの精神疾患に対する働きか

けの両面から、総合的に取り組みます。

- 医療機関・関係機関、学校などと自殺予防対策にむけた多様な関係者の参画による連携及び支援体制の構築強化に努めます。
- 自殺を予防するために、各種専門相談の推進やゲートキーパー養成講座をはじめとする各種研修会を開催し、支援者や市民の対応力の向上等に努めます。
- 自殺の原因はさまざまな要因があるため、命の大切さなど若い頃から学ぶ機会をつくりま



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	462人 (2016年)	962人	1,462人
人口10万人当たりの自殺者数(実数)	21.9 (70人) (2012年)	17.5 (56人)	16.8 (53人)

## 用語解説

## ●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、命の門番とも位置づけられています。



## 政策

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	☆

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり

### 施策 15

## 親と子が地域の中で共につながり 健やかに暮らせるまちをつくる

### 施策概要

- 全ての妊婦がこれから迎える出産子育てに、安心感とわくわく感を持つことができるよう、妊娠期からのサービスの充実を図ります。
- 全ての親と子が、地域とのつながりを感じ、安心して出産子育てに取り組めるよう、乳幼児の健康支援から子育て支援サービスへつながる包括的な支援サービスの充実を図ります。
- 乳幼児の健やかな成長のために、すべての乳幼児が乳幼児健診を受診することで、親がこどもの発育・発達を確認できる体制整備を図ります。

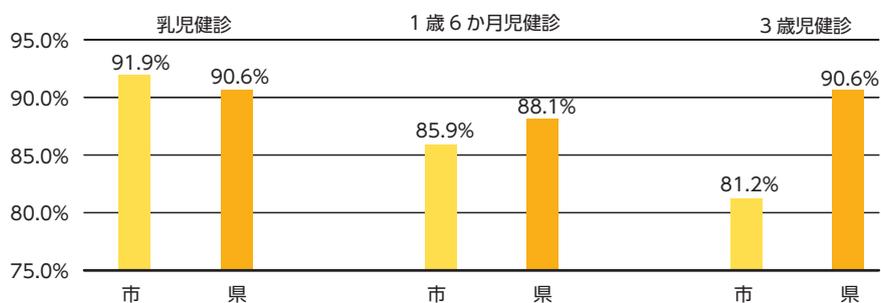
### 現状と課題

- 産後に「うつ症状があった」とする人が3割近くおり、健康問題が顕在した後にサービスにつながる妊産婦が多く、早期に支援が必要な妊産婦の把握と支援が求められています。
- 乳幼児健診の受診率は、2015(平成27)年度乳幼児健診(市91.9%、県90.6%)、1歳6か月健診(市85.9%、県88.1%)、3歳児健診(市81.2%、県85.0%)と、特に3歳児健診の受診率が低く、受診者の中には、発達障がいに関する相談や、不規則な生活習慣、むし歯についての問題を抱えている子どもがいます。
- 3歳児健診の受診率向上に向けて体制づくりに取り組む必要があります。

#### 関連条例等

- ◆健やか親子なは2015
- ◆那覇市健康増進計画「健康なは21(第2次)」

平成 27 年度乳幼児健診受診率



街の人の声 子育て環境の充実したゆいまーる活動

## 取組の柱と方針

## 1 乳幼児健診の受診率向上のための体制整備

- 3歳児健診未受診者を対象に休日健診(モデル事業)を実施し、休日健診のニーズ把握を行うとともに、乳幼児健診の実施体制の検証と検討を行います。

## 2 子育て世代包括支援センター(母子保健型)の設置

- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(母子保健型)の設置を行い、母子(親子)健康手帳交付時から全妊婦への支援体制整備を図ります。
- 医療機関、子育て支援機関等との連携強化に取り組みます。

## 3 母子保健推進員(保健ボランティア)による地域子育て応援活動の充実

- 母子保健推進員が子育て支援センターや子育て自主活動サークルに出向き、地域の親子をつなげ、サポートする活動の支援を行います。



乳幼児健診



母子(親子)健康手帳

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
3歳児健康診査受診率	81.2% (2015年)	85%	90%
子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合	96% (2015年)	97%	98%

## 用語解説

- 乳幼児健診  
子どもの健康保持・増進と疾病や障がい早期に発見し、健全な発育・発達を促し、親への総合的な指導助言や支援などを目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、心理相談員などのスタッフによる集団健診を行っています。
- 子育て世代包括支援センター  
さまざまな機関で個々に行われてきた妊娠期から子育て期までの支援を、ワンストップ窓口で行います。妊産婦及び子育て家庭の個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行うことで、必要なサービスを円滑に利用できるよう、医療機関や子育て支援機関、地域の関係団体等とも連携しながら支援を行うこととされています。



## 政策

# 身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられるまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策16

## 地域医療の充実したまちをつくる

### 施策概要

- 地方独立行政法人那覇市立病院及び地域病院による病院輪番制により、小児をはじめとする救急医療体制を維持するよう支援します。
- 地域医療機関との連携に基づき小児・周産期医療を担うとともに、安心して子どもを産み、かつ、育てられるよう医療の提供を確保します。
- 那覇市立病院が地域医療支援病院として、かかりつけ医との連携を図り地域医療を充実させることで、在宅医療の推進に寄与します。

### 現状と課題

- 那覇市立病院は365日24時間救急医療体制を維持し、地域病院との病院輪番制により小児をはじめとする救急医療を担っています。
- 産婦人科を中心にハイリスク妊娠、婦人科救急を行っています。1999(平成11)年に新生児集中治療室開設後は、地域の医療機関との連携により、ハイリスク妊娠の搬送がスムーズに行われています。
- 那覇市立病院は地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進しています。
- 那覇市立病院の2016(平成28)年度実績は、紹介率75.2%、逆紹介率70.1%です。

### 関連条例等

- ◆地方独立行政法人那覇市立病院中期目標

## 地域医療支援病院の役割と医療連携のイメージ



## 取組の柱と方針

## 1 那覇市立病院による地域医療機関との連携推進・強化

- 地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化の推進に努めます。
- 地域連携パスの利用を促進します。

## 2 救急医療体制の充実・強化

- 地域の医療機関等との連携による、小児をはじめとする救急医療体制を維持していくための支援を継続します。

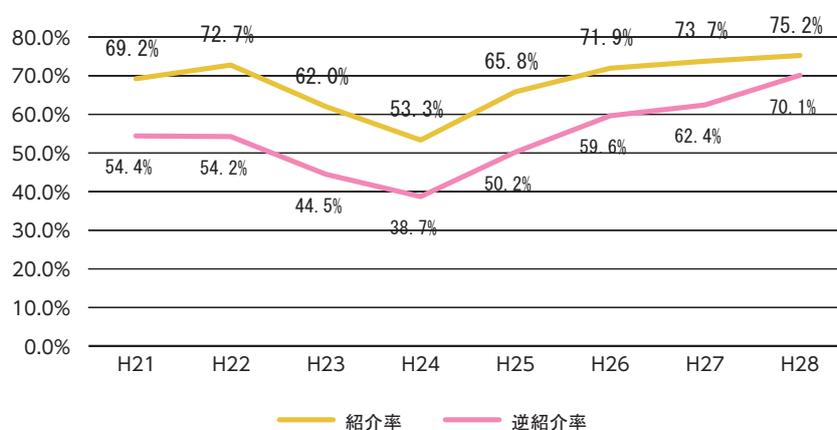
## 3 市立病院の建て替え

- 地域医療の充実したまちづくりや救急医療体制の充実・強化を継続していくため、市立病院の建て替えに取り組みます。

## 4 那覇市立病院による在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化

- 入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化を行う等、市の地域包括ケアシステムの構築に連携し取り組みます。

地域医療支援病院紹介率・逆紹介率



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
紹介率 (紹介患者数 / 初診患者数 × 100)	75.2% (2016年)	80%	80%
逆紹介率 (逆紹介患者数 / 初診患者数 × 100)	70.1% (2016年)	80%	80%

## 用語解説

## ●地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認しています。

## ●地域連携パス

ある疾患に罹患した患者さんを中心として、地域で医療・介護に関わる人々がそれぞれの役割分担を行い、お互いに情報共有をすることにより、今後の診療の目標や注意点を明確にし、チームで患者さんを支えてゆくための仕組みです。

## ●かかりつけ医

ご自身やご家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことをいいます。



## 政策

身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられる  
まちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

### 施策 17

## 適切に救急医療につなげるまちをつくる

### 施策概要

- 予防救急の推進と救急車の適正利用を啓発するとともに、消防力の整備指針に基づく救急隊の配備推進と、さらなる救急隊員教育体制の充実

強化を図り、適切に救急医療につなげる環境の構築に取り組みます。

### 現状と課題

- 近年、救急需要は増加の一途を辿り、2016(平成28)年の救急出場件数は18,585件で、10年前の2006(平成18)年に比べ4,938件増加しました。特に1994(平成6)年から2007(平成19)年まで13年連続増加、その後も毎年のように増加および過去最多を更新しています。なお、年齢別搬送状況にあつては、各年齢層ほぼ横ばい状況の中、65歳以上の高齢者の搬送増加が著しく、10年前の全搬送人員のうち、5,511人(40.3%)に対し、2016(平成28)年には8,426人(50.4%)と半数以上を占めています。
- 救急出場件数の増加に伴い、救急隊員に必要な研修時間の確保ができないことと、通報から現場到着までの所要時間が年々延伸傾向となり、

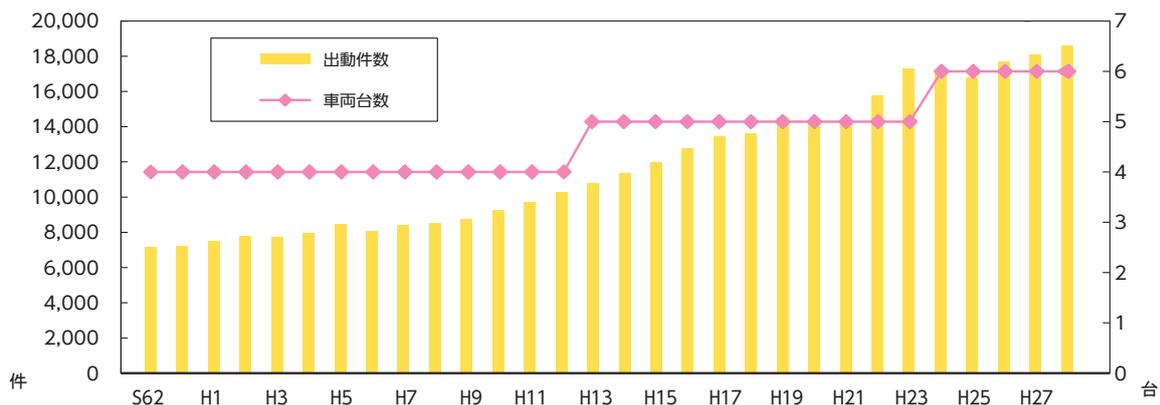
2016(平成28)年には9.9分と全国平均の8.6分より1.3分も上回ることから救急活動への影響が懸念されています。

- 今後も高齢化の進展等により更なる救急需要が見込まれ、救急活動への深刻な影響が懸念されることから、これまで以上に、救急車適正利用の啓発、市民自主救護能力向上など、市民協働による緊急事態対応力を高める必要があります。

### 関連条例等

- ◆ 那覇市地域防災計画

救急出場件数と救急車両台数の推移



## 取組の柱と方針

## 1 自主救護能力の向上をすすめる

- 市民の自主救護能力をさらに高めるため、ニーズに応じた応急手当講習会を実施します。

## 2 予防救急の推進と救急車の適正利用啓発の強化による市民意識づくり

- 各応急手当講習会および救急・防災フェアなどのイベントにおいてリーフレットを配布し、広く市民に対し、救急搬送に至るケガや病気を予防する取り組みを推進するとともに、安易な救急要請がないよう、適正利用啓発強化に努めます。

## 3 救急・救命体制の強化

- 救急ワークステーションを中心とした救急隊

員教育体制の充実強化と救急救命士の処置拡大等を含む認定救命士の育成を図ります。

- 外国人観光客の増加等に伴い、傷病者発生時の通報および現場対応など、関係機関と協力連携し、多言語対応を含めた教育体制の整備、多言語コールセンターおよび総務省消防庁が提供する多言語音声翻訳アプリケーション活用の導入を推進します。
- 消防力の整備指針に基づく救急隊の配備をすすめ、現場到着所要時間の短縮に努めます。
- 社会福祉協議会が配布する「緊急医療情報キット」の推進が図られるよう、健康上不安を抱える高齢者など、必要とする対象者に対し、情報提供に努めます。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
救急隊現場到着所要時間	9.9分 (2016年)	8.6分	6.5分
応急手当講習会の受講者数	70,085人 (2016年)	113,085人	150,000人



救命講習会の様子

## 用語解説

## ●救急ワークステーション

救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「教育」の拠点のことで、一般的に、医療機関内もしくは敷地の一角に救急隊の拠点となる施設を設置して運用を行う「施設設置型」と、救急救命士を含めた救急隊員と救急自動車とを医療機関に派遣し、病院において研修を行う「病院派遣型」の二つがあります。

## ●緊急医療情報キット

健康上不安を抱える高齢者や障がいのある方への取り組みとして、かかりつけ医や持病などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に駆けつけた救急隊がその容器内の情報を迅速な救急活動に活かすことに備えるもので、平成22年9月から那覇市社会福祉協議会が実施しています。



## 政策

### 身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられる まちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策 18

## 健診受診の意識を高め、 医療費の適正化を進めるまちをつくる

### 施策概要

●運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、メタボリックシンドロームに着目した

特定健康診査を実施し、健診結果から、生活習慣の改善が必要な方へ特定保健指導を実施することで、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者を減らし、健康寿命の延伸を図ります。

### 現状と課題

●2018(平成30)年度からの国保運営主体の都道府県移管に伴い、保険者努力支援制度が導入されることとなっており、さらなる特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上が求められています。

●沖縄県は、65歳未満で亡くなる割合が全国一高いことから、特に家計の担い手である40代・50代の働き盛り世代の受診者をいかに増やしていくか、また健診を受けず、医療にもかかっていないため健康状態が把握できない対象者をいかにして健診受診、そして治療につなげていくかが、喫緊の課題となっています。

●対象者へ適切な特定保健指導を確実に実施すること、また健診を受けずに病気が重症化したり、健診で治療が必要と判定されても医療機関を受

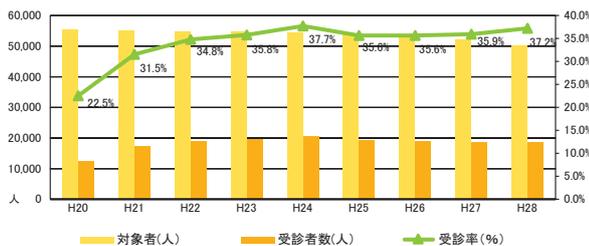
診しない、あるいは中断するといった例も多く見受けられるため、医療機関と連携した確実な受療勧奨が求められています。

●医療費分析結果及びデータヘルス計画からみえる本市の健康課題に対応した、より効率的・効果的な保健事業を全庁横断的に実施することが求められています。

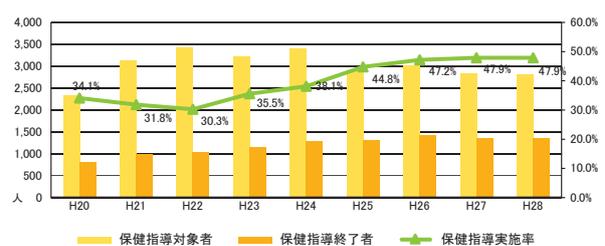
### 関連条例等

- ◆那覇市第2期特定健康診査等実施計画
- ◆那覇市データヘルス計画
- ◆那覇市健康増進計画「健康なは21(第2次)」

特定健診受診率推移(那覇市国民健康保険)



特定保健指導実施率推移(那覇市国民健康保険)



街の人の声 誕生日の月は、健診や献血に行きましょう。

## 取組の柱と方針

## 1 健診受診の必要性の意識啓発と特定健診を受けやすい環境の整備と向上

- 生活習慣病と医療費との関連、健診受診の必要性について、引き続き意識啓発を行い、市民の健康管理能力の維持・向上を図ります。また、まちかど健診や土日の集団健診を継続して実施するほか、商業施設等新たな健診会場での受診機会を確保するとともに、市民自らの健康づくりへの取り組みを支援する仕組みをつくることなどによる、受診環境の整備・向上を図ります。

## 2 各医療保険制度と連携した取り組みの展開

- 国民健康保険と協会けんぽについては、制度間の行き来も多く、健診・保健指導情報のデータ連携など、退職後も安心して健診受診及び保健指導が受けられる環境整備に努めます。
- 「健康なは21(第2次)」の重点取組項目のひとつであるCKD(慢性腎臓病)病診連携事業の推進により、かかりつけ医と腎臓診療医の連携を図ること、また保険者間の連携を進めることで、CKDの悪化防止そして新規人工透析導入者数の減少を目指します。

## 3 特定保健指導を受けやすい環境整備

- タイムリーな健診結果の提供とわかりやすい保健指導の充実、また保健指導実施に際してはICTの活用など、健診結果と体のメカニズム

が結びつくよう、一人一人に応じた保健指導の充実、そして高血圧や糖尿病等の重症化を予防するため医療機関と連携して、健診結果を基にした適切な受診勧奨、治療中断者への保健指導の充実を図ります。

## 4 国民健康保険事業の充実

- 医療給付費の過誤払による不当利得等返還金債権の適正な収納管理及び回収業務を実施するほか、不適切な診療報酬の請求を監視するためレセプト点検業務の充実・強化を図ります。

## 5 医療費分析結果を活用したより効率的・効果的な保健事業の実施

- 医療・介護レセプト、特定健診結果を活用して策定する第2期データヘルス計画に基づき、健康課題に対応した保健事業をPDCAサイクルにより、関係課と連携しながら実施することで市民の健康の保持増進を図ります。

## 6 さらに医療費の適正化に向けた広報・啓発

- 市民への健康づくりの取り組みを実施することにより、医療費の適正化を図るとともに、国保財政の現状や医療費と税のしくみについて、国保ニュース等の広報紙を活用した広報・啓発に努めます。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
特定健康診査の受診率 (40代～50代の働き盛り世代)	25.9% (2015年)	30.9%	35.9%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の改善率	18.1% (2015年)	19%	20%

## 用語解説

- 保険者努力支援制度  
保険者市町村の糖尿病重症化予防などの医療費適正化に向けた取組を客観的な指標で評価し、国が交付金を交付する制度です。
- まちかど健診  
特定健診受診率向上のための施策として、市役所や市県民税申告会場などで実施しています。
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)  
内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心筋梗塞や脳卒中などの発症リスクが高い状態をいいます。



まちかど健診の様子  
(庁舎内)



## 政策

### 未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強いまちづくり

### 施策 19

## 衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる

### 施策概要

- 食品衛生、生活衛生及び保健衛生に係る市民等の危害を未然に防止するとともに、衛生基準の向上を図ります。



試験検査の様子

### 現状と課題

- 社会ニーズに基づく関係法令の改正等に迅速かつ確実に対応するため、正確な情報の収集及び関係機関との連携が重要です。
- 食品の安定した安全性を確認・保証するため、国による食品衛生管理の国際標準であるHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析重要管理点)の国内における制度化を見据え、市内の食品等事業者に対して当該制度化の導入に向けた支援に関

し関係機関と連携が必要です。

- 民泊については、「住宅宿泊事業法」の成立に伴い、国から示されるガイドライン等を踏まえ、適正な対応が必要となります。

### 関連条例等

- ◆那覇市食品衛生監視指導計画
- ◆那覇市生活衛生監視指導計画

生活衛生営業施設各種届及び監視件数(平成28年度)

	開設・変更・廃止届件数	監視件数	合計
理容所	15	11	26
美容所	79	43	122
クリーニング所	12	24	36
興行場	0	1	1
公衆浴場	38	17	55
旅館業	94	281	375
特定建築物	48	12	60
合計	286	389	675

## 取組の柱と方針

## 1 食品衛生の監視指導

- 食品衛生監視指導計画を策定し、監視指導を計画的かつ効果的に実施します。
- 違反食品(苦情食品)、食中毒(食中毒と疑われる事案を含む)などに係る調査を行います。
- 市内で生産、製造、加工及び販売される食品等について、食品に起因する危害発生を未然に防ぎ、食品の安全を確保するため試験(収去)検査を実施します。
- 食品等事業者が、自主的な衛生管理の推進を

行えるよう、助言・指導、衛生講習会等を開催するとともに、食品衛生に関する情報提供を行います。

## 2 生活衛生営業関係施設等の監視指導

- 生活衛生監視指導計画を策定し、監視指導を計画的かつ効果的に実施します。
- 関係機関と連携し、健康被害の拡大防止と再発防止に努めます。



一日食品衛生監視員

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
食品等の試験検査の実施数	152件 (2016年)	168件	185件



## 用語解説

- 食品衛生監視指導計画・生活衛生監視指導計画  
国が定めた食品衛生や生活衛生に関する監視指導の重点等を示した指針に基づき、地域の実情に応じた監視指導計画を策定、公表するとともに、計画の実施状況についても公表しています。



## 政 策

衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強い  
まちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策 20

## 健康危機管理体制が整ったまちをつくる

### 施策概要

- 結核をはじめとする感染症の発生とまん延を防止するため、市民や関係団体等へ感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の相談・検査体制の充実を図っていきます。
- 関係機関や団体との連携をとりながら、健康危機(感染症や食中毒、災害等による健康被害)を管理する体制を整えていきます。

### 現状と課題

- 結核やインフルエンザ等の感染症に対する正しい知識の普及啓発について希望がある機関や、こちらからの企画の研修等を行っておりますが、まだまだ充分とは言えない状況です。関係団体(施設・医療機関・学校等)等との連携を図っていき、感染症に対する正しい知識の普及に取り組んでいく必要があります。
- 2015(平成27)年に、我が国は世界保健機関(WHO)より、麻しん排除認定されました。また、麻しんに引き続き、風しんにおいても2020年度までに風しんの排除を達成することを目標としています。本市は、2013(平成25)年度に中核市となり保健所が設置された時から麻しん発生0が続いています。風しんは、2013(平成25)年に28例、2014(平成26)年0例、2015(平成27)年0例、2016(平成28)年1例となっており、麻しん、風しん0対策を継続します。
- 平常時における監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するよう健康危機管理体制を整備するとともに、市民の生命や健康を脅かす事態が生じた場合にはその規模を把握し、関係機関等との調整を図り的確な処置を行い、被害の発生予防及び拡大防止を図る必要があります。そのためには、平常時より、関係機関との連携がとれるよう会議を継続して開催しています。

### 関連条例等

- ◆那覇市健康危機管理基本指針
- ◆那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例

## 取組の柱と方針

## 1 感染症の相談・検査体制の充実

- 感染症等の情報の提供に努めます。
- 市民や関係団体等へ結核や感染症の正しい知識の普及啓発を充実強化します。

## 2 健康危機管理体制の充実

- 那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、健康危機管理について関係団体と連携を図り

ます。

- 新型インフルエンザ対策本部運営訓練や新型インフルエンザ対策移送訓練等健康危機管理のための訓練等を定期的の実施します。
- 災害時の保健医療の体制整備に向けて、関係課や団体等と検討していきます。



陰圧テント



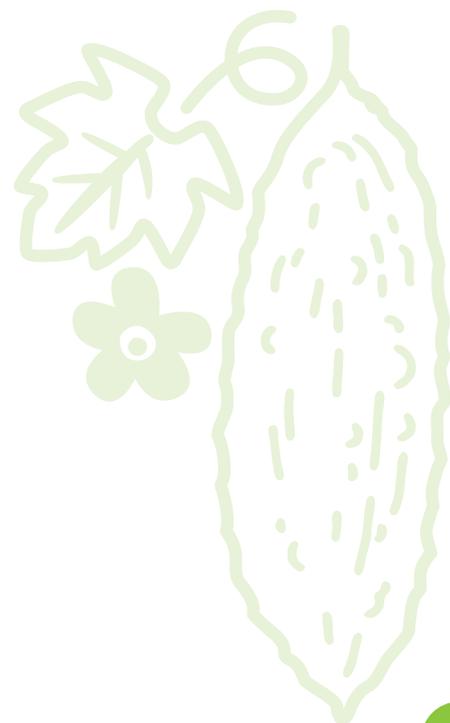
健康危機管理訓練

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
結核罹患率(人口10万対)	19.7人 (2016年)	17人	13人
健康危機管理訓練	年1回 (2016年)	年1回	年1回



那覇市保健所



# 第3章 / めざすまちの姿

子ども・教育・文化

## 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る 誇りあるまち NAHA



まちづくりはひとづくりと言われるように、これからの新しい時代を切り拓く人材こそが重要となります。全ての成長過程にある子ども達の主体性や創造性を育み、向上心に富む市民が、輝かしい未来に向かって歩む、豊かな学びと文化が薫る、誇りあるまちをめざします。

そのために、地域全体で子どもや若者の成長を応援し、市民が夢と希望にあふれ、子育てが楽しくなるまちづくりを進めます。保育や教育の充実のためには、家庭や地域、学校が一体となり、子ども達をあたたく見守る環境が重要であり、市内の小学校をその拠点にします。子ども達が知的好奇心を高め、自ら学び成長していくプロセスを応援するとともに、その未来を拓く教育を推進する環境を整えます。いつでもどこでもだれでも学びやスポーツを楽しめるまちづくりを進めます。

また、しまくとぅばに身近に接するとともに、郷土の歴史や伝統文化等の価値を再確認する機会を創出し、それらにふれあい、受け継ぎながら、新たな文化を創造・発展させ、日常に文化が薫るまちづくりを進めます。

未来への視点		
つながる力	稼ぐ力	ひきつける力

### 子育てが楽しくなるまちづくり

すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる	◎	◎	☆
支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる	◎	○	◎

### 自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる	◎	○	○
学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる	○	○	○

### 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	◎	○	◎
どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	◎	○	◎
学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる	☆	○	◎

### 郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり

文化が保存され継承されるまちをつくる	○	◎	◎
市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる	◎	○	◎



## 政策

### 子育てが楽しくなるまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	◎
ひきつける力	☆

#### 施策 21

## すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる

### 施策概要

- 子育て世帯の状況や保護者の希望に応じ、教育・保育のサービスの量・質、ともに充足を図ります。(保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の充実)
- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図るとともに、児童館や自治公民館など地域の施設において、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を推進します。
- こども園、保育所等における子育て支援事業の充実を図るとともに、子育て支援センターなどにおける相談・支援の拡充を進めます。また、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援をおこなうための「子育て世代包括支援センター」(仮称)の導入を目指します。

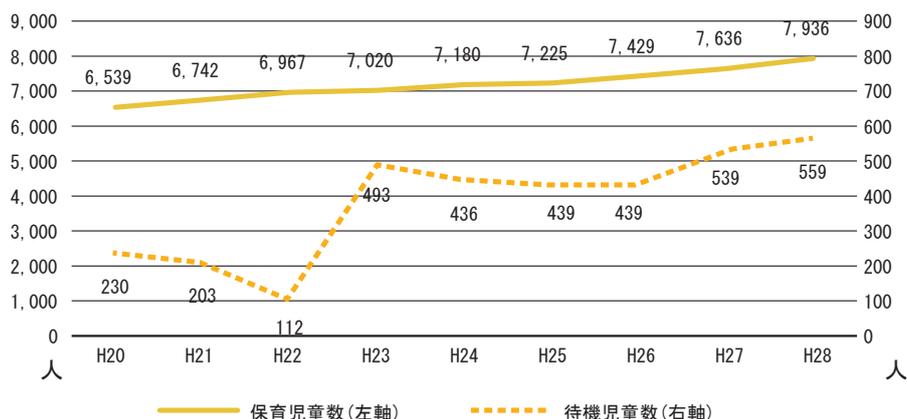
### 現状と課題

- 本市の持続的な発展のために、こどもを安心して生み育てる環境の整備が重要で、子育て支援の施策の充実が求められています。
- 2016(平成28)年4月時点の本市の保育所待機児童数は、全国の市区町村で3番目に多く、その解消が喫緊の課題となっています。
- 保育所の増設に取り組むとともに、幼稚園の認定こども園化に取り組んでいます。
- 核家族化が進み、家庭や地域での保育力、教育力の低下が表面化しており、身近な地域で相談のできる、助言を受けることのできる環境が望まれています。
- 保育を要さない児童(1号認定児)とその保護者のためには、2年若しくは3年教育の充実が望まれています。
- 特別な支援を要する児童や経済的に厳しい状況にある世帯の児童が、教育・保育施設を、早期に利用できる環境づくりが求められています。
- 保護者の育児支援及び子育ての難しさから養育の失調に至ることを防止する観点から、妊娠期から乳幼児期までの一貫した支援が求められています。

#### 関連条例等

- ◆那覇市子ども・子育て支援事業計画
- ◆那覇市立幼稚園の今後のあり方について

保育所等利用児童数と待機児童数



## 取組の柱と方針

## 1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上

- 保育士等の確保に関係機関等と協働で取り組むとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園がそれぞれの役割や機能を踏まえつつ子育て機能の連携を深め、すべての就学前のこどもに対する教育・保育の充実、効率・効果的な子育て支援及び利用者の利便性の向上を図ります。
- 公立施設(保育所及び認定こども園)による私立施設への支援機能の充実を図るとともに、行政における指導監査部門の強化を進め、本市全体の教育・保育の質の向上を図ります。

## 2 教育・保育施設の維持管理支援

- 児童が生活する場である施設の安全性を確保するため、老朽化した施設の改築等を支援していきます。

## 3 放課後子ども総合プランの推進と地域における居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブが学校内で活動できる環境整備をすすめるとともに、誰もが参加できる子ども教室の拡充を進め、学校内での子どもの居場所づくりを推進します。また、児童館、公共施設及び自治公民館などの地域の身近な施設での子どもの居場所づくりの拡充を図ります。

## 4 切れ目のない支援のために様々な支援機能の確立

- 保育所、認定こども園等の施設で施設利用者以外の地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て支援センターなどにおける相談・支援の拡充を進めます。妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(仮称・基本型)を設置し、子育てに関する課題の予防と支援の機能確立します。



幼保連携型こども園(開南こども園)

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
保育所等利用待機児童数	559人 (2016年)	0人	0人
教育・保育施設の利用状況	60% (2016年)	73%	86%

## 用語解説

- 認定こども園  
幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設で、幼児教育及び保育を一体的に行うとともに、家庭保育の世帯も含めた地域の全ての子育て家庭を対象に子育て支援を行う施設。
- 子育て世代包括支援センター  
さまざまな機関で個々に行われてきた妊娠期から子育て期までの支援を、ワンストップ窓口で行います。妊産婦及び子育て家庭の個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行うことで、必要なサービスを円滑に利用できるよう、医療機関や子育て支援機関、地域の関係団体等とも連携しながら支援を行うこととされています。



## 政策

### 子育てが楽しくなるまちづくり

#### 未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

#### 施策 22

### 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

#### 施策概要

- こどもの医療費の助成により、こどもの疾病の早期発見と治療を促し、こどもの健全な育成を応援します。
- 就学援助制度により、公立小中学校へ通う児童生徒の保護者へ、給食費、学用品費、修学旅行費、むし歯の治療費などを援助します。
- 児童とその保護者が抱える課題に寄り添い、支援を行いながら、児童虐待の発生予防と発生時の適切な対応に取り組みます。
- 発達障がい等により支援を要する児童には、就学前の教育・保育施設や学校、地域等でこどもを受け入れるための相談体制の充実等、環境整備を図ります。
- ひとり親家庭へ、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等経済的に自立した生活が出来るよう支援の充実を図ります。
- こどもの貧困対策として、こどものみらいを応援する取組み、環境づくりを進めます。

#### 現状と課題

- こども医療費助成事業は、1993(平成5)年に市単独事業として助成を開始し、自動償還方式の導入、対象年齢の拡大などの制度の充実を図ってきましたが、今後も現物給付方式の導入などさらなる拡充が求められています。
- 就学援助制度は、2016(平成28)年度から新入学児童生徒学用品費の支給額を増額しましたが、今後も援助の充実を図っていく必要があります。
- 児童虐待に対する関心が高まり、相談件数は増加傾向です。また改正された児童福祉法において市町村にはきめ細やかな対応と児童虐待の発生を予防することの両方の役割が求められています。
- 市内の就学前の教育・保育施設等を訪問し、障がいの見極め、対応等の専門的支援を行い、支援につなぐ仕組みづくりと同時に、市民への周知、広報を充実させる必要があります。
- 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭には、資格取得などの就業支援、仕事と子育ての両立支援やその子への学習支援など、個々に応じた相談・支援が求められています。
- こどもの貧困対策には、支援員の配置や居場所づくり、就学援助の充実といった負担軽減などについて、関係機関との連携による総合的かつ適切な支援が求められています。

#### 関連条例等

- ◆那覇市子ども・子育て支援事業計画
- ◆那覇市こども医療費助成条例
- ◆那覇市母子生活支援センター条例
- ◆第2次那覇市教育振興基本計画

## 取組の柱と方針

## 1 経済的な支援による育ちの応援

- 医療機関窓口での支払いをせずに受診する方法(現物給付方式)の導入等、沖縄県、県内市町村と連携、協力し制度の充実に努めていきます。
- 就学援助を必要としているすべての世帯が援助を受けられるよう、広報活動を行うとともに、制度の充実に努めていきます。

## 2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

- 児童家庭相談や家庭訪問、児童虐待の発生の予防や発生時の対応に際し、こどもや保護者に寄り添った支援を行うとともに、居場所の確保に努めます。また、児童虐待に関する研修を開催するなど市民、関係機関への啓発活動を行います。
- 支援を要する児童の在籍する就学前の教育・保育施設を専門職員等が巡回訪問し、保護者や保育士等への指導・助言を行う体制を強化整備するとともに、市療育センターの機能の強化を図ります。
- 相談支援、こどもの学習支援、親の資格取得支援など年々増加するひとり親支援へのニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。
- 妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健所や子育て支援機関等地域の関係機関が連携して、妊娠期から子育て期の各ステージを通じ、必要な支援を切れ目なく提供します。

- こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、こどもや家庭の状況を把握し、こどもに寄り添う支援員の配置や、こどもの居場所づくりなど学校や地域団体、関係機関が連携した支援を継続するとともに、協働による事業のさらなる拡充に取り組みます。また2022年度以降の事業継続に向け「こどものみらい応援プロジェクト推進基金」などの財源の確保に努めます。

療育センターの事業内容（平成28年度）

(1) 相談事業	
相談受付	268 件
心理相談（発達検査）	233 件
けんこう医療相談（月1回）	20 件
こころの医療相談（月4回）	100 件
(2) 訓練事業	
理学訓練	586 件
言語訓練	998 件
(3) 親子わくわく教室	88 回
(4) 児童施設訪問支援	108 ケ所

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数	1,846 件 (2016年)	1,900 件	2,000 件
保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数	210 件 (2016年)	231 件	254 件

## 用語解説

- 那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、及び教育の機会の確保を図るため、こどもの貧困対策を推進する施策の実施に資することを目的として、2016(平成28)年度に設置しました。



## 政策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援する  
まちづくり

### 未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策 23

## 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

### 施策概要

- 児童生徒が安心して豊かな学校生活を送れるよう小中一貫教育の取り組みを柱とした継続的計画的な学習指導、生徒指導を行い、学力の向上や問題行動等への取り組みを行います。また、学校全体として学校の課題を共有し全職員と保護者、地域の方々や学校評議員とが連携し「チーム学校」として子ども達を支援します。
- 教師が高い資質や能力を持ち教育実践が行える

よう、学習指導方法の研究、研修等の充実を図ります。



音楽交流会の様子

### 現状と課題

- 変化の激しい社会の中で、子ども達を取り巻く環境は多様化し様々な課題が起きており、これからの時代に必要な資質・能力の育成が求められています。
- 2014(平成26)年度より全国学力・学習状況調査において本市小学校の平均正答率は全国平均正答率を上回り、中学校においても全国平均正答率との差を縮めてきています。
- 子ども達にとって必要不可欠な基本的生活習慣が身につけていない子がみられます。生活リズムを確立するためには、家庭では「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を早いうちから身に付けさせる必要があります。
- 本市の小中学校における不登校率(児童生徒100人当たりの出現率)は、全国平均を上回っています。あわせて中学生の不登校に占める遊び・非行傾向の割合は、全国平均の約3倍にのぼります。また、沖縄県の青少年補導件数(人口1,000当たり)は全国ワースト1位となっています。特に、深夜徘徊による補導の割合が高い状況にあ

ります。これらの減少に努めるため、日中及び夜間の街頭指導・巡回の充実を図り、出会う子ども達に寄り添い、声かけを行い、自立支援教室や関係機関と連携を図るなど登校につなげています。

- 新規採用教員数は増加しており、初任者を対象とする研修はいかに効果的で、細やかな指導・助言を行うか等、その指導体制の充実が求められています。
- 教職員の使命や職責からすると、本務職員が望ましいところではありますが、沖縄県内における公立小中学校の正規教職員の割合は、平成28年度は85.4%であります。現在、正規教職員率を高めることが求められています。また、少人数学級の実現が望まれています。

### 関連条例等

- ◆第2次那覇市教育振興基本計画

街の人の声 子ども達が行きたくなる魅力ある学校づくり

## 取組の柱と方針

## 1 学力向上の推進

- 基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての実践に努めます。

## 2 防災教育、キャリア教育、人権教育等の充実及び不登校児童生徒の支援

- 学校における不審者対策や防災訓練の実施等、防災教育を実施していきます。
- 保護者や地域、関係団体等と効果的に連携することで、キャリア教育の充実を図ります。
- 人権教育の推進、いじめ防止の徹底を図ります。また、教育活動全体を通して学校における道徳教育に取り組みます。
- 学校訪問、教育相談、街頭指導等を充実し、関係機関、地域ボランティア等の協力を得て連携し、児童生徒の不登校等の減少や深夜徘徊の減少に繋がります。

## 3 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育コーディネーター、学級担任等、関係職員の資質向上及び特別支援教育ヘルパーの適正配置と学校及び関係機関等との連携強化による特別支援教育体制の充実を図ります。

## 4 生活リズム確立の推進

- 生活習慣に関する調査を実施し、保護者に対する啓発を図り、学校、PTAと連携した、食事・運動・睡眠のバランスのとれた生活リズムの確立に努めます。

## 5 教育職員の研修機会の充実

- 教員の資質向上を図るため、法定研修を始めICT機器の授業への活用方法等、様々な研修を実施します。
- 教員を教育研究員または特別研究員として教育研究所に受入れ、各教科等の教育課題研究を行い教員の資質向上につなげていきます。
- 人権教育の推進、いじめ防止等の徹底を図るため、経年経験者研修等において研修を実施していきます。

## 6 ICT教育の充実

- 各教科等におけるICT(情報通信技術)を活用した効果的な教育を推進するため、計画的なICT機器(パソコン、タブレット端末、大型提示装置)の充実を図ります。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差 (中学校数学)(A:知識問題、B:活用問題)	A:-4.2ポイント B:-2.8ポイント (2016年)	A:0ポイント B:0ポイント	A:0ポイント B:0ポイント
学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合 (①:小学生、②:中学生)	① 59.1% ② 40.5% (2017年)	① 65% ② 45%	① 70% ② 50%
不登校児童生徒の割合 (①:小学生、②:中学生)	① 0.41% ② 3.35% (2015年)	① 0.40% ② 2.90%	① 0.39% ② 2.83%

## 用語解説

## ●小中一貫教育

那覇市の小中一貫教育では、教育目標やめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した連続性のある学びの中で、小中学校の教職員が一体となって学習指導や生徒指導等の取り組みを行います。その取り組みをとおして、義務教育9年間を修了するにふさわしい学力の育成、豊かな人間性や社会性の育成、中学校入学時の不安解消を図ります。

## ●ICT教育

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、ICT機器を活用した学習やプログラミング教育の推進等ICT教育の充実が求められています。



小中合同授業研究会の様子



## 政策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援する  
まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策 24

## 学校施設の補修・整備をすすめ、 安全安心な教育環境があるまちをつくる

### 施策概要

- 学校施設の耐震化を図るための改築・耐震改修による施設整備や中長期的な補修等維持管理、また、借用校地の用地取得を順次行い、児童・生徒の視点に立った安全安心な学習環境づくりをすすめます。
- 老朽化した単独調理場については、建替えによ

り自校分を含む2校から3校分の給食調理を行う新たな小規模給食センターとして整備をすすめます。また、老朽化した給食センターについては、計画的な改修整備を行い、安全安心な給食を提供できる施設環境づくりをすすめます。

### 現状と課題

- 新耐震基準に適合していない校舎などの棟数の割合が、22%残存しています(2017(平成29)年3月末現在)。
- 児童・生徒の学習環境の整備を図る上で、建物の耐震化は喫緊の課題です。今後は、全ての学校施設の耐震化が早急に完了するよう、関係部署と連携を図りながら行財政状況の変化にも対応し、事業の取り組みを推進していく必要があります。
- 学校施設の補修等維持管理については、不具合が発生した都度対応する事後保全では、より良い教育環境の確保が難しいことに加え、効率的・効果的な老朽施設対策にならないことから将来的な財政負担の集中が危惧されます。中長期的な視点でトータルコストの縮減及び予算の平準化を図っていく必要があります。
- 全53小中学校用地面積に占める借用校地面積の割合が、3.8%残存(2017(平成29)年3月末現在)しています。賃借料に係る市の財政負担軽減及び学校施設の管理の安定化のためには、今後も個人有地の購入を継続していく必要があります。

- 本市の学校給食は、学校内で自校分を調理する単独調理場(16校)と、2校分から10校分程度を調理する給食センター(11ヶ所)で担当しています。
- 多くの単独調理場や首里・小禄・真和志等の給食センターは、老朽化が進んでいるため、施設整備を計画的に行う必要があります。

### 関連条例等

- ◆第2次那覇市教育振興基本計画
- ◆那覇市学校給食基本方針



給食調理業務の様子

街の人の声 安全・安心で学習に集中できる環境づくり

## 取組の柱と方針

## 1 学校施設の耐震化に向けた改築・耐震改修

- 学校施設の整備にあたっては、全ての老朽校舎や災害時の避難拠点としての役割を果たす屋内運動場の耐震化に向けて年次的な改築・耐震改修事業を行います。

## 2 学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化対策

- 安全点検を日常的に実施し、安全性確保のための修繕を速やかに行います。緊急性の高いものについては、優先的に実施します。
- 学校施設を長期にわたって使用できるよう、建物の適切な維持管理に努めます。また、多様化する学習形態に対応した、快適な教育環境づくりのための施設整備に取り組みます。
- 「学校施設の長寿命化計画」を2018(平成30)年度までに策定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減等に取り組むとともに、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図ります。

- 老朽化や時代の変化に対応できていない設備等の改善に取り組みます。

## 3 借用校地の購入

- 地主の意向及び財政状況を踏まえながら借用校地を購入し、段階的に借用校地を減らしていきます。

## 4 学校給食施設の整備

- 老朽化した単独調理場及び給食センターを改築・改修し、安全安心な学校給食の提供に努めます。

## 5 小規模給食センターの推進

- 大規模給食センターや単独調理場の再編成等を含めた小規模給食センターの推進計画を策定し、献立の多様性、アレルギー対応及び食味の向上を図ります。



校舎改築



校舎耐震改修

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
新耐震基準に適合する校舎などの割合	78% (2016年)	99%	100%

## 用語解説

## ●新耐震基準

昭和56年の建築基準法の改正において示された、地震に対する建築物の新しい構造基準。これ以降に建築される建物には、この基準にもとづく設計・建築が義務付けられたが、法の改正前にすでに存在していた建築物のなかには新耐震基準を満たさないもの（既存不適格建築物）があり、このような場合、改築や耐震化のための補強などの措置を講ずることによって建築物の安全性を高めることが求められる。



## 政策

# 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策 25

## どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる

### 施策概要

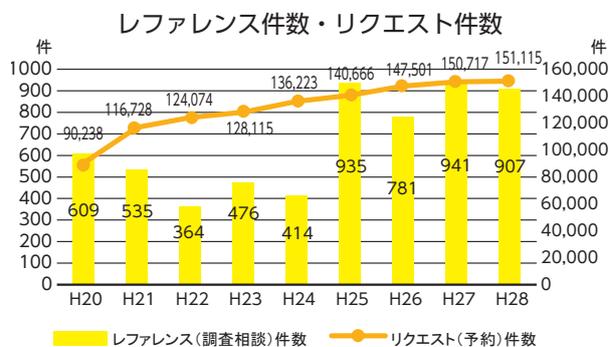
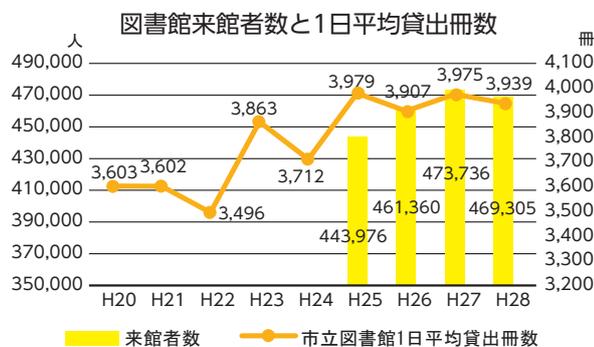
- 社会教育施設の整備・充実、学習情報の収集と提供、相談体制の整備など、学習環境の充実に努め、市民一人ひとりが生涯を通して心豊かで潤いと生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現をめざします。
- 地域課題や地域特性を取り入れた事業や、子どもから高齢者層までの幅広い世代間交流事業を実施することで、地域で活躍する人材の育成を支援します。

### 現状と課題

- 近年、急激な社会の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域社会のつながりの希薄化が指摘されています。こうした状況の中、学習情報の提供の充実、健全な青少年の育成、生涯学習に関わる人材の育成や団体の支援に取り組んでいます。
- 生涯学習関連事業の充実、地域コミュニティの拠点づくり、社会構造の変容に伴う自治会・サークル活動等の停滞、後継者不足などが問題化されており、地域の人材が地域で活躍できる機会の提供などの課題があります。
- 市立図書館においては、中学生・高校生の図書館利用の推進のための取り組み、図書館ボランティアの育成、障がいのある方への図書館サービスの充実が求められています。

#### 関連条例等

- ◆第2次那覇市教育振興基本計画
- ◆那覇市生涯学習推進計画
- ◆第2次那覇市子どもの読書活動推進計画
- ◆那覇市人材育成施設(社会教育施設等)整備基本構想



**街の人の声** おじい、おばあ、子ども、地域の人と触れあえるものを増やしてほしい

## 取組の柱と方針

## 1 生涯学習の活動拠点の整備・充実

- 身近な生活圏内で生涯学習の機会を提供できるよう、地域の生涯学習の拠点となる地域学校連携施設や公民館・図書館などの生涯学習関連施設の整備・充実に努めます。
- 社会・経済の変化に対応するための人材育成や地域づくり、まちづくりの活動を支援するために人材育成支援施設の整備・充実に努めます。

## 2 生涯学習関連事業の充実

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要に応えるための生涯学習事業の充実に努めます。
- 高齢者と児童など異世代を対象とした講座等を実施することで世代間交流を促し、次世代を担う後継者の育成を支援します。
- 赤ちゃんからの発達段階に応じた情報の提供と悩みを共有する機会を提供して、子育ての負担を軽減する事業を展開します。



青年講座

「沖縄高校生未来会議～自分たちが出来る平和への一歩～」

- 情報・知識を提供する地域の窓口として、多様な年齢層の幅広いニーズに応えた、魅力ある図書館づくりに努めます。
- おはなし会、読書会等の開催やおはなしボランティア団体を育成し学習機会の充実に努めます。

## 3 地域コミュニティの活動の充実

- 地域課題、生活課題の解消等に向けた講座等を通して、地域コミュニティ活動の充実に努めます。
- 地域住民の技能・経験を活用した事業展開により、地域の活力を高めます。

## 4 地域との連携による青少年健全育成

- 子ども・若者が安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動を支援し、各団体や関係機関との連携を推進します。



星と音楽のコラボ企画

星とジャズのきらめく世界

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度	90% (2016年)	93%	95%
図書館来館者数	469,305人 (2016年)	478,300人	485,800人
レファレンス(調査相談)件数	907件 (2016年)	1,700件	1,900件

## 用語解説

## ●生涯学習

自己啓発、生活の充実、職業的知識・技能の向上などのために生涯を通じて学習すること、及びそのための活動。



## 政 策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させる  
まちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策 26

## どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

### 施策概要

- ◎市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

スポーツフェスティバル



### 現状と課題

- ◎人々の健康志向や高齢者の生きがいづくりなどから、スポーツに対する市民の関心や期待が高まっています。
- ◎市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむには、市民体育館や奥武山体育施設等を、障がいのある人も気軽に利用できる環境として整備する必要があります。
- ◎長寿県・沖縄のブランドイメージが大きく揺らいでいるなか、「健康長寿おきなわ」の復活に向け、食生活の見直しなどに取り組むとともに、日常的な運動の習慣を身に付けることで健康増進を図ろうという機運が盛り上がっています。
- ◎生涯にわたる健康づくりのため、スポーツ・レクリエーションに対する市民の意識改革やきっかけづくりが必要です。
- ◎働き盛りや子育てで忙しい世代を中心に、スポーツ・レクリエーションから遠ざかる傾向にあり、運動不足等による体力の低下、生活習慣病の増加がみられます。
- ◎障がいを持つ方を含めた市民の健康増進や生きがいづくりを図るため、スポーツ・レクリエーションに参加する機会を提供する取り組みが必

要です。

- ◎運動やスポーツに興味関心があり積極的に活動する児童生徒と、そうでない児童生徒との二極化が顕著となっています。より多くの児童生徒がスポーツに親しむための取り組みが必要です。

### 関連条例等

- ◆第2次那覇市教育振興基本計画
- ◆那覇市スポーツ推進計画



ひやみかち なはウォーク

街の人の声 市民のためのスポーツアイランド

## 取組の柱と方針

## 1 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、スポーツ推進委員による地域スポーツ教室の開催、那覇市営体育施設の指定管理者による管理運営やスポーツ教室の開催等、市民のスポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります。また、障がいのある人も利用しやすいスポーツ施設の設備・備品等の整備を進めます。

## 2 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

- 競技大会やスポーツイベント(健康ウォーキング推進事業・スポーツフェスティバルなど)の開催を通して、市民の年齢や体力、興味等に合ったスポーツ・レクリエーションの機会の提供を図ります。

## 3 人材育成と指導者の確保

- スポーツやレクリエーション活動を広める人材(スポーツ推進委員など)を育成するとともに、その人材・サークル・市民をつなぐ仕掛けや工夫をすすめます。
- スポーツ団体・サークル等の競技力向上に向けた取り組みをすすめるとともに、指導者の育成・確保にも取り組みます。

## 4 地域社会、学校、企業、スポーツ団体などとの連携推進

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興に向けて、地域や学校、企業やスポーツ団体、民間スポーツ施設などとの連携・協力をすすめていきます。



沖縄セルラースタジアム那覇

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数	6,613人 (2016年)	7,400人	8,000人

## 用語解説

## ●ひやみかちなはウォーク

大会を通してウォーキングの楽しさに触れ、健康に関心を持ち、継続して運動に親しむ市民が増えることを目的に、2014(平成26)年から開催しています。



## 政 策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させる  
まちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策 27

## 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

### 施策概要

- ◎これからの社会の主体となる子ども達が安心して活動できる居場所づくりとして学校施設を活用し、子どもや若者が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を身につけるために、多様な学習機会の場を設けると共に、地域の協力と人材活用を図り、子ども・若者の育成・支援に関わる団体や各関係機関との連携を推進します。
- ◎市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちづくりを推進していくために、地域学校連携施設や学校体育施設等の開放に努めます。



やる気・元気旗頭フェスタ in なは

### 現状と課題

- ◎地域力を生かした協働によるまちづくりが求められる状況の中、学習情報の提供の充実、健全な青少年の育成、生涯学習に関わる人材の育成や団体の支援、学校施設の開放の推進に取り組んでいます。
- ◎学校を拠点としたコミュニティの充実、地域との連携による青少年健全育成が求められています。

### 関連条例等

- ◆第2次那覇市教育振興基本計画
- ◆那覇市生涯学習推進計画
- ◆な一ふあぬわらび・わかむん計画



子どもフェスタ in なは



放課後子ども教室・琉舞の様子

**街の人の声** 地域の良さを知ること、地域に愛着が持てるまちにします。

## 取組の柱と方針

## 1 学校を拠点としたコミュニティの充実

- 学校を、地域の人々や団体等をつなぐ場、子育て・健康・福祉サービスを行う場等のコミュニティの拠点(プラットフォーム)として位置づけ、学校のオープン化に努めます。
- 地域住民の技能・経験を活用し、地域学校連携施設等において事業展開することで、地域の活力を高めます。

## 2 地域との連携による青少年健全育成

- 放課後の子ども達の安全安心な居場所づくりのため、放課後児童クラブと連携を図り、魅力ある放課後子ども教室の拡充を推進します。
- 「やる気・元気旗頭フェスタ」を開催するにあたり、旗頭指導者を育成するなど関係団体や地域等の協力を得ながら、学校と地域が連携して取り組めるように支援します。

## 3 生涯学習関連事業の充実

- 学校施設を活用し、家庭教育学級等の生涯学習関連事業の充実に努めます。

## 4 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

- 市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション施設である学校体育施設の開放等により、市民のスポーツ・レクリエーション環境を維持します。

## 5 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

- 地域住民がそれぞれの興味・目的に応じて、行政や学校等と連携しながら自主運営できる総合型スポーツクラブの創設を支援します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
地域学校連携施設延べ利用回数	7,884回 (2015年)	9,000回	10,000回
放課後子ども教室等が設置されている小学校区数	30校区 (2016年)	36校区	36校区
学校体育施設の利用率	94% (2016年)	95%	95%



地域連携室活用の様子

## 用語解説

## ●地域学校連携施設

生涯学習の振興と地域コミュニティづくり及び本市が実施する各事業に係る地域の活動拠点としての活用など、学校と地域との連携・交流の充実を図ることを目的に整備しており、平成29年4月1日現在、小学校23校、中学校3校に設置しています。



## 政策

郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、  
新たな文化を創造するまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	◎

### 施策 28

## 文化が保存され継承されるまちをつくる

### 施策概要

- 指定文化財の保全・整備を推進し、一般公開により情報を提供し、郷土の文化財に関する住民の理解を深め、後世へ継承します。
- 文化財への理解を深めるために、文化財講座等の講演・解説会を行います。
- 重要な伝統文化であるしまくとぅばの保存・継承・発展の取組みを進めます。



首里金城村跡の発掘調査

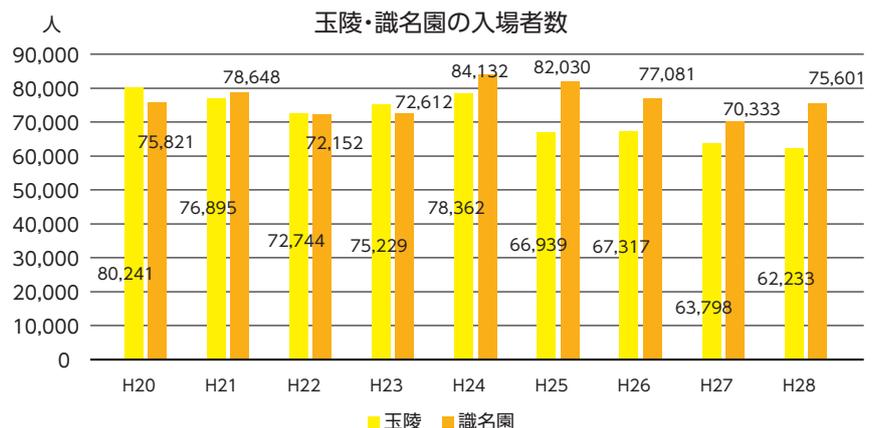
### 現状と課題

- 本市が管理運営する、世界遺産や博物館への入園・入館者数について、世界遺産登録に伴い増加していましたが、現在は伸び悩んでいる状況です。
- 博物館における企画展示に関する講座開催への利用者要望が高くなっています。
- 発掘調査に伴う遺物を保管する本市の所有する収蔵庫が1か所のため、倉庫等を借用して保管している状況です。今後も新たな開発行為に伴う発掘調査が見込まれることから、収蔵庫の

- 確保が課題です。
- ハイサイ・ハイタイ運動等により、しまくとぅばに親しみを感じる人が多くいる一方、しまくとぅばが衰退している傾向にあるため、学校現場において、しまくとぅば普及冊子を使った普及継承の取組みをしています。

### 関連条例等

- ◆那覇市生涯学習推進計画



### 街の人の声

温かなウチナーグチの継承

## 取組の柱と方針

## 1 文化財の認知度を高める

- 歴史博物館、焼物博物館における常設展示や企画展に関する解説会や解説講座の新設や、既存の解説会等の回数を増やし、文化財との接点となる多くの機会創出に努めます。
- 児童生徒を対象とした学習プログラムによる教育普及活動を強化し、学校における学習活動との連携の充実を図ります。
- 埋蔵文化財発掘調査の現地説明会や、出土遺物の実物や遺構のパネル展示会を実施し、文化財への興味関心の高揚を図ります。

## 2 文化財の保全

- 文化財の保全・整備を推進し、市民・県民並びに観光客へ文化財の魅力発信の取り組みを強化します。

- 関係団体との協働事業の充実により、身近にある文化遺産の愛護活動を支援します。
- 発掘調査に伴う遺物の展示公開・保管のあり方を検討します。

## 3 地域連携の充実

- 地域イベントと連携し、地域活性化とともに文化財の普及活動の充実を図ります。

## 4 しまくとぅばの普及促進

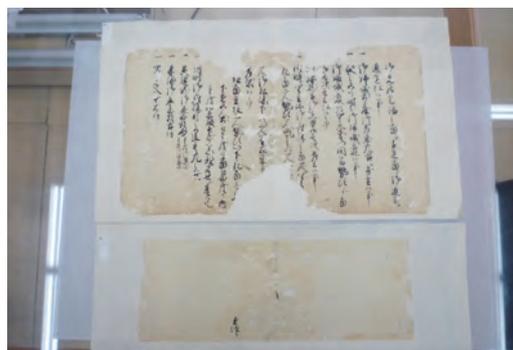
- しまくとぅば講座等を通してしまくとぅばの普及・継承を図ります。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数	184,126人 (2016年)	193,332人	202,538人
講座・解説会など実施回数	55回 (2016年)	60回	65回



玉陵



尚家文書 (修理前)

## 用語解説

- 指定文化財  
文化財保護法によって保存するよう指定された文化財。市内には玉陵(たまうどろん)、識名園、琉球国王尚家関係資料などが指定されています。
- ハイサイ・ハイタイ運動  
組踊や沖縄芝居、琉歌等に代表される沖縄の伝統文化の原点でもあるウチナーグチを、日常生活の場から積極的に使うことを推奨して、伝統文化継承発展の一環として取り組んでいこうという運動です。
- しまくとぅば  
県内各地において受け継がれてきた「しまくとぅば」は、地域の伝統行事等で使用される言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基礎であり、いわば沖縄のアイデンティティの拠り所でもあります。



## 政策

郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策 29

## 市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる

### 施策概要

- ◎市民との協働・参加型文化事業を推進し、文化にふれ合う機会の提供と文化芸術活動を支援します。
- ◎現代の舞台演出の高度化、文化芸術活動の多様化等へ対応するため、老朽化が著しい那覇市民会館から、新文化芸術発信拠点施設へと拠点を移し、伝統文化の継承と新たな文化芸術の創造に向け、市民の文化活動の機会拡充や、文化施設情報・イベント情報など、文化に関する情報を発信するなどの工夫を行い、市民が主体とな

る文化活動を支援していきます。



地域文化芸能公演

### 現状と課題

- ◎那覇市民会館やパレット市民劇場、那覇市民ギャラリー、ぶんかテンプス館を拠点に、市民の文化活動の振興に取り組んできました。
- ◎2013(平成25)年度からは民間のノウハウを活用する事により、利用者に対するサービスの向上を図るため、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリーに指定管理者制度を導入しました。
- ◎一括交付金を活用することにより、地域文化芸能公演など文化芸術にふれあう新たな事業を展

- 開し、参加した多くの方々から地域芸能に対する関心が高まったとする声が多数あります。
- ◎既存の市民会館では、現代の舞台演出の高度化、文化芸術活動の多様化等への対応が困難となっていました。

### 関連条例等

- ◆那覇市文化振興基本計画



なは市民芸術展



伝統芸能公演・組踊り

**街の人の声** 世代を超えた多様な文化、五感で体感する伝統文化・芸術を大切にします。

## 取組の柱と方針

## 1 芸術鑑賞機会の提供と市民の文化芸術活動支援

- 舞台芸術や美術工芸作品など、すぐれた芸術の鑑賞機会の充実に努め、市民への提供をすすめます。
- 市民の自発的文化事業への支援制度の充実に図ります。

## 2 市民との協働・参加型文化事業の推進

- 企業メセナを充実するため、広報や啓発に取り組めます。
- ワークショップ等の様々な取り組みの中で、市民が文化芸術にふれあう機会を創出します。あわせて、伝統文化についても保存・継承・発展に取り組めます。

## 3 文化施設の新拠点づくりと文化振興基本計画の策定

- 現代の舞台演出の高度化、文化芸術活動の多様化等への対応可能な新文化芸術発信拠点施設を文化振興の中心として位置づけ、新たな文化振興基本計画を策定し、誇るべき那覇の文化の保存・継承・発展に努めます。

## 4 文化情報の提供と発信

- 市民団体、民間文化施設、行政との連携を図り、施設情報やイベント情報などの情報発信の仕組みづくりを行います。



新文化芸術発信拠点施設イメージ図

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
主要文化施設利用者の満足度 (新文化芸術発信拠点施設、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)	60% (2016年)	70%	80%
市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を観たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合	36% (2016年)	50%	60%
主要文化施設施設稼働率 (市民会館、パレット市民劇場、市民ギャラリー)	66% (2016年)	73%	76%

## 用語解説

- メセナ  
芸術・文化の庇護。特に、企業による芸術・文化の援護活動をいいます。

# 第4章 / めざすまちの姿

産業・観光・情報

## ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる 万国津梁のまち NAHA



我が国の南の玄関口として、アジアに開かれた本市は、アジアのダイナミズムを取り込むことによる新たな時代の到来が実感できるようになりました。この機会を確実に捉え、国内外から優れたヒトやモノが集い、そこから新たなモノやコトの付加価値を生み出し、世界へ羽ばたくことで、躍動感がみなぎる万国津梁のまちをめざします。

そのために、先人が築き上げた歴史や文化、亜熱帯特有の気候や自然環境を活かし国内はもとより外国からの旅行者が何度も訪れたい観光地としての地位を築きます。また、経済成長の著しいアジアにあって主要都市との近接性等の地理的優位性を活かしたビジネスとリゾートが融合する都市として新たな地位を築きます。さらに、広域での幅広い連携のもと、リーディング産業である観光産業や市内に集積が進む情報通信関連産業はもとより、戦略的成長産業に位置付けられた国際物流関連産業など、様々な産業の活性化や育成・振興を図ります。また、マチグワー等の地域資源を活かした地域の活性化を図るとともに、市民一人ひとりの働く力をさらに発揮できる労働環境を整え、商都としての活力を高めます。

未来への視点		
つながる力	稼ぐ力	ひきつける力

### ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり

国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる	○	☆	☆
那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる	○	☆	☆

### 様々な産業が集い・育ち・ひろがるまちづくり

戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる	○	☆	◎
商工業が発展するまちをつくる	○	☆	○
農水産業が生き活きとしたまちをつくる	○	◎	○
那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる	○	☆	○
オープンデータが活用されるまちをつくる	○	◎	○

### 産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり

みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる	○	◎	☆
産業を支える人材が育つまちをつくる	○	☆	○

### 中心市街地を活かしたまちづくり

商店街やマチグラーなどが賑わうまちをつくる	○	◎	○
中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる	○	◎	○



## 政策

### ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する 観光まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	☆

#### 施策 30

### 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる

#### 施策概要

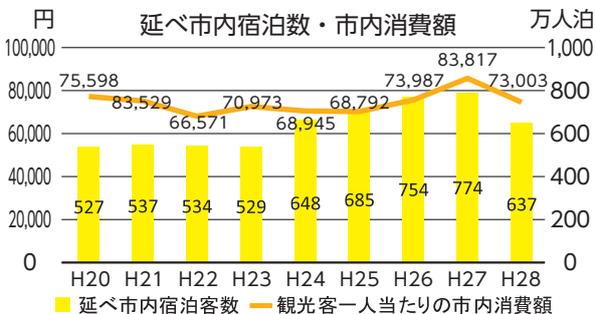
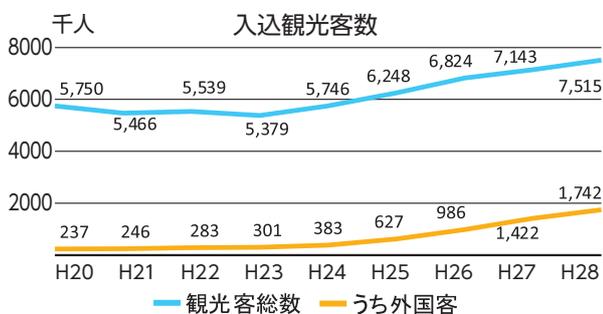
- 多様化する観光客の旅行動向の変化、外国人観光客の増加に対応すべく那覇市観光協会等、関係機関と連携しながら誘致宣伝事業の展開、及び受入体制整備の推進に努めます。
- 観光・リゾート関連産業の人材育成を図り、また多様なイベントの開催などにより、一層の活性化に努めていきます。

#### 現状と課題

- 沖縄観光は、豊かな自然や独自の文化など恵まれた観光資源により、順調な入域客の増加をみえています。
- 那覇市はゲートウェイとしての機能を果たしてきました。
- この機能を国際的リゾートの拠点都市に相応しく発揮し、更なる観光都市としての魅力を強化することが求められています。
- 日本を訪れる外国人観光客は伸びてきましたが、その中で沖縄県への訪問比率は低位です。
- 観光立県として国内観光客と同様に、今後外国人観光客の増加を目指し、さらに幅広い国々からの誘致を積極的に図り、その受入体制の環境整備が求められています。

#### 関連条例等

- ◆めんそーれ那覇市観光振興条例
- ◆那覇市観光基本計画



街の人の声 国際化(インバウンド)に対応した観光地形成

## 取組の柱と方針

## 1 外国人観光客への体制整備

- 2016(平成28)年クルーズ船の那覇港への寄港回数は193件と急増し、2020年には那覇空港新滑走路の供用開始が予定されています。今後もクルーズ船の寄港増や国内外との新規航空路線の就航増が予想されることから、那覇市をターミナルとした県内離島へのアクセスの充実や受け入れ体制の強化など関係者との連携を強化します。
- 沖縄県が進めるW i e F i 事業と連携しながら、国際通りや空港・那覇港等を中心とした快適なW i e F i 環境を更に拡大することを目指します。
- 宿泊施設や観光施設など一部で外国語対応が進んでいるが、一般商店や飲食店でも、国際的な観光リゾートの拠点都市に相応しい対応ができるよう通訳ガイドの育成をはじめとした語学力の向上を推進していきます。

## 2 ビジネスとリゾートが融合する拠点都市としての機能・魅力の向上

- 沖縄観光の交通ターミナル拠点、また宿泊拠点として、那覇市あるいは周辺に滞在しながら本市の都市機能も堪能する観光スタイルを目指します。

- 市内の観光施設、交通、公園、飲食関連施設等のユニバーサルデザイン化の促進を図ります。
- M I C E 関連機能として、周辺エリアの中心となる那覇市は良好な都市形成や交通体系の整備、宿泊・商業施設等の集積等による賑わいの創造が必要となります。県、関係市町村と連携し、那覇の魅力向上も併せた整備に努めます。

## 3 安全安心、快適なまちづくり

- 観光危機管理計画を策定し、災害や事故の発生時等適切な対応を行う体制を整備します。
- めんそ〜れ那覇市観光振興条例に基づく、迷惑行為に対する取り組みを関係機関と連携しながら推進します。

## 4 新文化芸術発信拠点地としての充実

- 今後整備される新文化芸術発信拠点施設等を活用する魅力あるエンターテインメント・コンテンツの充実を図ります。

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
延べ市内宿泊客数	637万泊 (2016年)	1,116万泊	1,587万泊
観光客一人当たりの市内消費額	73,003円 (2016年)	85,747円	96,367円

## 用語解説

- ゲートウェイ  
広義には、「玄関口」の意味で、本計画では、ある地域から他の複数の地域へ移動するための交通ネットワーク（航空路・航路、道路網、公共交通網等）同士をつなぐ場所、並びにその機能を指します。
- M I C E  
企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。
- ユニバーサルデザイン  
世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことを言います。



## 政策

# ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する 観光まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	☆

### 施策 31

## 那覇らしい観光資源の発掘・創造と 魅力のあるまちをつくる

### 施策概要

- 多様な歴史的文化財や伝統芸能、及び自然などの観光資源を通じて、そこに暮らす人々や関係機関との協働により地域活性化に取り組み、国内のみならず海外の観光客にも魅力的な世界水準の観光リゾート地となることを目標に掲げ、観光振興を進めていきます。
- 首里城を筆頭とした琉球王国の歴史の学び・体験メニューの充実を図ります。
- 伝統的な文化の継承・発信と新たな若者文化の発信、交流を図ります。
- 那覇ならではの地場産品、物産の継承・発掘と魅力向上を図ります。

### 現状と課題

- 沖縄への観光客数は好調を維持しており、那覇市の入域観光客も751万人と増加を見えています。
- 市内宿泊数が伸び悩んでいるなか、魅力ある観光資源を活かし市内滞在日数の延長を図る努力が必要です。
- 世界遺産である首里城を筆頭に、那覇市には琉球王国の歴史を伝える歴史資源が残されています。
- これらの見せ方、伝え方の工夫や、ネットワーク化などにより、那覇市での観光を見直し、滞留時間の延長を図る必要があります。
- 市民の生活や生業による文化が継承されており、それらを発掘、アピールすることで従来の観光資源や観光スポットだけでなく、那覇市の

まち全体を観光対象とするための取り組みの推進が求められています。

### 関連条例等

- ◆めんそーれ那覇市観光振興条例
- ◆那覇市観光基本計画



那覇大綱挽まつり



### 街の人の声

那覇ならではの観光地の形成・情報の発信

## 取組の柱と方針

## 1 継承される伝統文化、伝統工芸の充実

●那覇市には、沖縄独自の様々な伝統文化や伝統工芸が伝えられています。那覇市に継承される組踊、琉球舞踊、琉球音楽、空手などの伝統文化や、紅型、首里織、琉球漆器、壺屋焼などの伝統工芸を鑑賞するだけでなく、体験し購入できる場の充実に取り組みます。

## 2 魅力ある食文化の発掘

●観光と切り外すことのできない「食」について、市魚「まぐろ」の活用、沖縄の食材を活かした料理、それらに合う琉球泡盛等、あらたな沖縄の食文化を民間と連携して磨き上げ、集客を図ります。

## 3 那覇ならではの地場産業、物産の新たな展開

●観光土産品及び那覇市で生産される地場産品や物産を観光客にアピールすると共に、魅力

的な土産品、物産開発に取り組みます。また新たなデザインや感性の物産なども発掘し紹介していきます。

## 4 新たな若者文化の発信、交流

●若者の感性に基づくサブカルチャーや音楽など、新たな芸術文化にスポットをあて、アピールする場づくりに取り組みます。

## 5 スポーツコンベンション拠点地としての魅力向上

●定着したプロ野球キャンプにならい、スポーツコンベンション拠点地としての観光地の魅力アップを目指し、スポーツの合宿等の誘致を図ります。また、2020年開催の東京オリンピック、パラリンピックへ向けて、関係機関と連携し国内合宿地として誘致を図ります。



NAHAマラソン



那覇まちまーいマチグワン迷宮めぐり

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
観光収入額	3,187億円 (2016年)	4,158億円	5,030億円
市内宿泊日数	1.46泊 (2016年)	2.3泊	3.04泊

## 用語解説

●スポーツコンベンション  
スポーツにおけるキャンプ、合宿、大会、イベント、試合、自主トレ等が含まれ、県外からの誘客・参加者があるものを対象としています。



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	◎

施策 32

# 戦略的産業及び新たな産業の振興により 稼げるまちをつくる

## 施策概要

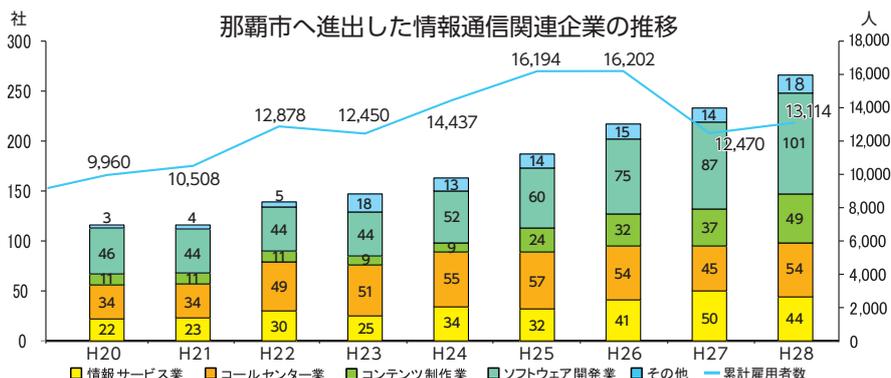
- 全ての市民が働きやすい社会を目指すために産業を通して経済の拡大に向けた各種取組みを推進します。
- 戦略的産業(観光産業、情報通信産業、物流)の企業誘致を推進し、振興を通して地域経済を活性化し、域外収入の向上を目指します。
- インキュベーション施設の強化と企業支援の施策を促進します。
- 那覇空港及び那覇港は沖縄県の物流・交流拠点となり、その地理的優位性を活かし、本市本県のみならず、日本全体及びアジアの発展に貢献する21世紀の万国津梁を目指します。

## 現状と課題

- 2016(平成28)年度までの情報通信産業関連企業の累計立地数266社、累計雇用者数13,114名となっています。
- 今後はさらに企業のニーズに応える人材育成と企業同士のビジネスマッチングを進め、さらなる成長が求められています。
- 高付加価値型の情報通信産業の創出と市内集積のために、正確かつ最新のオフィス情報提供が求められています。
- 那覇空港については、2020年に那覇空港第二滑走路増設の完成が予定されており、増便、空路拡大に対応できる施策の実施が求められています。
- 国際物流特区の創設により、国際貨物ハブの24時間運用が開始し、貨物専用機が週6便、国内4空港、海外8空港に就航しています。
- 2014(平成26)年度的那覇空港の国際貨物取扱量は約18万5千トンとなっており、成田羽田、関空に次ぐ国内第4位となっています。
- 那覇港については、県内重要港湾6港の取扱貨物量(公共貨物)のうち、那覇港が占める割合は、内国貿易が約6割、外国貿易が約9割となっています。

### 関連条例等

- ◆那覇市IT創造館条例
- ◆那覇市民協働プラザ条例
- ◆那覇市創業支援事業計画
- ◆那覇市企業立地雇用施策基本指針



街の人の声 企業家育成、新事業の創出に力を入れてほしい。

## 取組の柱と方針

## 1 企業誘致活動の推進

●戦略的成長産業分野における県外市外から本市への企業誘致活動を国や県と連携しながら効果的な施策を実施し、また、市内既存の関連企業もあわせて連携し企業誘致を推進します。

## 2 情報通信関連の新たな産業の創出支援

●IT創造館をはじめとするインキュベート機能を強化し、新たな産業の起業・創業の支援を行い、市内集積を目指します。

## 3 那覇空港第二滑走路増設による経済活性化

●2020年に那覇空港第二滑走路増設の完成予定に伴う増便、空路拡大や那覇空港を活用した国際物流の活性化に対応するため、国・県と

連携し効果的な施策の展開を推進します。

## 4 那覇港総合物流センター設置による経済活性化

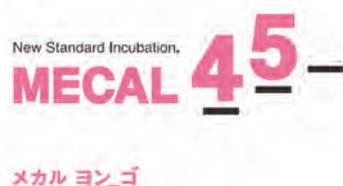
●2018(平成30)年度那覇港物流センターの完成により、取扱貨物量の増加が見込まれることから、さらなる経済活性化を図ります。

## 5 第6次産業の創出支援

●本市の農業や水産業の特産品を利用した食品加工・流通販売を展開させることによる活性化を支援します。

## 6 新たな産業の創出支援

●将来において、これまでにない新しくかつ可能性を秘めた産業が創出される期待に対して、研究開発及び創出の支援を図ります。



メカル ヨン\_ゴ【那覇産業支援センター（4階・5階）】

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)	266社 (2016年)	525社	926社
那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)	13,114人 (2016年)	25,883人	45,652人
市民所得	2,485千円 (2014年)	2,700千円	3,000千円
観光収入額	3,187億円 (2016年)	4,158億円	5,030億円

## 用語解説

- インキュベーション施設  
新たに起こった企業を支援する施設のことをいいます。
- 万国津梁  
「世界を結ぶ架け橋」を表し、1458年に尚泰久(しょうたいきゅう)王の命で鑄造され、首里城正殿にかけられたと伝えられる旧首里城正殿鐘に刻み込まれている銘文から名付けられました。
- 戦略的産業  
那覇市企業立地雇用施策基本指針において、観光関連産業、国際物流関連産業、情報通信産業を戦略的産業と位置づけています。



## 政策

様々な産業が集い・育ち・ひろがるまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	○

### 施策 33

## 商工業が発展するまちをつくる

### 施策概要

- 本市の独自産業の育成、地場産業の振興、伝統的工芸産業のブランド化と経営基盤強化を支援します。
- 市内中小企業の経営基盤を強化するため、販路の拡大を支援し、商談の機会につなげる支援を行います。
- 資金調達能力や担保力の乏しい小規模企業者の資金調達を支援します。
- 就職の相談の充実により就業者数の増加を目指します。
- 創業後、維持発展するための支援をします。
- 商工団体等との連携強化を目指します。



なは市長賞受賞商品

### 現状と課題

- 沖縄県内の企業の99%は中小企業であり、その活性化は、産業の振興と深く結びついています。
- 中小企業の経営基盤強化や商品開発、資金融資、人材育成などのさまざまな支援を行っておりますが、中小企業が求める支援ニーズとの整合性を図りながら本市の施策を実施していく必要があります。
- 本市においては、創業率が高い水準にある一方で廃業率も高く改善が求められています。
- 商工団体など情報共有、連携の不足があげられます。

#### 関連条例等

- ◆中小企業振興審議会条例
- ◆那覇市民協働プラザ条例
- ◆那覇市創業支援事業計画

### 街の人の声

経営相談、資金調達等の中小企業経営者の支援

## 取組の柱と方針

## 1 企業・事業者の実態把握

- 本市における中小企業の実態と課題を把握し、中小企業が求める支援ニーズ分析を行います。

## 2 企業・事業者の経営基盤の強化と定着

- 中小企業の経営基盤の強化や販路拡大、後継者の育成・確保の支援を通じた地元企業の競争力の維持・向上を図るための支援を行います。

## 3 商工業の活性化

- 地場産業、伝統的工芸産業の振興を図るための支援を行います。

## 4 IT創造館やなは産業支援センターを拠点とした企業支援

- 情報通信産業をはじめ、国際物流、ものづくり、

エネルギー、観光関連などの産業振興発展のため、市内関連企業等を育成支援します。

## 5 創業・就職の相談充実

- 「なはし就職・創業なんでも相談センター」と「スタートアップサロン(カフェ)」を併設することにより、相談者や一般市民が訪れ、気軽に相談ができる環境を整え、就労・創業に関する支援を行います。

## 6 創業後のフォローアップの充実

- 創業後、的確なフォローを行い廃業を防止するとともに、維持向上できるよう支援します。

## 7 商工団体等との連携強化

- 那覇商工会議所などの団体と連携を強化し商工業の活性化を行います。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
窓口相談から結びついた創業数	5件 (2016年)	50件	100件
開業率	7.98% (2014年)	10%	12%
廃業率	7.77% (2014年)	6%	5%
第3次産業市内純生産額(百万円)	805,498 (2012年)	845,772	888,060



スタートアップサロン

## 用語解説

## ●スタートアップサロン(カフェ)

創業・就職支援相談窓口とあわせて、相談者が気軽に訪れ、自由に知識の習得やアイデアの着想を図れる場としての利用や、相談者同士が意見交換やアイデアを持ち寄るといった情報交流の場として利用できるカフェを、なは市民協働プラザにオープンします。



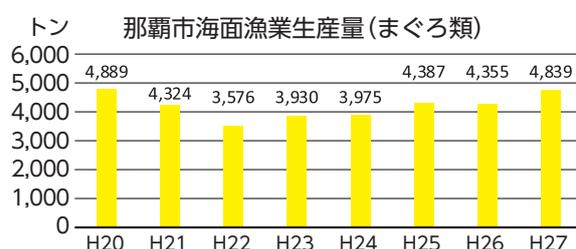
未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	○

### 施策 34

## 農水産業が生き活きとしたまちをつくる

### 施策概要

- 漁業収益の向上・経営の安定化を図り、新規就業者や後継者の確保に取り組むとともに、市民・行政・民間企業が協働して「地域に活力をもたらす魅力的な『うみ業』のまち」にしていくため、「那覇市水産業振興基本計画」に沿って、総合的に水産業の振興に取り組みます。
- 消費者の食に関する安全安心を求めるニーズの高まり、農水産物のブランド力強化に向けて、新鮮で安全安心な農水産物の供給に努めます。



### 現状と課題

- 農林水産業を取り巻く環境は、食生活の多様化などによる消費量の減少、価格の低迷、担い手の高齢化や後継者不足に加え、近年では環太平洋連携協定(TPP)や輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況が続いています。
- 農業に関しては、本市ではほぼ全域が市街化区域となっており、宅地化により農地が減少しています。狭隘な市域のため農地自体も非常に少なく、農地の保全が厳しい状況となっています。
- 本市の農家の多くは市外で営農しており、農業振興地域を持たない本市においては、農振地域に居住していることを条件とする各種補助制度が活用できず、他市町村の農家と比べ不利益となっています。
- 本市は県内で最大の水揚量を誇る水産業の拠点として大きな役割を担っています。特に市魚である「マグロ」は県内水揚量の約半数を占めるマグロの産地となっています。
- 水産業においては、漁業施設等の基盤整備や漁業者支援の充実等による漁業生産の安定化と向上、産地市場及び消費地市場である漁港の拡充、地元水産物の認知向上やブランド化による消費拡大、水産業の多角的展開や人材確保等の施策が求められています。

#### 関連条例等

- ◆第3次那覇市水産業振興基本計画

## 取組の柱と方針

## 1 漁業関連施設の環境整備

- 安全安心な水産物の供給、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化のため漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備に取り組みます。

## 2 水産物の消費拡大

- 市魚であるマグロ等の地元水産物の消費拡大を図るため、イベント等による認知向上やブランド化に向けた取り組みをすすめるとともに、本市水産物の拠点である泊漁港及び泊いゆまち一帯の再整備の実施に向け、国や県等と連携し積極的に取り組みます。

## 3 安定した経営環境の確立

- 各種融資制度を活用し、経営の安定化に向けた支援を図ります。

## 4 担い手の育成支援

- 農水産業の維持・発展を図るため、就業希望者への情報提供や新規就業者等への技術研修

支援等の就業支援を行い、また、就農希望者に対しては生産設備の設置及び農業機械等の購入支援等を行います。

## 5 農水産物の高付加価値化、生産者の所得向上・安定化(農商工連携、6次産業化)

- 農水産物の高付加価値化や6次産業化を図り、生産者の所得向上・安定化を図ります。

## 6 農産物フェア・農業交流事業

- イベント等を通じ多くの市民に農業と交流する機会を作り、本市農業への理解を深めるとともに、安全安心な農産物の普及促進に努めます。

## 7 体験型農園等の普及、運営支援

- 農業者や民間事業者との連携により、農業者や利用者等が主体となった体験型農園等の農業に触れる機会を創出します。



マグロは那覇市の市魚です。



那覇市在住の農家作った野菜

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇市農業算出額	156千万円 (2015年)	176千万円	195千万円
那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)	4,839トン (2015年)	5,444トン	6,049トン

## 用語解説

- うみ業  
漁業生産の安定と向上を図ると同時に、観光産業、外食産業、土産品販売業など様々な産業と連携した多角的な水産物の展開を図るなど、「うみ」に立脚した総合的な産業をいいます。
- 6次産業化  
農林漁業者(1次産業)が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産物を活性化させることです。



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	○

### 施策 35

## 那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる

### 施策概要

- 利便性の高い港湾の整備・拡充を推進し、国際交流・物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図ります。
- アジア・太平洋地域における急速な経済発展に対応し、地理的優位性を活かした国際海上コンテナ輸送の中継拠点として高規格・高能率コンテナふ頭をはじめとする国際物流関連産業の集積する国際流通港湾機能の充実を図ります。
- 観光ニーズの多様化によるクルーズ船利用者の増加に対応して、大型旅客船が寄港する国際クルーズ船基地としての機能を強化します。
- 既設ふ頭の効率性、利便性、安全性の向上と港湾内の円滑な交通を確保するため、既設ふ頭の再編、利用転換するとともに、臨港交通体系の充実を図ります。

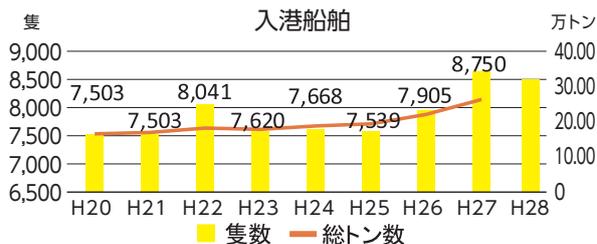
### 現状と課題

- 那覇港は、沖縄県から国内外への物流、人流の拠点として、沖縄経済社会の発展のため、重要な役割を果たしています。
- 那覇港では、港湾施設の狭隘化による利用効率の低下、貨物船と旅客船・フェリーの混在等が問題となっており、利便性の向上や効率的で安全な港の整備が求められています。さらに、近年の船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地、上屋等の充実、港湾貨物の円滑な輸送を確保する臨港道路等の整備が課題となっています。
- 沖縄県は国外、国内の物資輸送が海上輸送及び空輸輸送に限られているため、物流輸送コストが割高となっています。
- 経済社会活動を支える拠点港湾である那覇港については、臨空・臨港型産業の集積に向け、国際・国内貨物を取り扱うロジスティクスセンターや国際コンテナターミナル等の整備、航路網の充実、那覇空港との効率的な機能分担等により、国際的な物流拠点にふさわしい港湾機能の強化を図っていく必要があります。
- 那覇港では、輸入、移入超過、いわゆる片荷輸送が課題となっており、その解消策として、輸

- 出入・移出入貨物の増加を図るため、新たな定期航路の誘致や物流拠点施設の整備が必要となっています。
- 那覇港は、日本有数の国際クルーズ船寄港地であるが、新港ふ頭貨物岸壁においては、旅客ターミナル等が整備されていないため、利用者は炎天下や雨天時に移動を強いられるなど利便性や快適性の向上が課題となっています。

### 関連条例等

- ◆ 那覇港港湾計画
- ◆ 沖縄21世紀ビジョン基本計画
- ◆ 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画



## 取組の柱と方針

## 1 港湾施設の機能強化及び再編

- 物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図るため、那覇空港やふ頭間とを結ぶ臨港道路の整備、防波堤や耐震岸壁などの港湾施設の整備促進に連携して取り組みます。
- 国際コンテナターミナルの利用促進や国内外貨物の物流拠点施設となる那覇港総合物流センターや背後地の整備を推進することにより、国際流通港湾としての機能強化に連携して取り組みます。
- 既設ふ頭(泊・新港・那覇・浦添の各ふ頭)の再編、利用転換に連携して取り組みます。

## 2 取扱貨物量の増加促進

- 那覇港総合物流センターの活用により、物流機能の高度化や流通加工産業の集積を図ります。そのことにより集貨・創貨を促進するこ

とで取扱貨物量の増加を図り、さらなる経済の活性化に取り組みます。また、片荷輸送の解消策とし、荷主、船社を対象とした支援事業を実施し、取扱貨物の増加及び航路の拡充を図ります。

## 3 クルーズ拠点の形成

- クルーズ需要の増大に対応するため、新たなクルーズバースを整備し、海洋レクリエーション活動に対応したウォーターフロントの整備促進に連携して取り組みます。

## 4 ポートセールスの強化

- 那覇港への航路・貨物の誘致及び新たなクルーズ船寄港誘致のため、国内外に対するポートセールスに連携して取り組みます。



那覇クルーズターミナル



那覇港総合物流センター整備事業完成予想図

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇港の取扱貨物量	1,156万トン (2016年)	1,600万トン	1,800万トン

## 用語解説

- ロジスティクス  
企業が、必要な原材料の調達から生産・在庫・販売まで、物流を効率的に行う管理システムのことです。
- ポートセールス  
船舶や貨物の誘致のため、国外にあっては誘致の目標とする航路や船社の所在国に港湾管理者や港運事業者、商工会議所などの港湾振興関係者により構成されたミッションを派遣し、国内では背後圏域本社・支社機能の集中する都市、地元において説明会、見学会等を開催し、船社や荷主等を集めて当該港湾を利用するメリットの説明を行い、あわせて利用者のニーズを把握し、施設整備や管理運営の改善に反映させていくものです。



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	○

施策 36

# オープンデータが活用されるまちをつくる

## 施策概要

●市の保有する公共データをオープンデータとして公開し、二次利用を促進することにより、アプリケーション等を通じた市民の利便性の向上、地域課題の解決や行政の透明性確保を図ります。

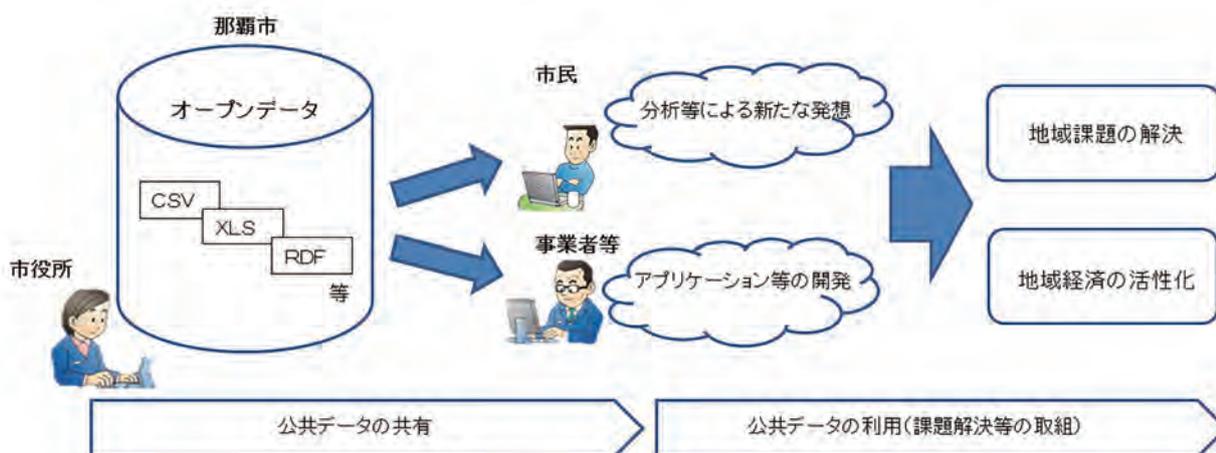
●産(企業)学(大学)民(市民・NPO)官(那覇市)で連携しビッグデータ・オープンデータの有効活用について検討します。

## 現状と課題

●行政や民間企業が持つデータや情報を活用する手段として、ビッグデータ・オープンデータが注目を集めており、本市でも、保有するデータについて公開を推進し、公共データの二次利用を促すための取り組みについて、国のガイドライン等を参考に検討し、透明性・信頼性の向上、経済活性化などを図る必要があります。

### 関連条例等

◆那覇市オープンデータの推進に関する指針



オープンデータ利用のイメージ

## 取組の柱と方針

## 1 オープンデータ公開の推進

- 各課保有データについて、オープンデータ公開に向けた庁内検討組織を立ち上げ、保有している公共データに関する市民や企業のニーズを把握し、公開するデータの洗い出しや、公開の是非について検討します。
- 公開するデータ形式の標準化や二次利用に必要なルール(著作権の取扱い、利用条件等)を整備し、ニーズや高い効果の見込まれるデータから順次公開します。

## 2 ビッグデータ・オープンデータ活用の推進

- 国のガイドラインや他団体の先進事例を参考に、データの二次利用促進について検討します。
- 産学民官による協議会を立ち上げ、ビッグデータ・オープンデータの活用について協議し、アイデアソン、ハッカソン等のイベントを通し、人材育成を図るとともに、広く市民や企業等へ関心・理解を深めていきます。

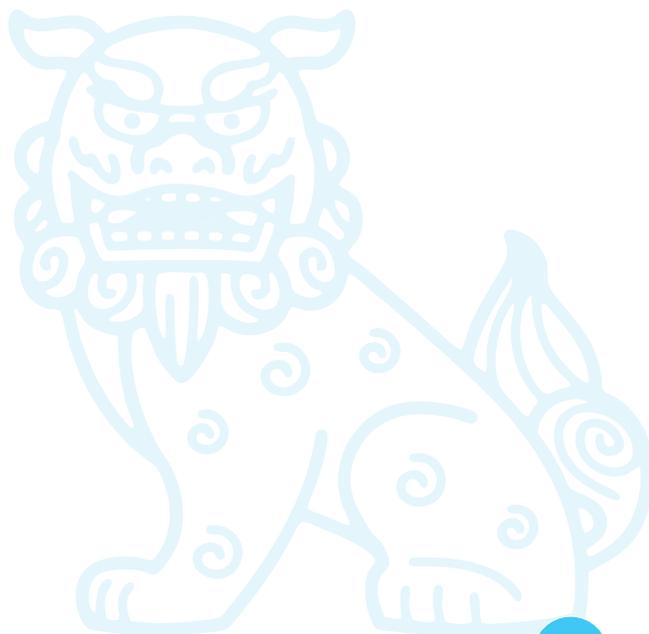
## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
オープンデータの公開数	—	30件	50件
オープンデータを活用したアプリケーション数	—	5件	10件



## 用語解説

- ビッグデータ  
情報通信技術 (ICT) の進歩によってインターネット上で収集、分析ができるようになった膨大なデータ。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化しています。
- オープンデータ  
政府や公共団体が保有している情報で、「透明性・信頼性の向上」「国民参加・官民協働の推進」「経済の活性化・行政の効率化」を目的とし、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータです。
- アイデアソン  
アイデア (Idea) とマラソン (Marathon) を合わせた造語で、特定のテーマについてグループ単位でアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベントです。
- ハッカソン  
広い意味でソフトウェアのエンジニアリングを指す“ハック” (Hack) とマラソン (Marathon) を組み合わせた造語で、複数の参加チームが、アイデアや成果を競い合う開発イベントです。





## 政 策

### 産業を支える市民とその労働環境を整える まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	☆

#### 施策 37

## みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる

### 施策概要

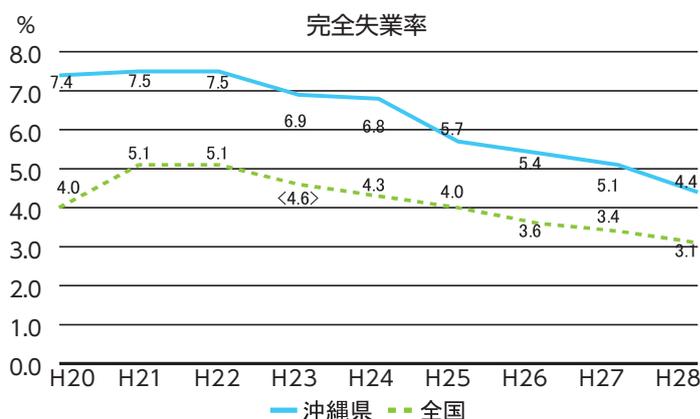
- 自分たちの生活ニーズを自分たちで確保できる社会の実現を目指します。
- 非正規雇用を改善し、正規雇用率を向上させるための施策を講じます。
- 貧困世帯に対する各種支援策により貧困からの脱却を目指します。

### 現状と課題

- 本県の完全失業率においては、2016(平成28)年度の完全失業率は4.2%と徐々に改善傾向にあるものの、全国平均3.1%と比較し依然として開きがあります。
- 若年者を中心に離職率が高い課題もあります。
- 本県の一人あたり県民所得が低く、依然として全国平均所得と開きがあります。
- 全従業員の約4割が非正規雇用となっています。割合の高さは所得格差にも繋がっており、未婚率の上昇や子どもの貧困問題など将来への不安を生み出す要因にもなっています。
- 子どもの貧困率が全国平均16.3%に対し、本県は29.9%と高く、本県社会の構造的な問題があります。

#### 関連条例等

- ◆那覇市企業立地雇用施策基本指針



#### 街の人の声

働きやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの充実

## 取組の柱と方針

## 1 労働生産性の向上によるクオリティの強化

- ワーク・ライフ・バランスなどの労働環境構築を支援します。

## 2 職場環境改善支援

- 働きやすさ、働き甲斐の改善を通して、就業者の定着率を向上させ、失業者を増やさない取り組みとともに、従業員の所得向上など労働環境の改善に資する取組みを推進します。

## 3 新事業創造支援、ソーシャルビジネス創出支援

- 変化の激しい社会環境に応じて、地域課題を解決し、地域産業の振興、雇用の確保につなげるための支援を行います。

## 4 人材確保の充実

- 人材の不足が課題となっている介護、保育、看護、建設や、その他ニーズの高い分野の雇用確保、資格取得等の支援を推進します。

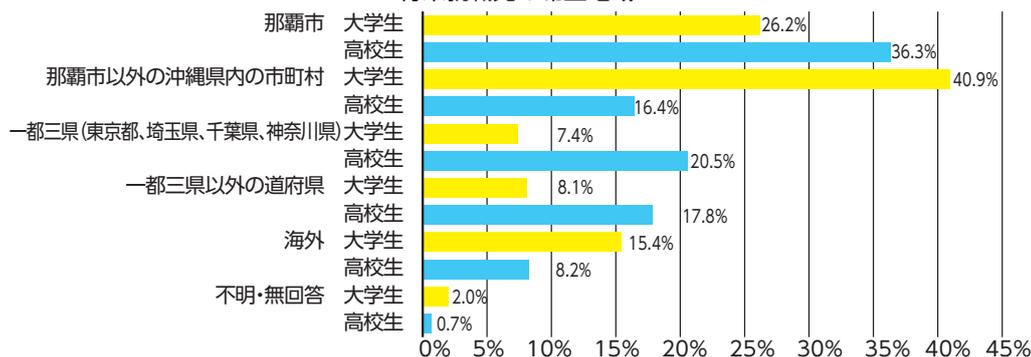
## 5 貧困からの脱却

- 経済的自立のため、資格等スキル向上、セミナー開催による可能性発見、安定的雇用確保、各種就労支援と併用施策により収入確保を安定させ貧困脱却に取り組みます。

## 6 正規雇用化支援

- 既存の非正規雇用の正規雇用化を検討している企業などに対し、正規雇用化のための手続きや基礎知識・メリット等についてセミナーなどの開催、また、課題に応じた専門家を派遣し目標設定から達成までの支援を行います。

なは市まちづくりに関するアンケート（平成 28 年度）  
将来就職先の希望地域



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証市内企業数	17 企業 (2016 年)	42 企業	67 企業

## 用語解説

## ●ワーク・ライフ・バランス

「仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。」という考え方です。

## ●ソーシャルビジネス

地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあり、このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用した取り組みです。



## 政策

### 産業を支える市民とその労働環境を整える まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	○

#### 施策 38

### 産業を支える人材が育つまちをつくる

#### 施策概要

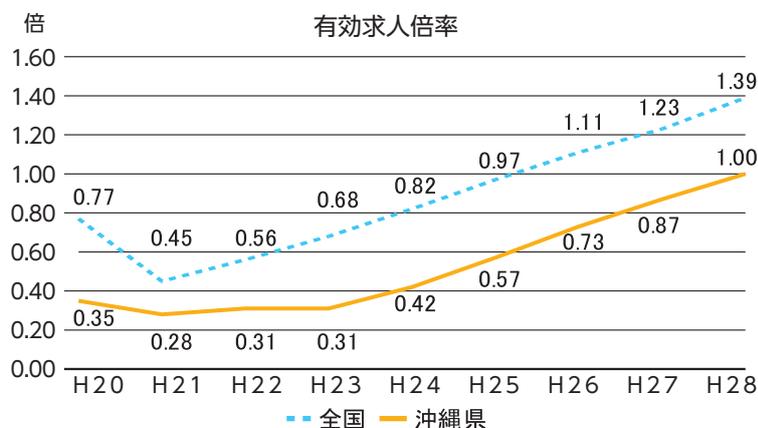
- 各産業に必要な人材の育成やマッチング支援の充実を図ります。
- 就職の相談の充実により就業者数の増加を目指します。
- 各種施策により大きな課題である人材不足の解消を目指します。
- 高齢者や子育て等により時間的制約のある方も一員となって産業を支える社会を目指します。
- 今後も増加が見込まれるインバウンドに対応する施策を講じます。

#### 現状と課題

- 2016(平成28)年度の有効求人倍率は1.0と復帰後最高値を更新している一方で、全国平均1.39と比べ依然として開きがあります。
- 求人はあるものの、やりたい仕事とマッチングしない現状があります。
- 業種問わず人手不足の状態であり、特に観光産業、製造業、建築業については、喫緊の課題となっており早急な確保が求められています。
- 元気で働ける高齢者の雇用の場が少なく、早急な確保が求められています。
- 障がいのある人や子育て、介護など時間的制約のある方が求める短時間労働の場が少なく、早急な確保が求められています。
- 外国からの観光客は増加しているものの多言語など対応できる人手が不足していることから早急な対応が求められています。

#### 関連条例等

- ◆那覇市企業立地雇用施策基本指針



#### 街の人の声

就職のミスマッチの解消、子育て応援体制の拡充

## 取組の柱と方針

## 1 企業内人材育成の充実

- 経営システムの高度化に向けた経営人材の育成、ミドル・リーダー人材の雇用の確保・育成を支援します。

## 2 生産性向上を目指した人材育成の推進

- 全産業の振興に働く人材の育成は必要不可欠であり、生産性の向上や就業意識を向上させていくためには研修等が重要です。人材育成を体系的に行う研修等の提供、企業内雇用制度構築に向けた支援を行い、生産性の向上やモチベーションアップに取り組みます。

## 3 ミスマッチ解消の就労支援、求人開拓等の推進及び専門的・高度人材育成の推進

- 就職希望者に合った求人の掘り起し、マッチング支援の実施及び各種産業の高度化に伴い高付加価値を必要とする人材育成の支援に取り組みます。

## 4 キャリア教育など学生への就業意識改善支援の推進

- 若年層における長期的な視野を持ったキャリア教育を通して就業意識を涵養させることは

重要なため、仕事に対する意識を向上させる事に取り組みます。

## 5 高齢者雇用の推進

- 雇用のニーズやマッチングに対応するため、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、保有資格などを活かされるように取り組みます。

## 6 障がいのある人や子育て、介護など時間的制約のある方の雇用推進

- 時間的制約のある方の就労ニーズに対応するため関係機関と連携した施策に取り組みます。

## 7 外国人材を含む人材確保の推進

- 全産業の人手不足に対応するため、国や県、関係機関と連携し外国人材も含めた確保の施策に取り組みます。

## 8 創業・就職の相談充実

- 「なはし就職・創業なんでも相談センター」と「スタートアップサロン(カフェ)」を併設することにより、相談者や一般市民が訪れ、気軽に相談ができる環境を整え、就労・創業に関する支援を行います。【再掲：施策番号33】

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
就職に結びついた相談数(なはし就職・創業なんでも相談センター)	50件 (2016年)	100件	200件
就業者数	156,511人 (2014年)	160,000人	164,000人

## 用語解説

- インバウンド  
ここでは、海外から沖縄を訪れる旅行者のことです。
- ミドル・リーダー  
部門ごとのリーダーのことです。



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	○

## 中心市街地を活かしたまちづくり

### 施策 39

## 商店街やマチグワーなどが賑わうまちをつくる

### 施策概要

- 中心市街地の魅力であるマチグワーの良さを活かしながら、古き良きマチグワー文化と新たな市街地の調和の取れた再生を図ります。
- 中心市街地ならではの商業の再生やイベントの開催等、多くの市民・県民・観光客が楽しめる、賑わうまちの魅力向上を図ります。
- 沖縄県の商業の中心地として、民間活力を活かした商環境の整備促進や空き店舗・空き地等既存資源の有効活用、新たな魅力の創出等、経済活動の活性化を図ります。

### 現状と課題

- 中心市街地の事業所数・従業者数及び小売り販売額は減少しており、商業は衰退傾向にあります。
- 中心商店街には、那覇市民の約6割が足を運ばないなど、地元客離れが進んでいます。
- 近年は海外から多くの大型クルーズ船が寄港し、LCC(格安航空会社)の路線が増えるなど、それらに伴う外国人観光客の増加が顕著です。外国人観光客の受け入れ対応や環境の整備が必要です。
- 中心市街地は付加価値が高いエリアにも関わらず、空き店舗や空き地が有効に活用されていない現状があり、課題となっています。
- 商店街や通り会の組織加入率が低下しており、組織力を強化する仕組みづくりが必要です。

### 関連条例等

- ◆那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画
- ◆那覇市観光基本計画



国際通り トランジットモール



一万人のエイサー踊り隊

## 取組の柱と方針

## 1 市民・県民・観光客のバランスの取れた商業の再生

- 市民県民を再び中心市街地へ呼び込むため、市民県民の求める商店街を目指し、観光客とのバランスのとれた商業の再生を図ります。

## 2 インバウンドの受け入れ体制整備による、おもてなし力の向上

- インバウンドの急増に対応する受け入れ体制の充実を図るとともに、新たな取り組みを推進し、おもてなし力の向上を図ります。

## 3 個店の魅力づくりを原点とした商業の活性化

- 商店街等が、主体的に行う個店の魅力づくりや連携の強化及び地域の活性化のための取り

組みを支援することで、商店街等の魅力や組織率の向上を図ります。

## 4 地域資源を有効に集約・活用するための仕組みづくり

- 商店街等が、地域の人材や空き店舗・空き地、資金等を有効に活用するために、組織力を強化する仕組みづくりを支援します。
- 中心市街地以外の商店街への支援を強化することで、中心商店街との相乗効果による那覇市全域の面としての活性化を図ります。



平和通り ハロウィン



サンライズマーケット

## 取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
中心商店街の歩行者通行量(平日)	97,925人 (2016年)	107,000人	114,000人
中心市街地の従業者数	26,412人 (2014年)	26,800人	27,100人
中心商店街へ行く那覇市民の割合 (月に1～2回以上)	36% (2016年)	38%	41%

## 用語解説

- 大型クルーズ船  
クルーズ船は、周遊船旅行を提供するための船舶であり、近年、大型化が進み、15万トンを超えるクルーズ船が那覇港に入港しています。
- 中心市街地  
本市の中心市街地は、国際通りを中心に商業施設や業務施設、公共公益施設、文化・教育施設などが集積する商業や観光など産業の中心地です。



つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	○

施策 40

# 中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる

## 施策概要

- 中心市街地の魅力である第一牧志公設市場の再整備に取り組みます。
- 商店街や通り会と連携し、アーケードや水上店舗の課題解決に取り組みます。
- 市街地や公園等の再整備に取り組みます。
- 文化・芸術を通じて、多くの人が集い賑わうまちを目指し、新文化芸術発信拠点施設の整備に取り組みます。
- 交通渋滞解消や快適で円滑な都市活動を実現させるため、交通環境の整備促進に取り組みます。



那覇市第一牧志公設市場

## 現状と課題

- マチグワァーは多くの観光客を惹きつける一方で、狭い道路が多いことや老朽化したアーケード・建物等があり、防災面などの課題を抱えています。
- 水上店舗の課題は老朽化した店舗のみならず、下水道の雨水施設(ボックスカルバート)整備や都市計画道路の整備を含め面的な整備の検討が必要です。
- 市全域と比較して自治会加入率が低く、少子高齢化が進んでおり、子育て世代が暮らしやすい環境づくり、新たなコミュニティ形成が課題となっています。
- 国際通りや周辺道路は交通渋滞の課題があります。
- 国際通りのトランジットモールは、主に賑わいの創出及び商業活動の活性化を目的に実施されておりますが、効果等についての課題も指摘されています。
- 中心商店街には、公衆用トイレや喫煙所、駐輪場などが不足しており、衛生環境上の課題や違

法駐輪が見られます。また、道路への看板・商品棚などはみだし設置については、歩行者の通行を妨げる迷惑行為となっており、防災上においても課題となっています。

### 関連条例等

- ◆那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画
- ◆那覇市観光基本計画



那覇市第一牧志公設市場中央入口

街の人の声 マチグワァーのインフラ整備

## 取組の柱と方針

## 1 商業の活性化

- 第一牧志公設市場の再整備を行い、再整備後の市場を核としたマチグワの魅力向上を図ります。
- 商店街や通り会と連携し、老朽化したアーケードや水上店舗の課題に取り組みます。
- 公衆トイレや喫煙所、駐輪場不足などの課題解決に向けた施設整備への取組みを進めます。
- 違法な道路への看板・商品棚などはみだし設置を無くすよう取り組みます。

## 2 市街地の整備改善

- 中心市街地において、市街地再開発事業などによる土地の高度利用及び都市基盤の整備による都市機能の更新を促進します。【再掲：施策番号47】

## 3 都市福利施設の整備

- 校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等地域の全ての方々に構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に学校区まちづくり協議会を設

立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行います。【再掲：施策番号1】

- 今後整備される新文化芸術発信拠点施設等を活用する魅力あるエンターテイメント・コンテンツの充実を図ります。【再掲：施策番号30】
- 中心市街地周辺の公園においては、主要な周辺道路からのアクセス性を改善し、より多目的に活用しやすい公園の整備拡充を目指します。【再掲：施策番号45】

## 4 交通環境の整備

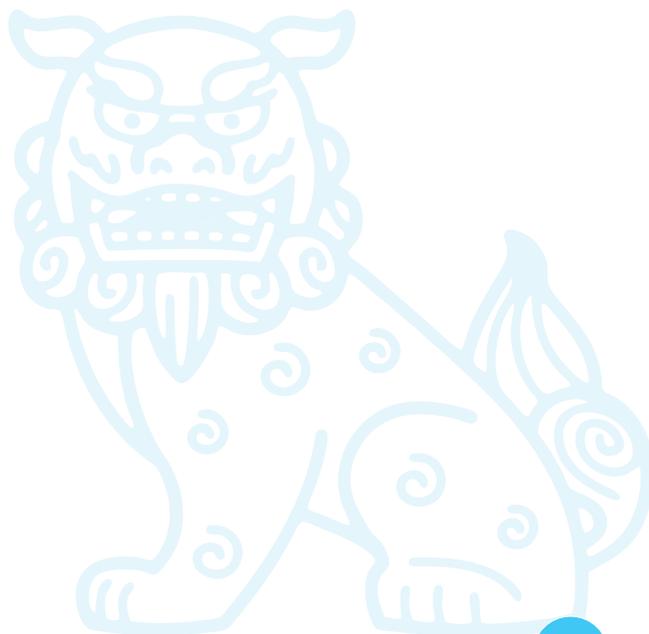
- 交通アクセスの改善や新たな交通基盤の整備、公共交通のさらなる利用促進を図ることで自動車交通を抑制するとともに、国際通り周辺での観光バス乗降場や中心市街地外での観光バスの待機場を整備することで交通渋滞解消を図ります。
- 交通渋滞解消による快適で円滑な都市活動を実現させるため、フリッジパーキングの整備や国際通りトランジットモールの課題解決など、様々な交通需要マネジメント(TDM)施策を推進します。【再掲：施策番号48】

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
老朽アーケードの課題解決に取り組む商店街等の数	—	7ヶ所	13ヶ所
公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設整備等への取り組み事例数	—	5件	10件

## 用語解説

- フリッジパーキング  
都市の外縁部にある駐車場のことで、そこから公共交通や徒歩などで都心部までアクセスすることにより、自動車交通量の抑制を図ります。
- トランジットモール  
一般の車両を規制し歩行者に配慮した、歩いて楽しいまちを実現するもので、本市の補助を受け、那覇市国際通り商店街振興組合連合会が主催し、平成19年度より実施しています。



# 第5章 / めざすまちの姿

環境・都市基盤

## 自然環境と都市機能が調和した 住みつづけたいまち NAHA



沖縄らしい亜熱帯庭園都市を形成してきた本市は、魅力にあふれ住みよいまちとして発展してきました。これからも低炭素社会の実現に向けた地球にやさしい環境共生都市と安全安心で快適な都市機能を調和させ、誰もが訪れたい、住みつづけたいまちをめざします。

そのために、市内にある貴重な自然環境と多様な生態系を後世に残し、環境再生活動に積極的に取り組むとともに、地球温暖化対策に資する取り組みを推進します。災害に強く、安全安心・バリアフリーで快適な道路や公園、交通システム、ライフラインである上下水道等必要な都市基盤の整備とともに、市民や事業者との連携により、公園等のあり方を見直し、時代に適した再活用を図ります。また、亜熱帯地域にふさわしい緑と水辺空間を保全・創出するとともに、西海岸に広がるウォーターフロントエリアの整備を進めるなど、那覇らしい景観を維持しながら快適で住みよいまちづくりを進めます。那覇軍港等の大規模空間については、将来的な経済発展を見据え、臨港・臨空の優位性等それぞれの特色が発揮される活用を検討します。

未来への視点

つながる力 稼ぐ力 ひきつける力

省エネを実践し、資源が循環するまちづくり

省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる	◎	○	○
ごみを減らし、資源として再使用、再生利用するまちをつくる	○	-	○

自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり

那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる	○	○	☆
自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる	○	-	○
魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる	◎	○	◎
地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる	☆	○	◎

暮らして良し歩いて楽しい快適なまちづくり

市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる	○	☆	◎
誰もが移動しやすいまちをつくる	○	○	☆
住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる	○	○	◎
人と動物が共生し、衛生的な活環境確保されたまちをつくる	○	-	◎

災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり

安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる	○	○	◎
強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる	○	○	○
公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる	○	○	○

那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進めるまちづくり

地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる	○	☆	☆
那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる	○	☆	○



## 政策

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 省エネを実践し、資源が循環するまちづくり

#### 施策 41

## 省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる

### 施策概要

◎地球温暖化対策に有効な行動を賢く選択しているという国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」を、市民、地域コミュニティ、団体、企業等と協働で取り組むことにより、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取り組みの推進、意識改革、

さらには自発的な取り組みへの拡大・定着を図ります。



### 現状と課題

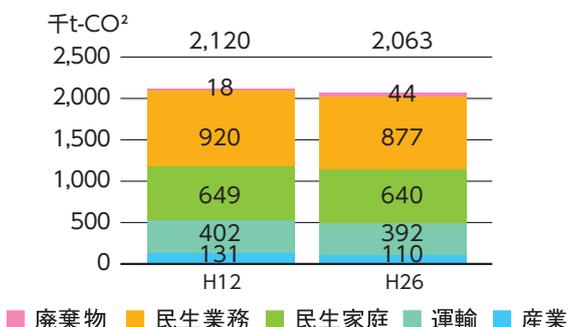
- ◎2016(平成28)年、温暖化対策の国際的な取り組み「パリ協定」が発効され、わが国は2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013(平成25)年度比で26%削減する目標を掲げています。
- ◎この目標を達成するためには、家庭・業務部門においては約40%、運輸部門は約30%という大幅な排出削減が求められています。
- ◎「那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、2030年に向けて温室効果ガスの排出量を2000(平成12)年度比15%の削減を目標

に掲げておりますが、現状は家庭・業務部門の排出量が約75%、運輸部門の排出量が15%で、この2部門の排出量が90%を占め、より一層の削減が求められています。

#### 関連条例等

- ◆第2次那覇市環境基本計画
- ◆那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- ◆那覇市エコオフィス計画

二酸化炭素部門別排出量の推移



#### 街の人の声

一人ひとりがライフスタイルを見直し、温室効果ガスの削減に向け取り組む。

## 取組の柱と方針

## 1 地球温暖化問題を身近に感じ、自主的な行動を促す

- 市民への地球温暖化に関する正確な知見の伝達を行います。
- 環境や地球温暖化問題に関する教育や学習機会の充実を図ります。

## 2 環境に配慮した事業展開

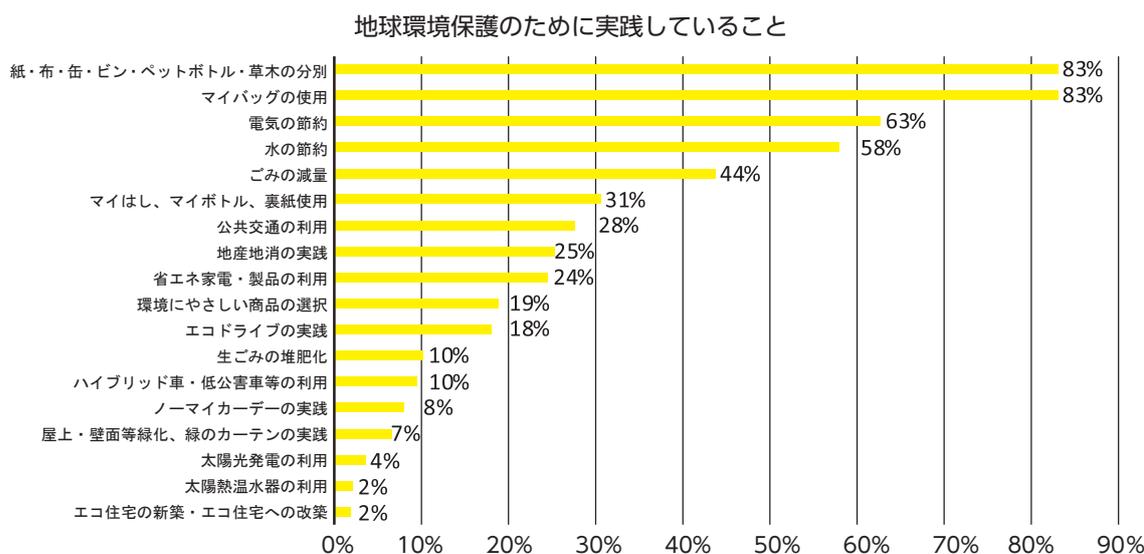
- 環境基本計画、エコオフィス計画を推進します。

## 3 ライフスタイルの転換促進

- 省エネ製品、設備を推進します。
- 省エネサービスの選択を促進します。
- クールビズ、クールシェアを推進します。

## 4 エネルギー有効利用の認知度を高める

- エネルギー有効利用について普及促進します。



平成28年度 那覇市民意識調査報告書

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
地球温暖化を防ぐための実践項目数	5項目 (2016年)	8項目	10項目

## 用語解説

## ●エコオフィス計画

市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。温室効果ガスの削減目標を平成27年度比で平成32年度までに「5%以上削減」を目指しています。

## ●クールビズ、クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのが「クールシェア」です。家族や地域で楽しみながら節電に取り組むことができます。





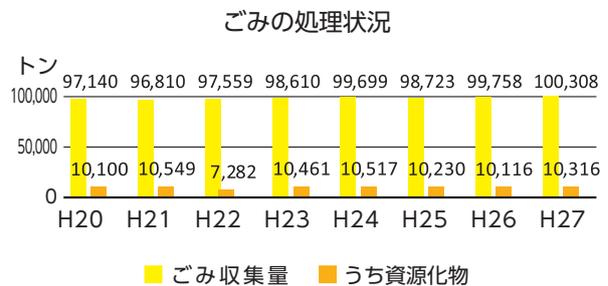
未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	-
ひきつける力	○

施策 42

# ごみを減らし、資源として再使用、再生利用するまちをつくる

## 施策概要

- ごみ減量化のための4つの行動理念(4R)を基調として市民や事業者の意識の啓発を図り、ごみの減量化の推進と資源化の促進に取り組みます。
- 低濃度PCB廃棄物等の処理期限がPCB特措法で2027年3月31日と定められているため、市内の事業所の掘り起こし調査を行い、適正保管及び期限内の適正処分を指導します。
- 地震や津波など大規模な災害発生時の廃棄物処理を迅速かつ適切に実施するため、災害廃棄物処理計画を策定します。



## 現状と課題

- 資源化物を除く家庭系ごみは、人口及び世帯数が増加する中、排出量がほぼ横ばいで推移していることから、各世帯において、ごみの減量化及び資源化の取組みの効果が表れていると推測されます。
- 事業系ごみの総排出量は、観光客の増加による観光産業等の活性化に伴い増加する傾向にあります。大規模排出事業所の約9割で資源化物が分別されていますが、中小規模の事業所においては資源化物の分別が進んでいない状況にあります。
- 資源化物の無断持ち去り行為については、2008(平成20)年4月に条例で違反者への過料を設定し、また、2014(平成26)年度から指導員を配置し、パトロール・取り締まりを行っていますが違反行為が止まない状況です。
- 資源化物拠点回収事業の登録団体数は、2016(平成28)年12月に41団体まで増えましたが、2017(平成29)年3月末現在36団体となり、団体数が伸び悩んでいます。登録団体を増やす

ため、自治会や小・中学校PTA等の各団体へ登録の呼び掛けを行い、調整等を図っていく必要があります。

- 市内の事業場にどの程度の低濃度PCB廃棄物等が保管されているのか把握されておらず、また適正処分には高額な費用がかかるため、不法投棄が発生する恐れがあります。期限内処理に向けた実態把握のため、掘り起こし調査が必要です。
- 大規模災害時には建物被害による木くず、コンクリートがらや津波堆積物等が大量に発生します。これらの災害廃棄物は、適切に処理を行わない場合、復旧・復興の遅延や生活環境保全上の支障を生じる可能性があります。

### 関連条例等

- ◆那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例
- ◆第2次那覇市環境基本計画
- ◆第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画

## 取組の柱と方針

## 1 家庭系ごみの排出抑制と資源化の促進

- ごみ減量の啓発イベント、環境教育、エコマール那覇プラザ棟内啓発事業等を通じて、4Rの普及啓発を推進します。
- 家庭ごみの正しい分け方・出し方について、市民に周知を図り減量化の推進及び資源化の促進に取り組みます。
- 生ごみ減量対策として、家庭用生ごみ処理機器を購入する市民に対し、奨励金を交付することにより、生ごみの減量化を推進します。
- 家庭から排出された資源化物(古紙・アルミ缶等)の無断持ち去り行為を防止するため、早朝パトロール等の取組みを継続・強化するとともに自治会、学校、PTA等に協力を求め、拠点回収事業の登録団体を増やし、資源化物の回収を推進します。

## 2 事業系ごみの排出抑制と資源化の促進

- 事業所への個別訪問による分別指導、ごみ搬入検査等によりごみの減量化及び資源化、並びに適正処理の促進を図ります。
- 事業系ごみの収集及び運搬を担う一般廃棄物

収集運搬許可業者に対し、ごみ処理方針の説明並びに適正処理の助言及び指導を定期的に行い、許可業者を通してごみの減量化及び資源化の意識啓発を図ります。

## 3 関係自治体等との連携

- ごみ焼却炉および関連施設、最終処分場などを効率的に運営するため、関係自治体、環境施設組合等との連携を図ります。

## 4 低濃度PCB廃棄物等の期限内処理

- 掘り起こし調査により低濃度PCB廃棄物等保管事業者を把握し、適正管理及び期限内の適正処分を指導します。

## 5 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害廃棄物は、基本的には市町村が処理の主体となるため、災害時に迅速に対応できるよう、災害廃棄物処理計画を策定します。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、本市の「地域防災計画」とも整合を図るものとします。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
ごみの排出量(1人/1日)	771 g (2016年)	735 g	713 g
リサイクル率	14.24% (2016年)	22%	25%
拠点回収事業実施団体数	36ヶ所 (2016年)	45ヶ所	54ヶ所

## 用語解説

- 4R  
リフューズ：要らないものは断る。リデュース：ごみを減らす。リユース：再使用する。リサイクル：再生利用する。の4つ頭文字をとり、4Rといえます。
- エコマール那覇プラザ棟  
ごみの減量・資源化を推進するための啓発施設です。市民が積極的にごみ問題に参加し、ごみの減量・資源化に取り組めるように、市民と協働して啓発活動を行っています。



取っ手付きゴミ袋表



## 政策

# 自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	☆

### 施策 43

## 那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる

### 施策概要

●都市景観への配慮を促す仕組みを整え、固有の風土、歴史や文化を守り、それらを活かす景観形成を目指して、景観の骨格(地形・自然・歴史・都市施設等の土台)をつくり、市民や事業者と連携し景観づくりを広げていきます。



首里金城地区(都市景観形成地域)

### 現状と課題

- 先の大戦で無数の文化財や沖縄らしい街並みが消滅し、戦後の再建においてかつての景観を復元する余裕がないまま市街地が拡大していきました。
- 歴史的、伝統的景観を保全・育成するため、首里金城地区、壺屋地区、龍潭通り沿線地区を都市景観形成地域に指定しました。
- 現在は「景観計画」を踏まえつつ、失われた「那覇らしさ」の再生を目指して個性豊かな新しい那覇の都市景観づくりを進めています。
- 斜面・稜線の保全や緑と建物の調和を保つ必要があります。
- 河川や海岸線における那覇らしいウォーターフロントづくりや都市リゾート地としての顔づくり、親水空間の確保にふさわしい景観づくりを行う必要があります。
- 歩道舗装や緑化による道路機能にふさわしい幹線道路景観を創出する必要があります。
- 首里地域等における沿道建物の歴史的景観との

- 調和や道路構造物の修景及び伝統的な景観の保全・活用や緑化を推進する必要があります。
- モノレールを視点場とする家並み等を整備する必要があります。
- 市街地における沿道建物等のたたずまい(形態・色彩・広告看板等)や緑陰の充実・花木による演出が求められています。
- 住宅地における色彩の誘導や敷地の緑化および老朽密集地のリニューアルやスーヅグワーを有効的に活用する必要があります。
- 景観を地域の人々と共に守り・育てるためにも、市民協働による景観づくりが必要です。

#### 関連条例等

- ◆那覇市都市景観条例
- ◆那覇市景観計画
- ◆那覇市屋外広告物条例

### 街の人の声

魅力あふれる歴史・文化の地域特性を活かしたまちづくり

## 取組の柱と方針

## 1 景観の骨格作り(土台・顔づくり)

●本市の景観形成においてその骨格を形成する景観要素や歴史的・文化的な資源などを位置づけ、その共通認識を図り、各主体において、自然や都市施設等を活かしていく景観づくりを進めていきます。

## 2 地域・地区の身近な景観づくりと協働活動の展開(表情づくり)

●地域・地区といった身近なわがまちの景観づくりの基本的な考え方を示し、良好な街並み景観の創出を図ります。また歴史的・文化的資源を活かしながら、次世代に引き継ぐための適正な維持管理を含めた景観づくりのさまざまな活動に応じて、市民・事業者・行政等が協働する景観づくりを行っています。

## 3 景観配慮の仕組みづくり(動き・手足づくり)

●本市の景観づくりの考え方を実現するためには、事前に景観への配慮を促すことが大切です。それを担保していくため、景観法や条例等により、本市にふさわしい仕組みと制度を確立していくとともに、関連事業と連携しながら、都市景観形成地域の拡充等を検討していきます。



第19回(2016年)都市景観賞「首里崎山町馬場通り」

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)	210件 (2016年)	260件	310件
屋外広告物の許可申請件数(件/年)	197件/年 (2016年)	250件/年	300件/年

## 用語解説

## ●スージグワー

沖縄の方言で路地裏のことをいいます。入り組んだ迷路のようなスージグワーは、多くの人をひきつけています。



## 政策

# 自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	-
ひきつける力	○

### 施策 44

## 自然や水辺環境をみんなで育むまちをつくる

### 施策概要

- 浄化槽の管理を適正に実施するよう設置者へ指導する等、指標とする水質の環境基準を達成した河川の割合を増やし、市民が河川などの水環境を親しめるようにしていくことを目指します。
- 自然観察会等の環境啓発事業を実施すること

で、市民に自然環境の保全等の必要性を理解してもらい、保全活動への参加を促すとともに、市民等と協働して、自然生態系等の環境保全と再生を進めていきます。

### 現状と課題

- ダム・上水道等の整備前、中南部においては、樋川等の地下水や雨水を生活用水等に利用してきましたが、近年、その利用は殆ど無くなってきています。雨水・地下水は重要な資源であり、都市型洪水の対策や環境保全にも繋がることから、市は住宅などの建築確認の際に、井戸・雨水・再生水の利用や雨水の地下浸透などを建築主等に勤めており、さらに井戸や雨水の利用に係る施設設置等に係る補助を実施しています。
- 市内河川の水質は、概ね、ゆるやかな改善の傾向を示していますが、一方で、指標とする水質の環境基準値を超えている地点もあり、関係各課等と連携しながら、浄化槽や下水道等の管理・接続指導等を実施し、市民団体の河川清掃活動等を支援することで、河川水質の改善を進めています。
- 市内に残された緑地や貴重種等については、その保全・再生に向け、関係各課等との協議等を進めており、それと市民の安全に密接に関わる侵略的外来種等については、県・国の機関等と連携し対処しています。

- 市内に残された自然の中で、ホテル観察会、大嶺海岸観察会、湧水めぐり等の学習会等の環境学習をNPO団体等と協働で実施することにより、市民の身近な自然環境や環境保全への関心や理解を深めています。
- 緑地などの保全や再生、生態系の保護、環境学習などの環境啓発事業の充実、生活排水対策と河川水質の向上が課題となっています。



湧水めぐり

### 関連条例等

- ◆那覇市環境基本条例
- ◆第2次那覇市環境基本計画
- ◆水環境保全基本計画および同推進計画
- ◆那覇市緑の基本計画

### 街の人の声

すべての生き物の命が尊重され、多様な生態系が育まれるまちづくり。

## 取組の柱と方針

### 1 水環境の保全等

- 浄化槽管理等の指導を進めるとともに、関係各課や市民団体等と協力して、市内河川等の浄化を進めていきます。
- 市民や企業等に水資源の有効利用を促していきます。

### 2 自然生態系の保全等

- 国・県等と協力して、侵略的外来種等の移入対策等の広域の課題に取り組み、関係各課や

市民等と協働して、自然生態系の保全や市民の安全を図っていきます。

### 3 環境啓発事業の充実

- 市民ニーズに応じた環境学習(講師派遣や観察会等)の機会を提供します。
- インターネットを活用して、GISの位置情報を印した巨樹・巨木や樋川等の環境関連情報をわかりやすく提供できるように努めます。



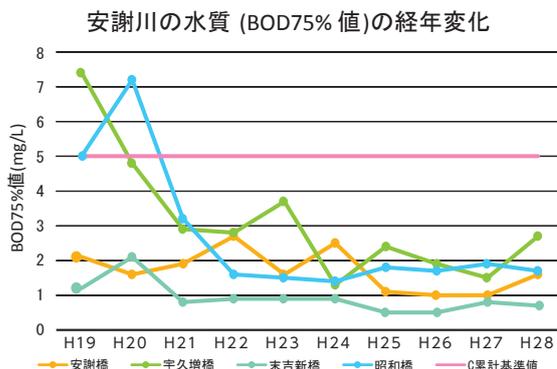
おきなわの杜



大嶺海岸観察会



安謝川清掃



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
河川の水質が改善している 箇所割合 (河川：C 類型)	96% (2016年)	96%	100%
自然観察会等へ参加する市民の満足度	70% (2017年)	75%	80%

### 用語解説

- 侵略的外来種  
外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。沖縄では、マングースなどが生息しています。
- 河川：C類型  
コイ、フナ等が生息できる水質です。生物化学的酸素要求量 (BOD) が 5mg/L 以下等の基準値を満たしていることが条件となっています。





## 政策

# 自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり

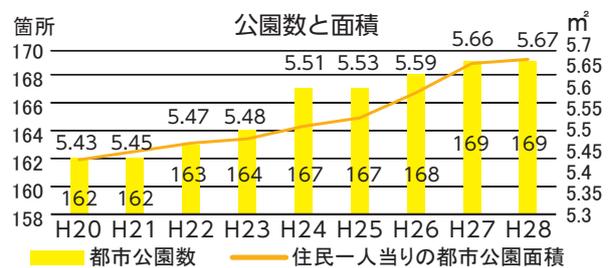
未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策45

## 魅力ある公園を整備し、 みどりを守り・育て・活かすまちをつくる

### 施策概要

◎地域の力を活かした公園の整備・再生を推進するとともに、市街地の緑化を促進することで、日常生活の中で五感をとおしてみどりに親しみ、その恩恵を享受できる魅力溢れるまちづくりをめざします。



### 現状と課題

- ◎住民一人当たりの公園面積10m<sup>2</sup>を目指して順次整備をすすめています。
- ◎2016(平成28)年現在、供用開始されている公園面積は、5.67m<sup>2</sup>/人となっています。
- ◎公園整備の用地取得及び文化財調査等に時間を要していますが、目標の達成に向けて、公園整備を着実に進め、引き続き面積を増やしていくことが必要です。
- ◎まちづくりにおいて、公園・緑地は多面的な機能を発揮する都市のオープンスペースとして、その役割が期待されています。
- ◎地域活性化、防災機能、観光振興等の複合的な観点や、地域コミュニティ・民間活力を最大限に活かした公園整備・再生が課題となっています。
- ◎既存公園の遊具や公園施設全般の老朽化が見られる中、公園利用者の安全安心を確保するため、修繕・更新等を速やかに行う必要があります。
- ◎これまで道路、河川、公園等に市花木等の植栽を行っているほか、花いっぱい運動推進事業により公共花壇への植付けや市民へ草花苗の配布を行っています。

◎配布事業や那覇市緑化センターを拠点とする緑化推進事業を通して、今後もより多くの市民が自然に触れ、みどりを守り育てるといった意識の向上や普及を図ることが必要です。

### 関連条例等

- ◆那覇市公園条例
- ◆那覇市緑の基本計画



新都心公園(水の道)

### 街の人の声

みどりや沖縄らしい風景を大切にする。

## 取組の柱と方針

## 1 公園・緑地の整備および活用

- 地域のみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めます。
- 市民の主体的な活動や民間活力を活かした効果的な整備・再生・活用を推進し、にぎわいのある魅力的な公園づくりを進めます。
- 中心市街地周辺の公園においては、主要な周辺道路からのアクセス性を改善し、より多目的に活用しやすい公園の整備拡充を目指します。
- 誰もが楽しめるようユニバーサルデザインに配慮し、災害時における避難路・避難場所として機能する、安全安心な公園整備を進めます。



クニダテラス  
(松山公園連携施設)

- 既存公園の遊具等の公園施設については、利用者が安全安心に利用できるよう、適正な維持管理を図ります。

## 2 みどりの意識向上・啓発普及

- 那覇市緑化センターの利用促進を図るため、緑化講座や緑化相談、みどりのイベントなどの事業を充実させ、みどりの交流拠点としての機能の拡充に努めます。
- 草花苗の配布や公共花壇への植付け等既存事業の更なるサービスの拡充を進め、個人や地域ぐるみの緑化活動の展開を図り、緑化に関する意識の向上や普及を図ります。



花いっぱい運動による草花苗の植え付け

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
一人当たり都市公園面積	5.67㎡/人 (2016年)	6.22㎡/人	6.63㎡/人
緑化推進事業への市民参加数	4,300人 (2016年)	4,730人	5,160人

## 用語解説

- ユニバーサルデザイン  
世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。
- 那覇市緑化センター  
緑化及び地域の活性化等の諸施策を展開する拠点として、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するための施設です。緑化に関する各種講座や技術指導、相談などを行っています。





## 政策

自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり

未来への視点

つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

### 施策46

## 地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる

### 施策概要

- 都市空間における統一感、連続性を創出する街路樹の緑化や美化を推進し、地域ごとに魅力のある景観形成を図るとともに、観光地としての魅力向上とイメージアップを図ります。
- 雑草の除去や街路樹、草花の植付け及び管理などの活動を市民との協働により行い、親しみが持てる道路空間になるよう、都市景観の美化に努めます。
- はり紙などの違反簡易広告物を是正するため、市民との協働により違反簡易広告物除却活動を行い、都市景観の美化に努めます。

### 現状と課題

- 亜熱帯庭園都市那覇として、観光都市にふさわしい景観形成のため街路樹や植栽帯の魅力向上を図る必要があります。
- 道路の植栽は亜熱帯気候のため草木の生育が旺盛であり、剪定等を行政だけですべて行うには追い付かない状況にあります。
- はり紙などの違反簡易広告物は年々増加しており、まちの景観を著しく損なうほか、付近住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また車両や歩行者の安全を脅かす場合もあります。観光立県である沖縄県の玄関口にふさわしい景観とするため、市民との協働により市内全域の是正に取り組む必要があります。

### 関連条例等

- ◆那覇市屋外広告物条例



緑陰豊かな街路樹（真嘉比山川線）



モノレール軌道下を飾る街路樹（泉崎松尾線）

### 街の人の声

学校周辺の道路によくごみが落ちている。

## 取組の柱と方針

## 1 亜熱帯庭園都市の道路美化事業

●幹線道路及び観光地周辺市道において、樹木の整形や地被植物による彩りのある植栽及び雑草抑制を行い、地域ごとに観光都市にふさわしい景観形成を図ります。

## 2 道路美化活動団体増加に向けた取り組み

●ホームページやSNSなどを活用し、ボランティア活動状況を掲示するなど那覇市内の幅

広い団体へのPR活動等を行い、道路美化活動団体増加に努めます。

●那覇市内において道路美化活動をより効果的に行うため、国道や県道などの管理者と連携を図ります。

## 3 活動内容の充実にに向けた取り組み

●道路美化活動団体がより積極的に活動を行えるよう、活動推進を含めた意見交換会や必要な連携及び活動支援等を行っていきます。



天久安里線



小禄金城3号

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体数	111 団体 (2016年)	142 団体	172 団体
違反簡易広告物除却活動団体数	8 団体 (2016年)	13 団体	18 団体

## 用語解説

## ●グリーン・ロード・サポーター

企業等が植栽のある道路において、除草や街路樹等の剪定、散水やごみ等の分別収集などの管理を行う環境美化のボランティア活動です。

## ●亜熱帯庭園都市

本市は、都市基盤や都市景観が、亜熱帯特有の自然や歴史、文化環境に調和した緑ゆたかな庭園のようなまちを目指しています。



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	◎

施策 47

# 市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる

## 施策概要

- 快適で魅力にあふれ、自然環境と調和した都市機能の更新を行います。
- 地域特性を活かした安全安心なまちづくりをすすめ、密集市街地の解消に向けた取り組みを行い、防災性の向上、土地利用の増進を図ります。
- 狭あい道路の解消に向けた拡幅整備及び幅員の確保を促進します。
- 国土調査法に基づく地籍調査を実施します。
- 住居表示を実施し、市民生活の利便性向上を図ります。
- 旧耐震基準で建築された建築物の耐震性能の向上を図るなどして、地震に強いまちづくりを進めます。

## 現状と課題

- 土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進め、地区計画制度などを活用し、良好なまちなみを形成してきました。
- 戦後の急激な人口流入・増加のもと、道路整備が追いつかないまま無秩序な市街化が進んだため、幅員4m未満の狭あい道路が市内全域にわたり存在しています。
- 狭あい道路の多くが私有地であることから拡幅や整備が進んでおらず、効果的な取り組みが課題となっています。
- 中心市街地や真和志地域の一部においては、建築基準法上の道路への接道要件を満たしていないため建て替えが困難な老朽化建築物が密集し、災害時の避難、救助に支障をきたすとともに建築物の倒壊や火災時の延焼拡大など都市防災上の問題を抱えていることから、まちづくり制度などを活用した面的な密集市街地の改善が望まれます。
- 国際通り周辺においては、高度利用による都市機能の更新や空地、広場などを確保し、中心市街地の活性化や安全安心な都市基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 国土調査法に基づく地籍調査事業の進捗率は約70%となっています。
- 未調査地区では、土地の有効利用が妨げられているケースもあります。
- 住居表示の実施率は約50%で、町界町名の整理と合わせて行います。実施にあたっては慣れ親しんだ住所が変わることについて市民の理解と協力が必要です。
- 沖縄は近年、大地震の経験がないことから、本土に比べて市民の地震に対する危機意識が薄く、耐震化への関心が低くなっています。
- 耐震化率の向上に向けて、継続的な啓発が必要となります。
- 特定既存耐震不適格建築物等については、所有者による自主的な建替えや補助制度活用により、耐震化率の向上が見られます。
- 住宅については、耐震診断及び改修の対象戸数が多いなか、主流である鉄筋コンクリート造の建築物の耐震化に要する費用が高額なことなどから、これまで補助の活用が少なく、耐震化を促進するうえでの課題となっています。
- 建築物等の耐震化について、本市の実情にあった支援のあり方を検討する必要があります。

### 関連条例等

- ◆ 那覇市都市計画マスタープラン
- ◆ 那覇市密集住宅市街地再生方針
- ◆ 那覇市住生活基本計画
- ◆ 那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画
- ◆ 那覇市住居表示に関する条例
- ◆ 那覇市耐震改修促進計画

## 取組の柱と方針

## 1 都市基盤整備の促進

- 中心市街地において、市街地再開発事業などによる土地の高度利用及び都市基盤の整備による都市機能の更新を促進します。
- 土地の高度利用及び都市基盤、都市機能の更新に関する整備手法や事業施行者への支援策に取り組みます。
- 道路・公園・住宅政策などの関連事業を契機としたそれぞれの整備効果を周辺の密集市街地に波及させ、面整備の誘導・促進を図ります。
- わかりやすい住居表示を進めます。



のうれんプラザ

## 2 土地・建物が有効利用されているまちづくり

- 都市計画制度や建築基準法集団規定等を活用し、低未利用地の有効利用に向けた民間事業者の参画による土地、建物の共同化事業の支援策を促進します。
- 市民や民間事業者がまちづくりに参画しやすい仕組みやアドバイザー派遣制度による共同建て替えに向けた支援制度の創設を図ります。
- 地籍の明確化を図り土地利用を促進します。

## 3 狭あい道路の整備促進

- 事前協議制度を通して、狭あい道路の幅員の確保を図ります。
- 土地所有者等に対する効果的な支援を図るため、狭あい道路の整備促進計画を策定します。
- 狭あい道路の拡幅整備等に伴い、安全な塀等への造り替えを誘導します。

## 4 建築物等の耐震化の促進

- 那覇市耐震改修促進計画における目標を踏まえ、建築物の耐震診断等を推進し、耐震化の促進を図ります。
- 耐用年数を超えた建築物や老朽建築物については、個別の建替えを適切に誘導します。
- 建築物等の耐震化を促進するため、効果的な支援を実施します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
密集市街地の改善に取り組んだ地区数(累計)	—	5地区	10地区
2項道路後退済表示板設置件数(累計)	448件 (2016年)	825件	1,200件
地籍調査の実施率	70% (2016年)	80%	90%
耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合	89.21% (2016年)	95%	97%

## 用語解説

- 多数の者が利用する建築物  
学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホームなど多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号に規定するものをいいます。
- 特定既存耐震不適格建築物  
1981(昭和56)年に、建築の耐震基準が大幅に見直され、厳しく改められました。それ以前に建てられた病院・学校・商業ビルなど、多数の人が利用する一定規模以上の建築物のことをいいます。





未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	☆

施策 48

誰もが移動しやすいまちをつくる

施策概要

●那覇市の抱える交通課題の解消・交通の質向上に向けて、「なはの自然・文化が息づく交通まちづくり～人中心のまちづくりをめざして～」を基本理念とし、過度にクルマに頼りすぎず、公共交通や徒歩・自転車などで、まちのどこへでも快適に移動できるまちを目指します。



バス停上屋

現状と課題

- 戦災により軌道系交通が破壊されたことで、戦後長い間公共交通機関としてバスやタクシー等しかなかった本市においては、自家用車による移動が定着し、また、近年のモータリゼーションの進展により慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞による経済的な損失が大きいことから、その対策が重要な課題となっています。
- 2003(平成15)年に沖縄都市モノレールが開業し乗客数は順調に増加しているものの、自動車保有率の増加や観光客の増加に伴うレンタカーの増加など、交通渋滞の解消には繋がっておらず、朝夕のピーク時間帯における平均旅行速度が全国ワースト1となっており、クルマから公共交通への利用転換や体系的な道路網の整備等の対策が必要となっております。
- 歩行者や自転車にとって利用しやすい環境になっていない箇所も存在することから、歩道の環境整備や違法駐輪対策など、安全で快適な歩行空間及び自転車の通行空間の確保など、ネットワークを構築する必要があります。

●超高齢社会の到来に伴い、高齢者を含めた交通弱者の移動手段の確保や公共交通のユニバーサルデザイン化などの対策が必要です。

関連条例等

- ◆那覇市交通基本計画
- ◆那覇市総合交通戦略
- ◆那覇市公共交通総合連携計画



地域内公共交通導入(真和志地域)

**街の人の声** 自転車が走行できるスペースがない、歩道が狭い。

## 取組の柱と方針

## 1 交通に対する意識改革

- クルマに頼り過ぎない暮らしの推進を図るため、環境や交通に関する教育やモビリティマネジメント(MM)施策に取り組みます。
- 交通渋滞解消による快適で円滑な都市活動を実現させるため、フリッジパークの整備など、様々な交通需要マネジメント(TDM)施策の推進します。
- 自動車の交通量抑制を図るカーシェアリングや特定のエリア内における自動車の進入抑制などの手法について、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

## 2 公共交通利用環境の向上・充実

- 本市のまちづくりに寄与するBRTやLRTなどの新たな基幹的公共交通の導入を推進します。
- バス停上屋の整備や発着案内など、バスの利用環境の向上・充実を図ります。
- モノレール駅へのアクセス性の向上、バス、タクシー、自転車などとの交通結節機能の充実を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した公共交通の利用環境の向上・充実を図ります。
- 今後増加する高齢者の移動手段を確保するた

めに、シルバー割引、免許返納者に対する割引制度など、公共交通利用環境のサービス拡充について検討を行います。

## 3 多様な移動手段の利用環境向上・充実

- 徒歩や自転車で快適に移動できる歩道や自転車道など、ネットワークを構築することにより、安全に移動できるような空間の確保及び環境整備を推進します。
- 道路網の整備と合わせて、案内サイン等の情報提供に取り組むことにより、誰もが円滑に移動できる環境整備を図ります。
- 公共施設や駅、観光施設等への移動手段の確保を図るため、レンタサイクルなどの導入について、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

## 4 体系的な道路網の整備

- 広域幹線道路や空港、港湾などの拠点施設を結ぶ国道・県道の整備を促進し、また、地域内の補助幹線道路の整備を図ります。
- 身近な生活道路については、歩行者の安全性を重視し、通過交通を排除する等、歩行者優先の道路整備を図ります。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
交通体系の整備に対する満足度	36.8% (2014年)	40%	50%
混雑時平均旅行速度	15.9km/h (2014年)	18km/h	20km/h

## 用語解説

- モビリティマネジメント  
渋滞や環境、健康などの問題に配慮し、過度な自動車利用から公共交通や自転車、徒歩などを「かしこく」利用することを促すための取り組みのことです。
- フリッジパーク  
都市の外縁部にある駐車場のことで、そこから公共交通や徒歩などで都心部までアクセスすることにより、自動車交通量の抑制を図ります。
- ユニバーサルデザイン  
世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。





未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

## 暮らして良し歩いて楽しい快適なまちづくり

### 施策 49

# 住宅環境が整備され、 快適に住むことができるまちをつくる

### 施策概要

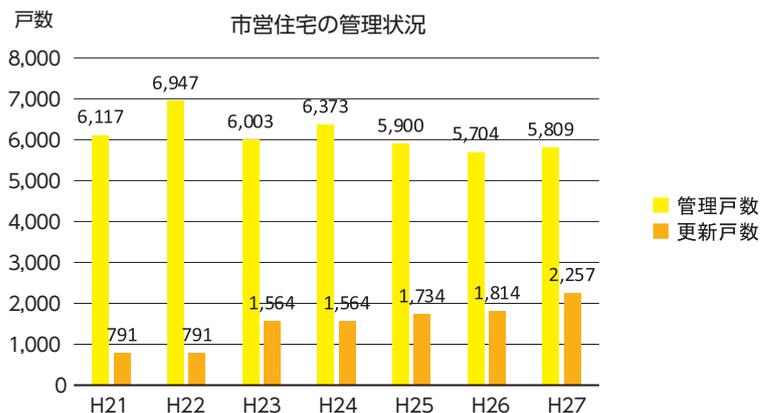
- 民間住宅への支援、市営住宅の供給、高齢者や子育て世帯など多様な居住ニーズへ対応していくため、住宅セーフティネットとしての民間住宅の積極的な活用と市営住宅の質の向上など良好な居住環境の形成を図り、誰もが快適に住むことができる住環境を整えていきます。

### 現状と課題

- 石嶺・宇栄原・大名・真地市営住宅は築38年以上経過しており、建物の劣化、設備の老朽化が進み、地区内建物の外壁・スラブ・ベランダ等で亀裂や剥離が生じ、コンクリート片の落下の危険性も懸念されるなど、既存市営住宅の建替え及び長寿命化を図る必要があります。
- 市民の住まいに関する相談への対応や住宅情報などの提供ができるよう、住宅に関する情報の一元化、相談窓口の設置が求められています。
- 住宅確保要配慮者(独居老人等)のための住宅確保や子育て世帯を増やす取り組みを継続する必要があります。
- 少子高齢化が進展していく傾向にあることから、そうした状況に対応した住宅政策が求められています。
- 高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保に配慮を要する市民に対しては、地域で安心して住み続けていくことのできる住宅・住環境を提供するために、市営住宅での対応とともに民間賃貸住宅への入居支援等の推進、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進、福祉政策との連携を進めていく必要があります。
- 民間賃貸住宅市場については、安心して賃貸できる条件整備が求められており、民間賃貸住宅の有効活用に向け、入居者だけではなく賃貸住宅オーナー等への支援も進めていく必要があります。

### 関連条例等

- ◆那覇市住生活基本計画
- ◆那覇市市営住宅ストック総合活用計画



## 取組の柱と方針

## 1 住宅の安全性の向上

- 既存市営住宅の建替え及び長寿命化を促進していきます。
- 老朽マンションの建替えが円滑に行われるよう建替組合設立等の支援を行います。

## 2 住宅の供給

- 民間賃貸住宅で対応困難な住宅確保要配慮者のために、引き続き市営住宅を整備・管理していきます。
- 市営住宅への入居資格者や希望者が多い中、真に住宅に困窮する世帯等の優先的入居及び入居機会の拡大を検討し、市営住宅が果たすべきセーフティネットとしての機能の充実を図ります。
- 家賃債務保証制度の案内、民間賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅への入居を支援し

ていきます。

- 民間住宅や市営住宅における高齢者世帯、障がい者世帯が地域で安心して暮らせる住宅環境を確保します。
- 高齢者の住まいの確保を進めていくためにサービス付き高齢者向け住宅の普及を図ります。
- 少子高齢化の著しい中心市街地へのまちなか居住推進策を検討します。
- 高齢者、障がい者、子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、沖縄県居住支援協議会と連携し、賃貸住宅オーナーの不安解消を図りながら入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うと共に、当該民間賃貸住宅について、ユニバーサルデザイン化などの支援を検討します。



大名市営住宅第2期工事住棟



大名市営住宅第2期工事住戸内

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市営住宅の建替更新戸数	1,648戸 (2016年)	2,420戸	2,932戸
市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数	138戸 (2016年)	288戸	358戸

## 用語解説

- 指標「市営住宅の建替更新戸数」の補足説明  
農連市場地区市営住宅については、石嶺（農連へ15戸）・宇栄原（農連へ15戸）・大名（農連へ40戸）の建替えにより、新設される位置づけであることから、測定値に加えています。





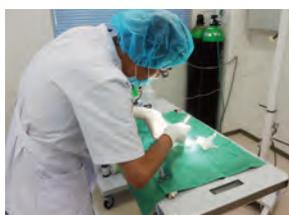
未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	—
ひきつける力	◎

施策 50

人と動物が共生し、  
衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる

施策概要

- 犬猫の適正飼養の推進、及び飼い主のいない猫の繁殖を抑制する対策を図ることにより、生活環境悪化の低減を図ります。
- 市民や観光客の安全と衛生的な環境の確保のために、ハブの捕獲、衛生害虫の防除を実施します。



猫の不妊去勢手術



犬の譲渡の様子

現状と課題

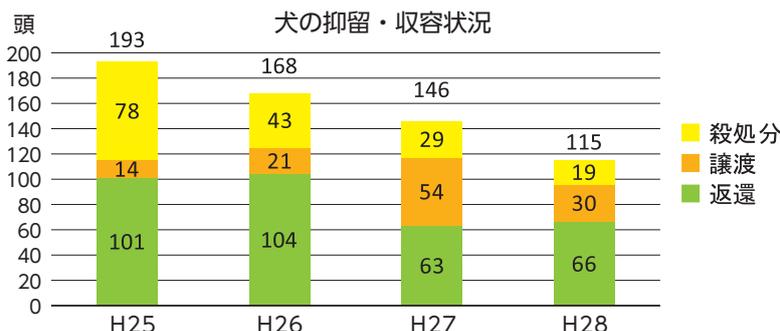
- 「狂犬病予防法」により飼い主に義務付けられている狂犬病予防注射の接種率が、全国平均を大きく下回っており、接種率の向上が課題となっています。
- 犬猫の不適切な飼養に起因する生活環境の悪化に関する相談が、多く寄せられており、衛生的な生活環境の確保及び適正飼養への啓発が必要となっています。
- 動物の愛護及び管理に関する法律により、「適正飼養」「終生飼養」「繁殖制限」が定められておりますが、所有者不明の犬猫の引取依頼や負傷した犬猫の引取依頼も多く寄せられており、収容の抑制が課題となっています。
- 「狂犬病予防法」に定める犬の抑留所及び動物愛護啓発の拠点となる施設を、一体的に整備する

ことを目指しておりますが、地域の理解が得られ、用途制限に合致する適切な用地確保が出来ていません。

- 動物愛護管理条例が未制定であります。中核市移行後、収容数は毎年減少しています。過渡期にあると思われる現状において、動物愛護管理条例の必要性も含めて、その内容等の検討が必要です。

関連条例等

- ◆狂犬病予防法
- ◆動物の愛護及び管理に関する法律
- ◆那覇市飼い犬条例
- ◆那覇市ハブ対策条例



## 取組の柱と方針

## 1 動物愛護思想の啓発

- 犬の飼い主へ、狂犬病予防法の周知、遵守を呼びかけ狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。
- 「適正飼養」「終生飼養」「繁殖制限」の啓発を行い、生活環境悪化の抑制を図ります。
- NPO等と連携し、収容数の抑制を図ることを第一に取り組みます。これと併せて、収容された犬猫の譲渡を推進します。
- 未来を担う子供たちへの動物愛護思想の啓発を、継続拡大し取り組みます。
- 飼い主のいない猫への繁殖抑制対策を行い、不適切な飼養に起因する生活環境の悪化の抑制を図ります。
- 動物愛護思想の啓発を図り、今後の愛護思想の醸成を見極め、犬の抑留所及び動物愛護啓

発の拠点となる施設の設備及び規模等を、必要性及び実現可能性も視野に入れ、その整備に関する基本構想・基本計画のブラッシュアップを行います。

- 本市の実情に則し、かつ、より一層の愛護精神の醸成に適応した、動物愛護管理条例について、必要性も含めて、精査検討を進めます。

## 2 ハブ、ねずみ、害虫対策

- 害虫等の発生しないような環境整備に関する助言指導を行います。また、県外において生活環境に影響を与えている動物等についての情報を収集し、対策等を検討します。
- 生活の場におけるハブ対策を推進し、ハブ咬症事故に関する注意喚起を行います。



なは動物愛護フェスタ



犬猫ふれあい方教室

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
狂犬病予防注射接種率	55.4% (2016年)	57.5%	60%
犬猫の収容数	283頭 (2016年)	240頭	200頭

## 用語解説

- 「適正飼養」と「終生飼養」

適切なしつけと清潔な環境で適切な給餌給水を行い、愛護動物の習性を理解し、生活環境の悪化や人に迷惑を及ぼすことなく、その命に最期まで責任を持つことが飼い主の義務です。





つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策 51

# 安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる

## 施策概要

- 「人中心のまちづくり」を基本理念として、交通渋滞の緩和とともに歩行空間等を確保し、地域内交通の利便性及び歩行者にも、安全安心で快適な道路整備を目指します。
- 施設の長寿命化修繕計画を策定し、財政的負担の平準化を図りながら、効率的な修繕を行うことで、安全性を確保しつつ、施設の延命化にも資する災害に強いまちづくりの形成に努めます。



牧志壺屋線

## 現状と課題

- 県内では、幹線道路・地区道路ともに多く整備されていますが、都市計画道路の未整備箇所があることや交通量も多いことから、渋滞が発生する路線が多い状況にあります。そのため安全な歩行空間を確保した都市計画道路の早急な整備の必要があります。
- 生活道路は、戦後の急速なスプロール化の中でできたものが多いため、全体的に幅員が狭くなっています。また、幹線道路等の渋滞により生活道路へ通過交通が発生していることから、地域の利便性や歩行者の安全確保のための道路の整備の必要があります。
- 市管理の橋梁は、復帰前に建設されたものが多数あり、老朽化により修繕等の更新時期にきています。橋梁は重要な道路構造物であり、事故等が発生すると社会的及び経済的な影響が大きいことから、計画的な修繕を行い長寿命化を行う必要があります。
- 既存の道路構造物(橋梁及びモノレールインフラ等)については、経年変化による損傷・劣化が年々

増加する状況であり、損傷が大きくなる前に予防的な対策を講じる必要があります。

- モノレールは、市民生活に欠かせない交通手段であり、故障等が起きると経済的に大きな影響があることから、インフラ(エレベーター、エスカレーター分岐器等)の保守点検及び定期検査を行い、予防的修繕を計画的かつ効率的に行う必要があります。

## 関連条例等

- ◆那覇市都市計画マスタープラン
- ◆那覇市交通基本計画
- ◆那覇市みどり実施計画
- ◆那覇市景観計画
- ◆那覇市公共サイン計画



真和志線(施工前)

## 街の人の声

通学路の歩道が狭すぎる。都市部での渋滞が多い。

## 取組の柱と方針

## 1 都市計画道路の整備

- 安全で快適な都市計画道路の整備を図ります。
- 街路樹などによる道路の緑化を進め緑陰の確保や良好な景観の形成を図ります。

## 2 生活道路の整備

- 地域内交通の利便性・歩行者の安全確保を図ります。
- 人にやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図ります。
- 歩行者が快適に移動・散策できる歩行空間等を確保し、歴史散歩道や都市計画道路等とのネットワークづくりや緑化を図ります。
- わかりやすく、景観に配慮した道路案内サイン整備を図ります。

## 3 橋梁等長寿命化計画の策定と予防的対策

- 橋梁及びモノレールインフラの計画的な修繕計画を策定し、定期的にパトロールを実施し日常的な維持管理に努め、財政負担の平準化を図り効率よい予防的な対策(修繕、補修)を行い、施設の延命化を図り災害に強い安全なまちづくりに努めます。

## 4 公園の整備

- 誰もが親しめるようユニバーサルデザインに配慮し、災害時における避難路・避難場所と

して機能する、安全安心な公園整備を進めます。【再掲：施策番号45】

## 5 学校施設の耐震化に向けた改築・耐震改修

- 学校施設の整備にあたっては、全ての老朽校舎や災害時の避難拠点としての役割を果たす屋内運動場の耐震化に向けて年次的な改築・耐震改修事業を行います。【再掲：施策番号24】



久茂地泊線



歴史散歩道(赤田北線)

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
都市計画道路の整備率	73.0% (2017年)	75.5%	78.0%
歩道の整備延長(累計)	122,600 m (2017年)	126,100 m	129,600 m

## 用語解説

- スプロール現象  
大都市郊外部が無秩序・無計画に発展する現象のことをいいます。
- ユニバーサルデザイン  
世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。



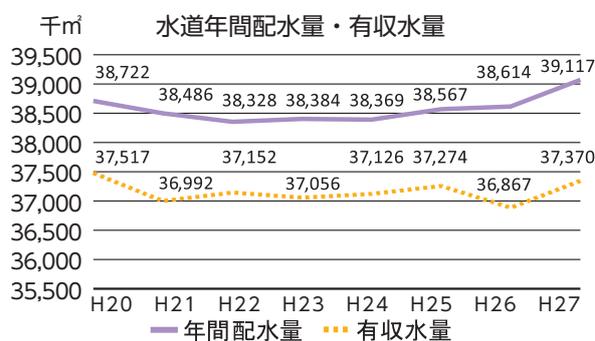
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

施策 52

強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる

施策概要

- 災害に強い水道施設を整え、いつでも安全安心で、将来においても安定した水供給を可能にし、快適な生活ができるまちを目指します。



現状と課題

- 本土復帰後に整備された多くの施設(構造物、管路)が、順次、法定耐用年数を迎えることとなります。
- 耐用年数(40年)を超えた管路については、一般的に管路の劣化等により耐久性が低くなり、破裂事故、漏水などの危険性の増加及び水質の低下などが懸念されます。
- そのような管路を全く更新しなかった場合、2020年以降では、経年化や老朽化した管の数量が急速に増加していくことが予想され、それに伴い更新に係る事業費や補修費の急激な増加は財政面でも大きな負担となります。
- 近年では、全国各地において地震による未曾有

の被害が多発し、水道施設も甚大な被害を受けたことから、強靱な施設の建設が求められています。

- 現状の水道施設の状況を把握し、安定的・長期的に施設の管理運営等を行える那覇市水道施設更新(耐震化)基本計画改定(2015(平成27)年度)を策定し、実施しています。

関連条例等

- ◆那覇市水道事業ビジョン
- ◆那覇市水道施設更新(耐震化)基本計画改定
- ◆那覇市上下水道事業経営方針



耐震型ダクタイル鋳鉄管(日本ダクタイル鋳管協会提供)

## 取組の柱と方針

## 1 安全安心して利用できる水道

●安心して利用できる安全な水の供給を目指して、直結給水の拡大や小規模貯水槽の衛生管理の向上を利用者との協働で促進します。また、使用しなくなった貯水槽は、強風、台風時には飛散する危険性があるため、撤去の必要性を広報誌等において周知します。

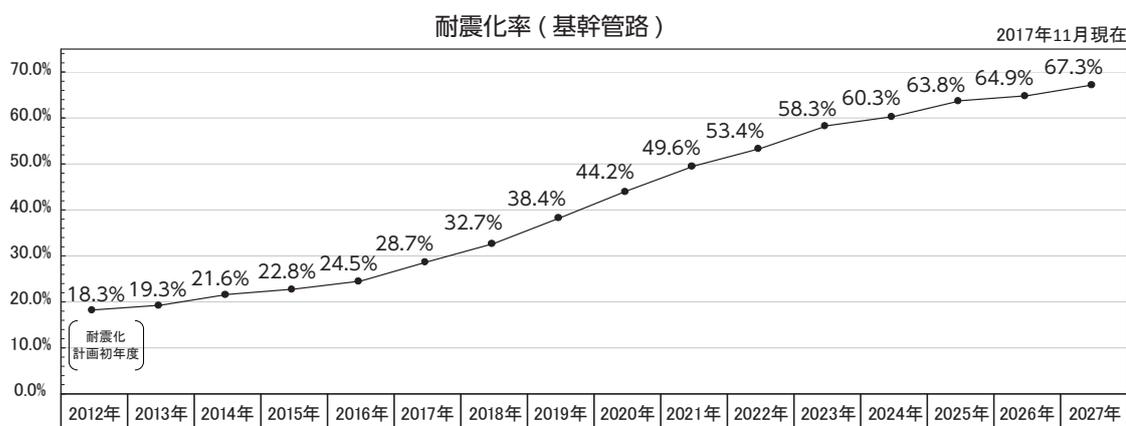
## 2 いつでもどこでも安定的に供給できる水道

●計画的・効率的な施設更新を行い、地震災害

時に対応できる施設の耐震化を図ります。

## 3 経営基盤の強化と利用者のニーズに応える水道

●アセットマネジメント(資産管理)を基に経営健全化に努め、持続可能な水道システムを支える経営基盤を強化します。また、利用者のニーズに応えるため広報公聴などの活動を進展させ、情報の公開と共有を促進し、利用者との相互理解を図ります。



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
基幹管路の耐震化率	22.8% (2015年)	53.4%	67.3%

## 用語解説

- 耐用年数  
その施設や機器が本来の機能を維持しうる年数です。
- 基幹管路  
水道管のメインとなる直径 300 ミリ以上の配水本管を基幹管路に位置付けています。





未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

## 災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり

### 施策 53

# 公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる

### 施策概要

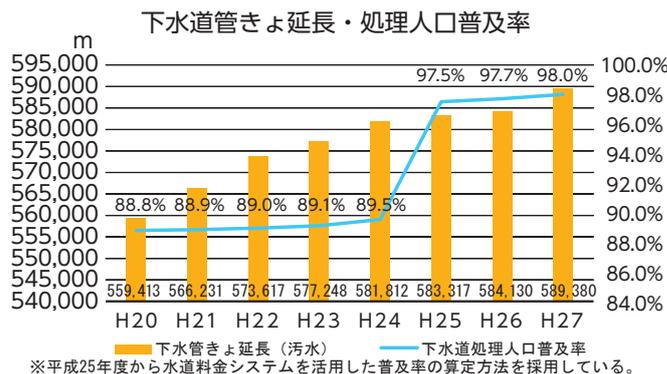
- 公共下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全します。
- 既存の下水道施設については、予防保全型施設管理を強化し、老朽施設の計画的かつ効率的な改築を実施します。

### 現状と課題

- 1965(昭和40)年7月に若狭、辻地区において汚水事業が開始されました。その後、1972(昭和47)年5月本土復帰となり、雨水事業も加えた国の第3次下水道整備5箇年計画に組み入れられ、更に、復帰に伴う特別措置による補助対象施設の特例もあり、本市の公共下水道整備は一段と促進されました。
- 汚水については、2017(平成29)年3月現在、下水道処理人口普及率は、98.1%となっており、引き続き未普及地区の解消に取り組んでいます。
- 雨水については、浸水被害を軽減するため、首里石嶺町4丁目地区における雨水調整池の整備などを進めています。
- 下水道資源の有効活用として、1998(平成10)年度より沖縄県と共同で着手した再生水事業は、2002(平成14)年度から新都心地区をかわきりに供給を開始し、那覇市役所周辺地区、久茂地・松山地区、那覇空港地区などに供給しています。
- 2017(平成29)年3月現在、布設した管路施設延長は743.6km(汚水590.1km、雨水153.5km)に達しており、今後は標準的な耐用年数50年を超える管路施設が急激に増加し、老朽化による破損などの不具合の発生が懸念されます。
- 下水道施設の不具合による不測の事態に対応するため、早期にストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的な改築に取り組む必要があります。

### 関連条例等

- ◆那覇市下水道事業基本計画(ステップ・バイ・ステップ)
- ◆那覇市上下水道事業経営方針



## 取組の柱と方針

## 1 汚水未普及地区の解消

- 汚水未普及地区の解消に向け、私道地権者との布設承諾交渉を継続するとともに、排水路内への配管、私有地を経由する配管、マンホールポンプなど様々な方法を検討していきます。

## 2 浸水被害の軽減に向けた取り組み

- 首里石嶺町4丁目地区、西2丁目地区など、浸水被害が懸念される地区の対策を進めます。
- 河川の断面不足などに起因する浸水被害の軽減を図るため、河川管理者(沖縄県)へ改修などについて要望を続けていきます。

## 3 接続率の向上推進

- 下水道利用可能地域における未接続世帯の解消に向けた取り組みを強化します。
- 生活保護、障がい者及び低所得者並びに地盤

が低い世帯の水洗便所改造等の補助や無利息の水洗便所改造資金貸付など、汲み取り便所や浄化槽式便所から公共下水道への接続を支援する施策を継続します。

## 4 スtockマネジメント計画の策定

- 下水道施設の改築・修繕費用の平準化、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保など、施設全体の適正な維持・修繕及び改築を行うために、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、良質な下水道サービスの持続を目指します。

## 5 下水道施設の計画的かつ効率的な改築

- 策定する計画を踏まえ、計画的かつ効率的な改築に取り組みます。



長寿命化(更生工法) 施工前 久茂地地区



施工中



施工後

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
下水道処理人口普及率	98.1% (2016年)	98.5%	98.9%
下水道接続率	95.5% (2016年)	96.8%	97.5%
汚水管きよの改築延長(累計)	—	20.4km	40.7km

## 用語解説

## ●ストックマネジメント計画

平成27年度に下水道法が改正され、維持修繕基準を創設するとともに、事業計画について、維持・修繕及び改築に関する内容を含めたものへと拡充されました。これを踏まえ、予算制約のもと、増大する改築需要に対応すべく、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進することとされています。

## ●下水道処理人口普及率

(下水道が利用可能な人口/行政区域内人口)で求められ、下水道を利用できる生活環境にある人の割合を示します。

## ●接続率(水洗化率)

(下水道に接続している人口/下水道が利用可能な人口)で求められ、下水道を利用できる人のうち実際に下水道を利用している人の割合を示します。



那覇市のマンホールの蓋

魚をデザインしているのは、汚れた水を下水道施設できれいにし、魚がすみやすい環境に戻していくという意味があります。

この蓋は、全国の自治体で最初のオリジナルデザインマンホール蓋といわれています。

魚のデザイン以外にも新しい蓋として、那覇市をイメージしたカラフルな蓋が数種類あります。



うふシーサー



首里織

オオゴマダラと  
ブーゲンビレアオオゴマダラと  
花笠

花笠



## 政策

# 那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進める まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	☆

### 施策 54

## 地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる

### 施策概要

- 県都である特性を活かした賑わいのある商業業務地区、ゆとりとうるおいのある良好な住宅地区、特色あるまちなみを形成する歴史文化地区、広域的な物流・交流拠点施設を核とした臨海部や空港周辺部など、地域特性を活かした土地利用の誘導に取り組みます。



高容積の建物が立ち並ぶ国道 58 号沿道

### 現状と課題

- 本市には、多様な都市機能が高密度に集積しています。
- マチグラーと呼ばれる中心市街地は近年、多くの観光客で賑わっていますが、都市基盤の整備が遅れた密集市街地を改善する必要があります。
- その周辺では、新都心地区や真嘉比古島地区など、区画整理事業による計画的なまちづくりが進められており、新たな商業業務地区や住宅地区が形成されています。
- 首里城公園を中心とする首里地域ややちむんの里である壺屋地域では、伝統的なまちなみの保存や再生が進められ古都の風情を醸し出しています。
- 臨海部は、那覇港を中心に物流拠点の場として整備が進められている他、大型旅客船バースの整備やビーチ等の整備が行われ、水辺に親しめる空間作りが進められています。
- 人口減少や超高齢社会への対応、持続可能な都市経営に向けた、よりきめ細かい土地利用の誘導に取り組む必要があります。

### 関連条例等

#### ◆那覇市都市計画マスタープラン

#### 都市計画用途地域面積

単位:ha,%		平成28年11月1日現在		
区分	面積	構成比	趣	旨
都市計画区域	3,898.6	100.0	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため都市計画法その他の法令等の規制を受ける土地の範囲(*面積は推定値)	
市街化区域	3,241.0	83.1	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	
市街化調整区域	657.6	16.9	市街化を抑制すべき区域	
<用途地域>	3,241.0	100.0		
第一種低層住居専用地域	966.5	29.8	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
第二種低層住居専用地域	57.1	1.8	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
第一種中高層住居専用地域	631.2	19.5	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
第二種中高層住居専用地域	159.3	4.9	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
第一種住居地域	371.2	11.5	住居の環境を保護するため定める地域	
第二種住居地域	153.9	4.7	主として住居の環境を保護するため定める地域	
準住居地域	129.0	4.0	路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域	
近隣商業地域	140.8	4.3	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を推進するため定める地域	
商業地域	422.7	13.0	主として商業その他の業務の利便を推進するため定める地域	
準工業地域	177.9	5.5	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	
工業地域	31.4	1.0	主として工業の利便を増進するため定める地域	
工業専用地域	-	-	工業の利便を増進するため定める地域	

資料: 都市計画部 都市計画課

街の人の声 まちの魅力ある資源を探す。

取組の柱と方針

1 地域特性を活かした土地利用の推進

●地域地区や地区計画等の都市計画制度等を活用して、住居や商業業務、観光や国際交流など、地域の魅力や特性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、地域特性や都市基盤の整備、まちづくりの変化に合わせた地区のルール作りを進めます。

2 持続可能な都市づくり

●持続可能な都市経営に向けた都市機能の再編や集約化等の新たな施策も見据えながら、立地適正化計画の策定や都市計画マスタープランの改定等を行い、将来の人口減少や超高齢社会も見据え、高齢者や子育て世代をはじめ、

多くの市民が安全安心で快適に過ごせる生活環境の創出を誘導します。

3 市民との協働による地区のまちづくり

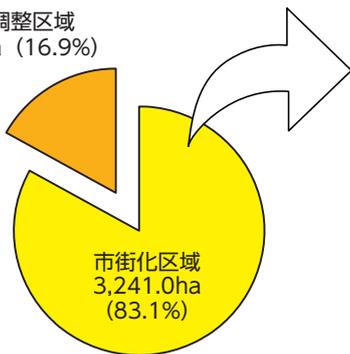
●都市計画アドバイザー制度等を活用し、まちづくりに取り組む市民団体等を支援します。併せて市民、NPO、企業、大学等との連携や情報共有により、多様な視点からのまちづくりを推進します。

4 都市計画やまちづくりの情報発信

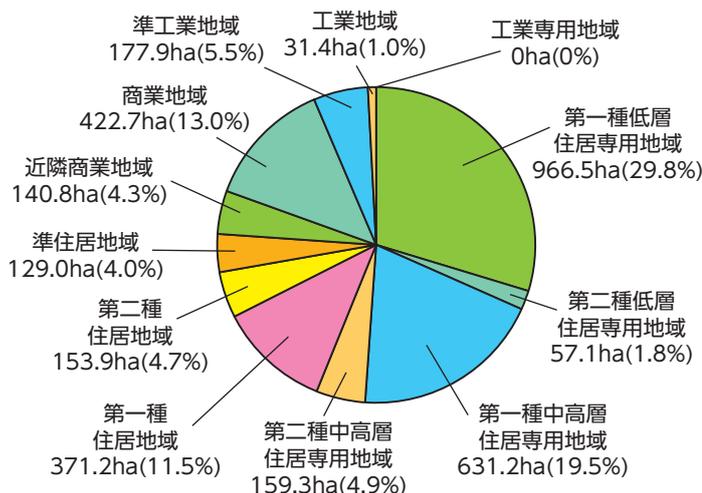
●広報誌やウェブサイト、SNS等を活用して、都市計画やまちづくりの情報を発信します。

【都市計画区域】（平成28年11月現在）

市街化調整区域  
657.6ha (16.9%)



市街化区域 3,241.0ha

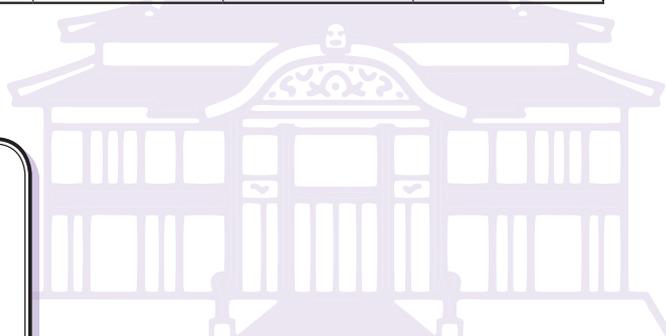


取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザーの派遣数 (累計)	—	3件	5件
土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数	—	8件	16件

用語解説

●那覇市都市計画マスタープラン  
那覇市総合計画（基本構想）の将来都市像の実現に向けた主にハード面の都市整備の基本目標を定め、市民参加によるまちづくりの進め方を明らかにすることを目的としています。





## 政策

### 那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進める まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	○

#### 施策 55

### 那覇港湾施設（那覇軍港）の跡地を活かしたまちをつくる

#### 施策概要

- 2013(平成25)年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において示された、2028年度又はその後の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還に向けて、地主会との協働により跡地利用に向けた取り組みを推進します。
- 那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地利用については、その個性やポテンシャルを活かすため、広域的な観点にも配慮し、本市の発展、ひいては沖縄県の発展に資する跡地利用計画づくりを推進します。
- 那覇港湾施設(那覇軍港)の移設、本市の振興及び那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地利用を円滑に進めるため、那覇港湾施設移設に関する協議会及び県都那覇市の振興に関する協議会で協議を進めます。

#### 現状と課題

- 返還後のまちづくりを計画的に進めるため、地権者等との合意形成を図りながら、跡地利用計画づくりにあたっての「プロセス」「合意形成」「検討体制」を示した跡地利用計画づくりの進め方の手順書を作成しているところです。
- 跡地利用計画づくりにあたっては、那覇軍用地等地主会と協働で計画案の作成を行い、環境の変化に応じた見直しを行いながら熟度を高めていく計画づくりを進める必要があります。
- 跡地利用を進めるにあたっては、1,000名を超える多くの地権者との合意形成に要する時間が長期に渡り、結果的に跡地の整備に相当な遅れが生ずる可能性があります。そのことから、早い段階から地権者との合意形成活動を着実に進めていく必要があります。
- 那覇港湾施設の返還については、施設機能を浦添ふ頭地区に建設される代替施設へ移設することが条件となっているため、その動向について注視していく必要があります。

## 取組の柱と方針

## 1 合意形成活動を基礎とした跡地利用計画づくり

- 地主会との協働により、早期に具体的な跡地利用計画を作成し、合意形成や実現可能性の検証を行い、開発条件等の変化に応じた見直しを繰り返しながら熟度を高めていく計画づくりを進めます。
- 那覇港湾施設(那覇軍港)は、ウォーターフロントや歴史などの個性を持ち、那覇空港や那覇港に近く沖縄の空と海の玄関口に位置し、公共交通機関の充実、市内の宿泊施設のキャパシティ、近接して存在する商業・観光地

など、様々な点でそのポテンシャルが非常に高いことから、その特性を生かし、本市の発展、ひいては沖縄県の発展に資する跡地利用を検討していきます。

## 2 適切な情報提供と次の世代の活動・環境づくり

- 地権者情報誌の発行、市民・県民フォーラムの開催など跡地利用計画の策定段階に応じた適切な情報提供を行うとともに、地権者の次の世代に引き継げる活動・環境づくりを推進します。



那覇軍港 画像提供：那覇港管理組合

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇軍港跡地利用計画の策定	平成7年度 基本構想 (2016年)	跡地利用計画 (案)の策定	跡地利用計画 の策定
地権者情報誌の延べ発行回数	20回 (2016年)	32回	42回

## 用語解説

- 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画  
嘉手納飛行場以南の土地の返還に関する時期と面積等を定めた計画です。主に「速やかに返還(65ha)」「県内で機能移設後に返還(841ha)」「海兵隊の国外移転後に返還(142ha + α)」の3つに分類されています。

# 第6章 / 基本構想を推進するために

## 市民との信頼を深め、 効率的で効果的な行財政運営を行う



基本構想で描く「めざすまちの姿」を実現するためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、協働によるまちづくりをさらに深化させる必要があります。そのために、行政は、貴重な経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効に活用しながら、市民との信頼をさらに深め、将来にわたり持続可能な行財政運営を行わなければなりません。

### 市民との信頼を深める職員・組織づくり

市民との信頼を深めるためには、市民から頼りにされる「ヒト」が継続して育ち、様々な「情報」を市民と共有する必要があります。職員が学び合い、研修機会を充実させ、政策形成能力や協働を推進するコーディネート能力を高めるとともに、社会環境の変化に適切かつ迅速に対応できる組織機構を構築します。職員へは、性の多様性を尊重することを促し、男女共同参画の意識を高めるとともに、職員の健康やワークライフバランスに配慮し、適正な定員管理を行っていきます。情報セキュリティ対策に万全を期して個人情報適切に管理し、様々な情報をわかりやすく整理し、発信、提供します。

## 効率的で効果的な行財政運営を行う

時代とともに多様化していく市民サービスを行うためには、効率的で効果的に「モノ」や「カネ」を管理するという行財政運営を行う必要があります。公共施設については、将来の推計人口に対応するための適切なあり方を見い出すとともに、民間の知恵と経験を活用します。行政経営的な視点を取り入れながら計画的な執行管理と財務情報に関する説明責任の充実による規律ある財政運営を行います。目的を共有し、時代に見合った行政サービスの品質を確保するとともに、まちづくりの羅針盤である総合計画の効果的な進捗管理の手法を確立します。

### 未来への視点

つながる力	稼ぐ力	ひきつける力
-------	-----	--------

#### 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり

社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	☆	○	◎
行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	◎	○	◎

#### 効率的で効果的な行財政運営を行う

市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	○	○	☆
持続可能な財政運営をすすめる	○	◎	○



未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

## 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり

### 施策 56

# 社会の変化に対応できる 職員の育成と組織づくりをすすめる

### 施策概要

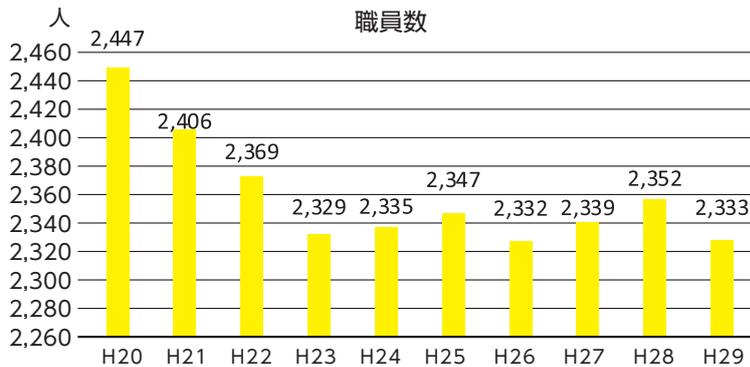
- 市民の多様な要望や要求に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上が図れるよう、「那覇市人材育成基本方針」に沿った各種研修等の充実を行い、課題を解決する力と意欲を持った職員を育成します。
- 時代の要請に応える組織・機構を構築し、スピード感を持った行政サービスの提供に努めます。
- 事務事業及び組織・機構の積極的な見直しや民間活力の活用等により、適正な定員管理と市民サービスの向上に努めます。

### 現状と課題

- 職員の人材育成の直接的な指標の設定は難しいため、職員の市民対応面や市政全般に対する評価面の両方で間接的に把握する方法が考えられます。しかしながら、現在はそのような指標がないため、職員の人材育成の評価が図れない状況です。
- 市民の市政に対する理解と信頼を高めるためには、職員一人ひとりが行政のプロとして自覚と責任を持ち、自ら考え行動することが重要です。
- 業務の多様化等による担当業務量増や、技術の専門・高度化が進む一方で、労働人口の減少により職員不足が見込まれます。
- 公共施設の維持管理を含めた予算の縮小が見込まれます。
- 2013(平成25)年度の中核市移行に伴い権限移譲された事務の他、校区まちづくり事業の推進など多様化する市民ニーズへの対応や、法改正による事業など様々な業務があります。
- 複雑・多様化・増大する市民ニーズに的確に対応するため、効率的な行財政運営の取組、適正な定員管理が求められています。

#### 関連条例等

- ◆那覇市人材育成基本方針
- ◆定員管理方針



## 取組の柱と方針

## 1 課題解決能力と意欲を持ち、まちづくりに貢献する人材(職員)の育成

- 「那覇市人材育成基本方針」で定める職員の人材育成の目的を実現するために、フレドカードの活用をはじめ、次の各面の推進等に努めます。
  - ・職場環境面：性の多様性の尊重、ワークライフバランス及びコミュニケーションの推進等
  - ・研修面：職場研修、職場外研修の推進等
  - ・人事面：適材適所の人事配置や多様な人材の積極的な活用等
- 人材育成の効果を測定し、必要に応じて方策を改善することで人材育成のPDCAサイクルを機能させます。

## 2 機動的な組織・機構の構築

- 社会情勢を的確に捉え、時代の要請に即した組織・機構を構築します。

## 3 適正な定員管理

- 事務事業や組織機構の見直しを図り適正な定員管理に努めます。

## 4 民間活力の活用等による市民ニーズへの対応

- 業務の外部委託化など民間活力の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの充実につなげます。



携帯できる「フレドカード」を職員がいつも持ち歩きます

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市職員数	2,352人 (2016年)	2,400人	2,400人
職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数	14,566人 (2016年)	15,500人	16,100人

## 用語解説

- 那覇市人材育成基本方針  
目指す職員像として次の3点を掲げています。
  - ◇行政のプロとして自覚と責任を持ち、自ら考え行動することができる職員
  - ◇チームワークを大切に、一人ひとりの強みを伸ばすことができる職員
  - ◇協働により、那覇市の魅力を高めることができる職員
- フレドカード  
組織の価値観や行動指針等を持ち歩き可能なカードの形にしたものです。



未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり

施策 57

行政サービスの電子化により市民の利便性を高める  
組織づくりをすすめる

施策概要

- ICT(情報通信技術)を活用した行政サービスの拡大・拡充を実施することにより市民の利便性の向上を図ります。
- 情報セキュリティに万全を期し、情報資産を保護します。
- 高齢者や障がいのある人など、例えばけがや病気で手が動かしづらい場合なども含め、「誰もが

- 公式ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるような配慮(ウェブアクセシビリティ)の向上を図ります。
- すでに公式ホームページを利用している人にとって、快適に探しやすい、操作しやすいなどの「使いやすさ(ユーザビリティ)」の向上を図ることで、すべての利用者の満足度を高めます。

現状と課題

- 2016(平成28)年10月よりマイナンバー制度の個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを開始し、利便性向上を図るための環境を整備してきましたが、個人番号カードの普及が遅れていることから、普及促進について取り組む必要があります。
- マイナポータルを活用した新たな行政サービスについても検討していく必要があります。
- 政府機関や企業のサーバー等への不正アクセスや情報漏えいが社会問題となっており、情報セキュリティの強化を図る必要があります。
- 那覇市の公式ホームページにおいて、2017(平成29)年の調査結果で、視覚に障がいのある人向けの音声読み上げ機能に対応していないデータが添付されているなどのアクセシビリティ面での問題や、スマートフォン用のページに切り替わる対応がされていないといった利用者の環境によって左右されるなどのユーザビリティ面において問題があるとされ、9段階評価中、下

- から4番目の「F」評価となっています。また、障害者差別解消法が2016(平成28)年4月に施行されたことから、障がいのある人への配慮について更なる対応が求められています。
- 情報化社会に対応した専門知識の強化が求められています。



## 取組の柱と方針

## 1 行政サービスの電子化

- 市公式HPやSNS・広報紙等による広報を実施し、オンラインで利用できる行政サービスについての周知・利用を促進します。
- マイナポータルを活用した新たなサービスの導入を検討し、オンラインで利用できる行政サービス拡大を図ります。

## 2 情報セキュリティの強化

- 情報セキュリティの強化を図り、あらゆる脅威から情報資産を守ります。

## 3 市政情報の発信と提供の推進

- 全ての人々が適切に情報を受け取れるよう、ホームページリニューアルに向けて、管理・運営

の見直しを図ります。

- リニューアル後は、ウェブアクセシビリティを維持するため、年に1度の運用ガイドラインの更新及び職員研修、サイトの検証を実施します。
- 再リニューアル時には、研修等を通し、職員のアクセシビリティ、ユーザビリティへの意識向上を図り、総務省の評価基準「C」ランクに準拠したレベルを目指します。
- 著しい情報分野の進展を見据え、5年毎の公式ホームページ再構築及び時代に即した情報発信ツール等への研究・対応を進めていきます。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
オンラインで手続きを行った件数の割合	24% (2016年)	30%	35%
A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査	F (2017年)	E	C



ホームページ



那覇市公式ホームページ



Facebook



LINE



SNSを活用した広報



広報は市民の友

## 用語解説

## ●マイナポータル

マイナンバーに関係して行政機関等が保有する自らの情報や情報連携の履行の確認、官民からのお知らせの受信や各種手続きなどを、自宅のパソコン等から利用することができる個人用のウェブサイト。

## ●ウェブアクセシビリティの改善例

- ・視覚に障がいのある人向けに音声読み上げ機能に対応した改善
- ・画像データにタイトルや写真の内容の解説を加える
- ・スマートフォンなどへの対応
- ・利用者の環境によって表示されない機種依存文字(①や㊦など)を使用しない
- ・大中小の見出し、段落、箇条書きといった構造的に統一されたページの作成
- ・利用時の操作がマウスだけでなく、キーボードなど複数の方法でできる



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	☆

## 効率的で効果的な行財政運営を行う

### 施策 58

## 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる

### 施策概要

- 限られた経営資源を効果的に活用するための総合的な行政経営システムを構築します。
- 特に、市民の利用が多いサービスに対する対応力の維持・向上に努めます。
- 個人番号カードの普及を推進し、より一層市民サービスの向上に繋げていきます。

### 現状と課題

- 市役所のあらゆる分野で市民本位の行政サービスの提供に向けて、業務の継続的な改善活動に取り組み、ISO9001を認証取得しています。
- 2013(平成25)年度からは、外部の専門家による包括外部監査を実施し、監査機能の独立性と専門性を強化しています。
- 行財政改革、組織目標、品質管理システムなどの行政評価システムや事業進捗管理に関わるシステム群がそれぞれに運用されており、更なる効率的で効果的な運用について検討する必要があります。
- 市民満足度のアンケートでは、2008(平成20)年度から2016(平成28)年度まで満足度90%以上を継続達成しています。今後も市民の利用しやすい窓口を目指し、接遇力・業務知識の向上に努めることが求められています。
- 個人番号カードの普及については、2016(平成28)年度末時点で30,411名の申請累計があり、交付累計は21,371名となっています。市民への周知を今後も続けていく必要があります。



市民課窓口

## 取組の柱と方針

## 1 総合的な行政経営システムの構築

- 行財政改革、組織目標、品質管理システムなどの行政評価と事業進捗管理に関わるシステム群を総合計画と連動した管理システムへ再構築を行い、行政運営の効率化を図ります。
- 市民意識調査における市の政策に対する満足度・重要度調査結果の分析を行い、改善に努めます。

## 2 総合窓口サービスの向上

- 市民の利用が多く市役所の顔となる窓口サー

ビスに対しては、新任者職員等に対する研修を行い、窓口サービスの維持・向上に努めます。

- ハイサイ市民課本庁・三支所窓口における市民満足度アンケートの実施・分析を行い、改善に努めます。

## 3 個人番号カードの周知

- 個人番号カードの広報周知について継続的に実施します。



那覇市役所 新庁舎

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
窓口サービスに満足している人の割合	93% (2016年)	93.5%	94%
総合的な行政経営システムの構築	個別システム での運用 (2017年)	総合システム の研究と構築	総合システム の運用と検証

## 用語解説

- ISO 9001  
市民に親しまれる市役所を目指し、市民サービス部門の最前線である市民課において、平成14年にISO 9001の認証を取得しました。その後、市民課三支所・市民活動課（現：まちづくり協働推進課）にも適用範囲を拡大し、さらに、市長事務部局全部署に適用範囲を拡大しました。
- 個人番号カード  
マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカード。コンビニなどで各種証明書を取得したり、各種行政手続きのオンライン申請などに利用できます。



IOS 登録証



未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	◎
ひきつける力	○

### 効率的で効果的な行財政運営を行う

#### 施策 59

## 持続可能な財政運営をすすめる

### 施策概要

- 当初予算及び補正予算編成において、常に費用対効果を意識することで不要不急な経費の削減に努め、将来にわたり持続可能な財政運営を図ります。
- コンビニ収納、口座振替手続きの簡素化など収納機会の拡大につとめるとともに収納組織の体

- 制を強化することにより市税収納率の維持・向上を目指します。
- 「那覇市ファシリティマネジメント推進方針」に基づき、適正な施設配置や長寿命化の推進などに取り組むことにより、公共施設の維持・管理を持続可能なものとしていきます。

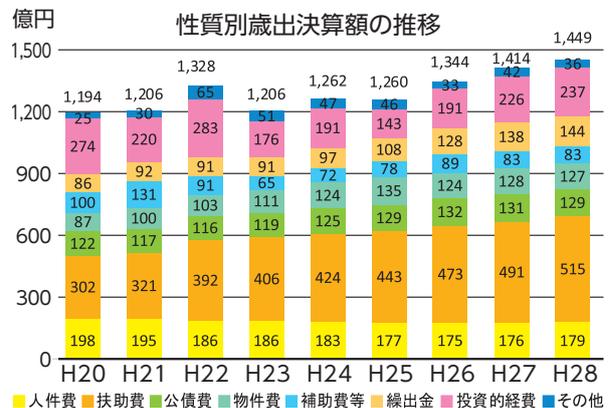
### 現状と課題

- 本市の2008(平成20)年度から2016(平成28)年度の決算において、歳入の根幹である市税は74億9千万円増加している一方、歳出では義務的経費(人件費、扶助費、公債費)が200億9千万円増加しています。特に扶助費は、213億円と大きく増加しています。
- 今後も少子高齢化が進む中、生産人口減少による市税への影響や社会保障費の伸びが予測され、安定的な市民サービスを維持するためには、より一層、健全な財政運営に向けた取組が求められます。
- 2016(平成28)年度における市税収納額は約471億円、収納率は97.9%となっており順調に推移してきました。特に、収納率については中核市48市中、第7位となっており、高い収納率を確保しています。今後も持続可能な財政運営を行うためには、歳入の増加を図るとともに高い収納率を維持することが、健全な財政運営に必要なものとなっていくことから、市税を含む全庁的な収納対策の拡充や人材の育成が求めら

- れています。
- 人口の減少などにより経済が縮小する半面、高齢化による社会保障費の増大など、行政の財源の先細りや硬直化が展望されています。そのようななか、これまで整備してきた公共施設の更新や維持管理に関しても、多額の財政負担が想定されます。

### 関連条例等

- ◆那覇市ファシリティマネジメント推進方針
- ◆ファシリティマネジメント行動計画



## 取組の柱と方針

## 1 効率的な予算編成

- 予算編成においては、常に費用対効果を考慮し、市民サービスに影響がない経費を内部努力、事務改善等で抑制します。

## 2 市債残高の圧縮

- 公共施設の整備について、施設転用による新規整備の制限や既存施設の複合化等により施設総量を縮減し、市債発行の抑制を行います。
- 償還方法について、借換及び据置期間等の見直しを行います。

## 3 歳入の確保

- 職員研修の充実・強化により徴収に関する高い知識を有する人材を育成します。
- コンビニ収納や口座振替手続きの簡素化など収納機会の拡大に努めます。
- 歳入増を図るため、全庁的な市債権にかかる対応組織の検討、対応手法を調査研究します。

- 地域経済活動の活性化や土地の高度利用等を推進するための新たな取り組みについても検討し、歳入増を図ります。

## 4 「那覇市ファシリティマネジメント推進方針」及び「ファシリティマネジメント行動計画」に基づく公共施設の適切な更新や維持

- 施設更新時期の検討により財政負担の平準化を図ります。
- 施設更新時において時代に対応した適切な規模の見直しを行います。
- 施設維持費の縮減のための方策を検討します。

## 5 民間事業者の資金、知恵及びノウハウの活用

- PFI等のPPP手法を導入検討し、民間事業者の資金、知恵やノウハウを活用した、より効果的・効率的なサービスの提供を図ります。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
経常収支比率	89.8% (2016年)	88.9%	88.0%
実質公債費比率	12.8% (2016年)	10.0%	7.1%
将来負担比率	81.8% (2016年)	73.4%	64.9%
市税収納率	97.9% (2016年)	97.9%以上	97.9%以上

## 用語解説

## ●ファシリティマネジメント

企業、団体等が保有又は使用する全施設資産及びこれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動です。

## ●指定管理

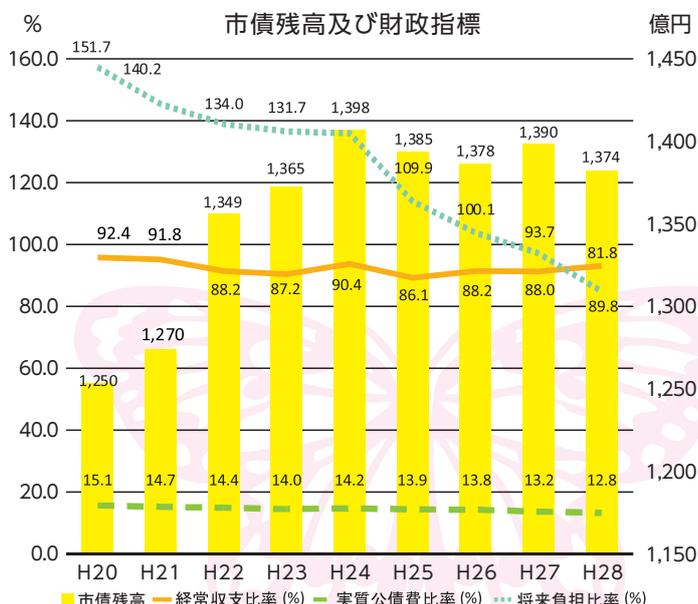
民間事業者を含む幅広い団体に管理・運営を委ねることにより、公の施設の設置目的を損なうことなく、民間の活力を活用する制度です。

## ●PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームです。

## ●PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るものであり、PPPの代表的な手法の一つです。





# 那覇市のシンボル



## 市花

ブーゲンビレア / Bougainvillea

ブラジル原産のツル性花木。  
花(実際は苞(ほう))は、秋から春の低温期に開花し、色は紫、赤、白、混色と多彩。  
土壌適応性が広くて乾燥にも強く、鉢植えやビルの壁面緑化、垣根などに幅広く利用できる。



## 市木

フクギ / Fukugi

幸福や繁栄をもたらすとされる常緑高木。  
暴風・防災樹にもなり、樹液は古くから植物染料として利用されている。  
円錐状の樹冠は濃緑色の枝葉を密生させ、沖縄独特の亜熱帯的景観とよく調和する。



## 市花木

ホウオウボク / Royal Poinciana

花が中国の伝説の鳥、鳳凰に似ているため名付けられたマダガスカル原産の花木。  
花の色は赤とオレンジがあり、梅雨明けから10月頃までに開花する。  
堂々とした樹冠は涼しい木陰をつくり、干ばつにも強い。



## 市魚

まぐろ / Thunnus

暖海棲で外海棲、回遊性の大型肉食魚で、日本を始めとする世界各地で重要な食用魚として漁獲されている。  
本市は、全国でも有数の生鮮マグロの産地であり、県内マグロ水揚げ量の約半分を占めている。年間を通して旬のマグロを味わうことができる。



## 市の蝶

オオゴマダラ / Idea leuconoe

マダラチョウ科の蝶。日本最大の蝶で、ひらひらと舞うように飛ぶ優雅な姿から「南国の貴婦人」の別名でも呼ばれる。さなぎは鮮やかな「黄金色」で神秘的な輝きを放つ。生息域は沖縄以南の亜熱帯地域で南国を象徴する蝶であり、市内各所で自然に舞うオオゴマダラの姿が見られる。

# 資料編

---

- 第5次那覇市総合計画策定までの経過
- 第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考え方について
- 第5次那覇市総合計画策定基本方針
- なは市民協働大学院からの市民提案
- 那覇市総合計画審議会による審議
- 那覇市総合計画審議会委員名簿
- 那覇市総合計画策定条例
- 那覇市総合計画策定推進本部設置要綱
- 那覇市総合計画策定専門部会設置要綱
- 那覇市総合計画審議会規則
- 指標一覧

第5次那覇市総合計画策定までの経過

年 月	取組内容	実施主体
平成28年 3月29日	第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考え方を策定	市
4月26日	第5次那覇市総合計画策定推進本部を設置	市
5月23日	第5次那覇市総合計画策定基本方針を策定	市
6月11日	第5次那覇市総合計画の策定に向けた市民案を策定することをテーマに平成28年度の「なは市民協働大学院」がスタート(平成29年3月18日まで全15回・臨時会1回・部会での勉強会等、参加人数：29名)	市民
6月30日	那覇市総合計画策定条例制定(修正可決)	市、議会
8月4日	市民アンケート実施 ①満20歳以上の市民4,100人を無作為抽出し、郵送による配布・回収(回収数：915件、回収率22.2%) ②市内の幼稚園に通園する園児の保護者に園を通じて直接配布・回収(回収数：174件) ③市内の中学生に学校を通じて直接配布・回収(回収数：537件) ④那覇国際高校、那覇商業高校の各2クラスに学校を通じて直接配布・回収(回収数：145件) ⑤沖縄大学の学生を通じて直接配布・回収(回収数149件)	市民
8月5日	中学生を対象としたワークショップを開催(参加人数：35名)	市民
8月25日	那覇市総合計画策定専門部会を設置	市
9月10日	高校生と大学生を対象としたワークショップを開催(参加人数：19名)	市民
平成29年 2月3日	第1回那覇市総合計画審議会開催(先行して6名を委嘱し、第5次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)について諮問)	審議会
2月11日	総合計画市民提案発表	市民
2月27日	那覇市議会全員協議会① 議題：第5次那覇市総合計画 市民提案について外	議会
3月13日	第4次総合計画の総括を行う	市
3月15日	那覇市議会全員協議会② 議題：第4次那覇市総合計画総括説明について 3月下旬 4常任委員会による所管事務調査	議会
4月17日	市議会から市長へ第4次那覇市総合計画に対する課題と提言	議会
4月20日	第2回那覇市総合計画審議会開催(35名を追加で委嘱し41名体制となる)	審議会
5月19日	那覇市議会全員協議会③ 議題：第5次那覇市総合計画基本構想(審議会への諮問案)の説明について外	議会
6月1日	第3回那覇市総合計画審議会開催 基本構想についての答申を決定 総括部会の開催状況 〔 4月28日 第1回総括部会 〕 〔 5月19日 第2回総括部会 〕 〔 5月29日 第3回総括部会 〕	審議会
6月5日	審議会から基本構想についての答申	審議会
6月13日	第5次那覇市総合計画基本構想(素案)を策定	市

年 月	取組内容	実施主体
6月14日	那覇市議会全員協議会④ 議題：第5次那覇市総合計画基本構想素案について	議会
6月19日	第5次那覇市総合計画基本構想（素案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）（7月19日まで）	市民
6月26日	市議会から市長へ第5次那覇市総合計画基本構想素案への評価と提言	議会
8月28日	第4回那覇市総合計画審議会開催 基本計画についての答申を決定 専門部会の開催状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>自治・協働・男女共同参画・平和・防災専門部会</li> <li>7月27日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月16日 第3回専門部会</li> <li>保健・福祉・医療専門部会</li> <li>7月24日 第1回専門部会</li> <li>8月 3日 第2回専門部会</li> <li>8月14日 第3回専門部会</li> <li>産業・観光・情報専門部会</li> <li>7月31日 第1回専門部会</li> <li>8月 9日 第2回専門部会</li> <li>8月18日 第3回専門部会</li> <li>子ども・教育・文化専門部会</li> <li>7月25日 第1回専門部会</li> <li>8月 1日 第2回専門部会</li> <li>8月15日 第3回専門部会</li> <li>環境・都市基盤専門部会</li> <li>7月28日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月17日 第3回専門部会</li> </ul>	審議会
9月1日	那覇市議会全員協議会⑤ 議題：第5次那覇市総合計画基本計画（審議会への諮問案）の説明について	議会
9月15日	審議会から基本計画についての答申	審議会
9月20日	第5次那覇市総合計画基本計画（素案）を策定	市
9月20日	第5次那覇市総合計画基本計画（素案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）（10月20日まで）	市民
9月21日	那覇市議会全員協議会⑥ 議題：第5次那覇市総合計画基本計画（素案）の説明について外 9月下旬 4 常任委員会による所管事務調査	議会
10月18日	市議会から市長へ第5次那覇市総合計画基本計画素案への提言	議会
11月13日	第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）（案）を策定	市
12月25日	第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）について修正可決 基本計画総論中「基本計画の期間」並びに基本計画各論中施策6の「取り組みの活動状況をみる指標」及び施策23の「現状と課題」が市議会によって修正された。	議会

## 第5次那覇市総合計画の策定に向けた 基本的な考えについて

平成23年8月1日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の法的な策定義務（および必須議決事項としての位置づけ）がなくなった。

今後策定する総合計画は、各市町村が自らの必

要性と判断によって策定する計画となる。

そのため、各市町村にとっての総合計画策定の必要性や、それに応じた総合計画の位置づけ・役割など、計画の本質的な部分を各市町村で規定していく必要がある。

### 1

#### 第5次那覇市総合計画の策定

総合計画は、まちづくりの目標を行政・住民が共有する手段として、予算編成や施策事業の実施など行政運営においても定着している。

総合計画（基本構想）策定義務づけの廃止は、「地方自治のガバナンスにおいて、基本構想及びこれに基づく総合計画が不要になった」と見るのではなく、「法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図ら

れ、市の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれる変わること」が求められていると解釈することができる。

第4次那覇市総合計画は、平成29年度をもってその計画期間を終える。

本市は、次期計画として平成30年度からの「第5次那覇市総合計画」を策定する。

### 2

#### 策定の根拠

現在、「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」及び「最上位の計画である。」とする那覇市総合計画を策定する根拠が明確でない状態である。

第5次那覇市総合計画策定に向け、那覇市総合計画の策定に関する条例（総合計画策定条例等）を制定し、法的根拠を整備するものとする。

なお、那覇市議会基本条例第14条第1項第1号に「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」と位置づけられており、議決事件としての法的根拠（条例）は整備されている。

### 3

#### 市民参画の機会

第3次那覇市総合計画における市民参画手法（「ユンタ区広場」など）の経験を参考とし、第4次那覇市総合計画は、「市民ニーズの反映、市民自治の拡充、市民との協働」を基本に、行政と市民との協働型により策定してきた。

第5次那覇市総合計画においても引き続き、市民との協働による計画づくりにより多様な

市民意見の反映に努めるものとする。

☆直接的市民参画

…市民協働大学院の機能と経験の活用

☆間接的市民参画

…アンケート調査・パブリックコメント・各種団体との意見交換会など

## 4

## 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

那覇市版総合戦略は、人口減少の克服や少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的としており、人口の動向分析や将来展望を描いた那覇市人口ビジョンを策定し、将来展望・長期目標として『将来にわたって人口30万人を維持し、みんなの笑顔が輝く「なは」』を掲げている。

那覇市版総合戦略は、長期人口ビジョンに掲

げた長期目標を達成するため、現在取り組み中の第4次那覇市総合計画に新たな地方創生からの視点を加え、総合戦略として再構築したものとなっており、その内容については、必要な範囲で第5次那覇市総合計画に反映させ、十分整合性が図られるよう留意するものとする。

## 5

## 策定の方法

市長決裁に基づき、「第5次那覇市総合計画」策定を開始する。

なお、那覇市総合計画策定委員会において

「第5次那覇市総合計画策定基本方針」を策定するものとする。

## 第5次那覇市総合計画策定基本方針

### 総合計画策定の趣旨

那覇市は、1978年の第1次那覇市総合計画以来、10年ごとに4次にわたり総合計画を策定し、社会インフラの整備とあわせて体系的なまちづくりに取り組んできた。

地方自治法の改正により、総合計画策定義務の法的根拠はなくなったものの、総合計画には、将来における自治体のあるべき姿と進むべき方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針としての役割が期待されており、

市民との協働によるまちづくりを進めるためにも総合計画の策定は必要である。

総合計画の策定に当たっては、人口の動向分析や将来展望を踏まえ、その影響や将来像をしっかりと考慮して対応を検討しなければならない。今後、成熟する社会においても、市民の日常が維持される持続可能な都市を実現するため、第5次那覇市総合計画を行政計画の最上位計画として策定する。

### 総合計画策定の根拠

まちづくりの指針としての総合計画に求められる役割に変化はなく、これまで策定の根拠としていた地方自治法に代わり総合計画を策定する根拠として「(仮称)那覇市総合計画策定条例」を

制定する。

なお、総合計画を策定するときは、那覇市議会基本条例(平成24年条例第78号)第14条第1号の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

### 総合計画の名称等

#### 名 称

第5次那覇市総合計画

#### 構 成

第5次那覇市総合計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

#### 計画期間

総合計画の計画期間は2018(平成30)年度から2027(平成39)年度までの10年間とする。5年を経過する時点で、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

実施計画は、3年を実施期間とし、毎年度改定する。

## 総合計画策定にあたっての視点

第3次那覇市総合計画においては、地方分権の流れを受けて「市民との協働」という新たな視点を打ち出し、市民参画の手法として「ユンタ区広場」を活用した。第4次那覇市総合計画においては、市民会議提案や市民アンケート結果を活用した。第5次那覇市総合計画においても、この視点を重視し、市民との協働によるまちづくりをさらに深化させる。

本市は、次期総合計画の計画期間中に市制施行100周年を迎える。第5次那覇市総合計画では、

これまでの100年で築き上げた風格を大切にするとともに、市政を取り巻く環境の大きな変化を見通しながら、これからの100年に向けた確実な一歩が踏み出せるよう、新たな礎をつくることを強く意識したい。

また、計画策定に当たっては、成熟する社会を迎えるなか、持続可能な都市を実現することを基本とし、地球規模の視野で考え、地域視点で行動するグローバルな姿勢のもと策定に取り組む。

主な策定の視点は、次のとおりとする。

### 1 新たな時代への種まき

人口ビジョンの推計から人口の減少局面を迎え、人口構成が大きく変化すると見通される中、大胆な発想の転換により都市基盤を再構築し、市民の暮らしを支える経済活動が活性化するよう、新たな時代を見据えた仕組み作りに取り組む。

### 2 協働によるまちづくりの推進

多くの市民参画を得たこれまでの総合計画を踏まえ、学生や事業者、各種団体の多層的な市民意見を集約し、公募市民で構成される「なは市民協働大学院」の機能と経験を活用する。

### 3 実効性の確保

第4次那覇市総合計画の評価の上に、今後の国県の動向はもとより、可能な限り社会情勢の変化を的確に捉えながら、厳しい財政状況下にあっても行財政改革の不断の努力により、那覇市の「あるべき姿」「ありたい姿」の実現に向け確実に対応する。

### 4 取組成果の重視

第5次那覇市総合計画が描く那覇市の将来像が、市民と行政がともに目指すまちづくりの目標となるよう、施策に取り組んだ結果得られる成果を指標として設定し、共有する。

### 5 策定過程の見える化

多様な主体との協働によるまちづくりを進めるために、広報紙やホームページ、フェイスブックといった媒体を活用した情報発信に努め、総合計画の策定状況を市民と共有する。

## 策定体制

### 1 那覇市総合計画策定推進本部

総合計画を策定する庁内の最上位組織。

### 2 那覇市総合計画策定幹事会

本部から求められた事項を協議、調整する庁内組織。

### 3 那覇市総合計画策定専門部会

専門的な事項を調査、審議する庁内組織。

### 4 部 局

基礎データの提供、各種団体との意見交換を行い、なは市民協働大学院への情報提供及び市民案をブラッシュアップする全庁体制。

### 5 なは市民協働大学院

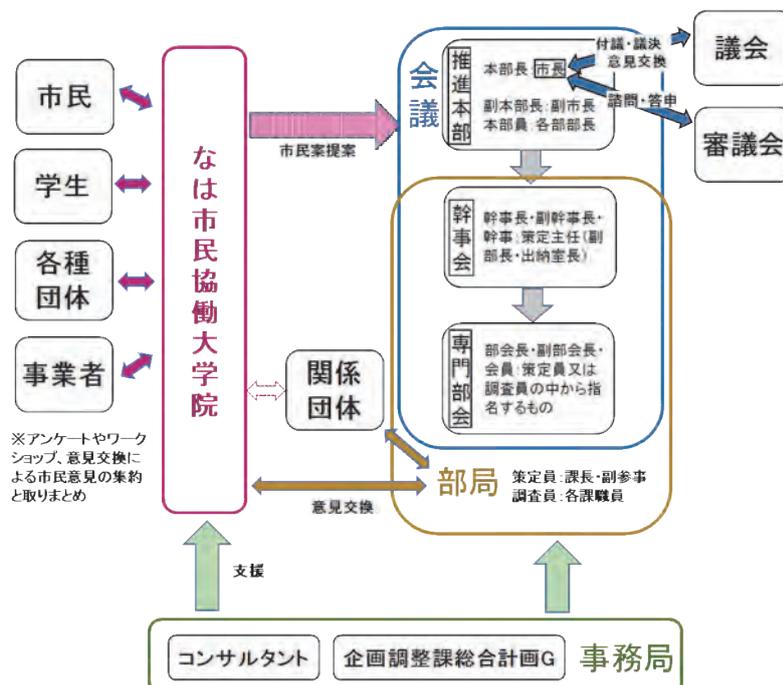
協働によるまちづくりに熱い想いを抱く公募市民で構成され、市民アンケートや各種団体との意見交換により市民ニーズを的確に反映し、基本構想及び基本計画市民案を提案する。

### 6 那覇市総合計画審議会

市長の諮問に対し、総合計画を専門的・総合的観点から審議するための附属機関。

### 7 事務局(企画調整課)

総合計画策定作業の事務の統括を行う。



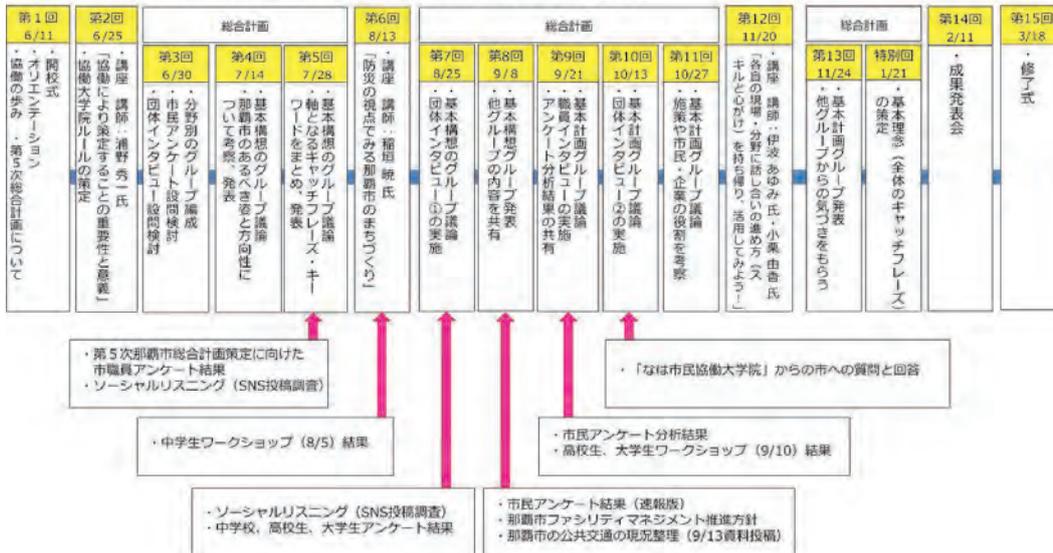
那覇市総合計画策定推進本部設置要綱

## 策定スケジュール (基本方針 策定当時のスケジュール案)

年 月	主な内容	庁議・ 本部会議	幹事会 専門部会	協働 大学院	審議会	パブリック コメント	議会	
平成 28 年度	3月	3月17日：策定に向けた考え方の確認	キックオフ					
	4月	4月26日～：本部会議設置、スケジュール、基本方針確認、パブリックコメント（総合計画策定条例について）	本部会議設置			PC		
	5月		総合計画策定推進本部会	総合計画策定幹事会・専門部会	受講生募集			
	6月	6月定例会へ総合計画策定条例付議／協働大学院開講						付議
	7月							時宜に応じた進捗報告・意見交換
	8月					なは市民協働大学院		
	9月							
	10月							
	11月							
	12月	総合計画素案作成開始						
	1月	審議会へ諮問／協働大学院成果発表						
	2月							
3月								
4月								
平成 29 年度	5月							
	6月							
	7月	パブリックコメント（基本構想について）				PC		
	8月							
	9月							
	10月	パブリックコメント（基本計画について）				PC		
	11月	審議会答申						
	12月	12月定例会へ総合計画付議					付議	
	1月	市長決裁	承認 市長決裁					
	2月							
3月								

なは市民協働大学院からの市民提案

平成28年度 なは市民協働大学院 発表会までの経過



自治・協働・平和・防災・防犯・  
男女共同参画・人権の分野においてめざすまちの姿  
多様なつながりで共に助け合う  
～小さな「わ」でつながる大きな「WA」～

【めざすまちの姿に込めた想い】

「防災・防犯の基礎は自治・協働」というビジョンを基に10年間をかけて防災・防犯の那覇市を創っていきたく考えました。

都市化された那覇市は、自治会加入率が低く地域のつながりが弱いと思われがちですが、スポーツや趣味などのサークル活動は盛んに行われています。小さなつながりを大きなものにして自治・協働のまちづくりを10年間をかけてコツコツと行っていきたく考えました。

そのための取っ掛かりとして、非日常を想定した防災に関する活動から自治・協働・平和・男女共同参画・人権の都市を築いていきたく考えています。非常時においては、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たさなければなりません。日常から非日常を意識した取組みを行うことで、小

さな「わ」でつながる大きな「WA」をつくっていきたく考えています。

まちづくりの基礎は、自助、近助、互助、共助、公助であると考えますが、まちづくりにおいて最大の障壁となるものが無関心であることです。サークル活動などが小さなコミュニティを形成していることを再確認し、正確な情報でまず自助、おせっかいを焼いて近助、みんなで備えて互助と共助、最後に計画性のある行政の公助でつながるまちをめざします。

近助とは、おせっかいを基本にした自然に出てくる助け合いを指す言葉として第5次総合計画のために作った造語です。



保健・福祉・医療の分野においてめざまちの姿  
**私らしく生きるしあわせを**  
**お互いに輝き、支え合うまち**

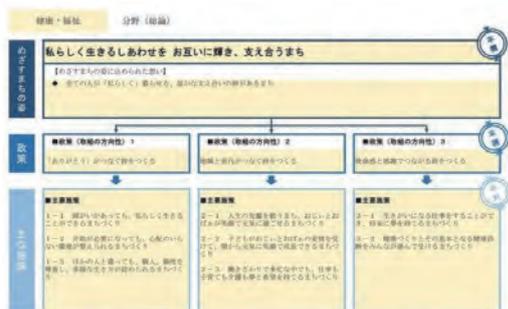
**【めざまちの姿に込めた想い】**

全ての人、どの世代の人も「私らしく」暮らせる、温かな支え合いの絆があるまちをめざします。

那覇市では、健康診断を受けている若者の割合が低いため、年齢を重ねて内臓疾患を患う人の割合が高くなる傾向があります。健康なうちから早期発見・早期治療に取り組むような意識改革が必要です。健康であることに感謝し、生きがいになる仕事をする事ができ、将来に夢を持てる使命感と感謝でつながる絆をつくりまします。

障がいがあっても私らしく生きることができ、介助が必要になっても心配がいない環境が整い、ほかの人と違って、個人や個性を尊重し多様な生き方が認められる「ありがとう」がたぎる絆をつくりまします。

お年寄りが敬われ笑顔に元気に過ごし、子どもがお年寄りの愛情を受け育まれ、働き盛りの世代が仕事も子育ても介護も夢と希望を持てる地域と世代がつながる絆をつくりまします。



子ども・教育・文化の分野においてめざまちの姿  
**豊かな学びと文化が薫る**  
**わたった一自慢のふるさと那覇**

**【めざまちの姿に込めた想い】**

那覇市に愛着を持つ人がさらに増えるよう、那覇市の良さを再発見し、世代を超えた絆で若者が輝くまちづくりを進め、那覇市を旅立っていった

方々もいつかは戻りたい私たちの自慢のふるさととしての発展をめざします。

世代を超えた多様な文化が花咲き、文化・芸術・教育に関心の高い華やか文化が薫るまちづくりを進めます。

こどもの夢が広がり、こどもを育てる幸せを感じる子育て環境が整ったまちづくりを進めます。

いつでもだれでも気軽にスポーツを楽しみ、学びたい時に学べる環境をつくり豊かな学びを“うまんちゅ”が実践できるまちづくりを進めます。



観光・産業・情報の分野においてめざまちの姿  
**ふれあう つながる ひろがる**  
**国際都市てんびす なは**

**【めざまちの姿に込めた想い】**

かつて私たちの祖先は万国津梁の精神でアジアの国々と貿易を行って来ました。現在、那覇空港の第2滑走路の整備が進められており、世界のハブになる可能性を秘めています。人と人がふれあうことでつながりがうまれ、その輪が広がっていくことで絶えず人が行き交う賑わいのあるまちをめざします。

32万市民が「な一ふあ観光大使」となり“なはらしい”おもてなしで世界が集う国際都市をめざします。

“なはならでは”のサービス・ものづくりをプロデュースできる人材の育成と雇用の促進、観光と産業を融合させた“なはらしい”ビジネスモデルを創出し産業の振興をおこないます。

伝統文化を継承しつつ、国際的新文化創出と支援を促進することで文化都市としての魅力向上を図ります。



環境・都市基盤の分野においてめざすまちの姿  
都市機能と自然環境が調和した  
世界に誇れるまち

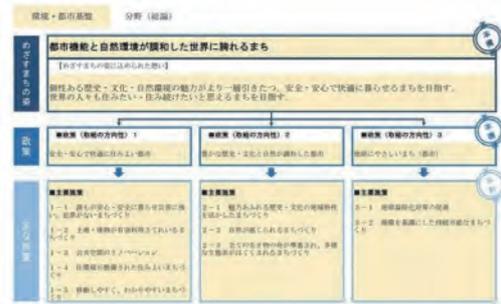
### 【めざすまちの姿に込めた想い】

個性ある歴史・文化・自然環境の魅力がより一層引き立つ、安全・安心で快適に暮らし、世界の人々も住みたい・住み続けたいと思えるまちをめざします。

那覇市の自然環境は、戦争によって壊滅的なダメージを負い、戦後は都市開発が優先されたことにより大きく変化してきました。市内に残った貴重な自然環境を後世に残し、新たな潤いのある都市環境を創出します。そして、亜熱帯性気候に属する離島県である本市の生態系をまもり、地球環境にやさしいまちをめざします。

人口減少による税収の落ち込みにより公共施設の維持管理が難しくなることが想定されることから、公共空間のリノベーションに取り組み、住みよく、楽しく、豊かなまちをめざします。

高齢者、障がい者、観光客を含め全ての人々が容易に移動でき、土地・建物が有効活用された快適で住みよいまちをめざします。



# 那覇市総合計画審議会による審議

## 第5次那覇市総合計画 〔基本構想及び基本計画〕について（諮問）

諮問第 1 号  
平成29年2月3日

那覇市総合計画審議会会長 様

那覇市長 城間 幹子

第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）について（諮問）

第5次那覇市総合計画を策定するにあたり、那覇市総合計画審議会規則第2条の規定により、第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）について諮問します。

記

（諮問事項）

1 第5次那覇市総合計画「基本構想」について  
2 第5次那覇市総合計画「基本計画」について

（答申時期の目安）

1 については 平成29年6月初旬頃  
2 については 平成29年8月頃

## 第5次那覇市総合計画 〔基本構想〕について（答申） — 抄 —

平成29年6月5日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市総合計画審議会  
会長 仲地 博

第5次那覇市総合計画  
〔基本構想〕について（答申）

平成29年2月3日に那覇市長より諮問のあった第5次那覇市総合計画「基本構想」について諮問案を審議した結果、基本構想（案）については、概ね妥当と認めます。

ただし、基本構想の立案に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に活かされますよう要望し、別紙のとおり意見と審議会としての基本構想（案）を付して答申します。

別紙1 基本構想（諮問案）への意見  
別紙2 基本構想（審議会案）

### 別紙1 基本構想（諮問案）への意見

## 1 総論

- (1) 市民とともに進めるまちづくりについて  
市民との協働によるまちづくりを進める指針

となる総合計画は、市民に分かりやすい計画とする必要がある。

### (2) 平和行政に臨む姿勢について

那覇市がこれまで強く発信してきた「平和への想い」を第5次総合計画においても基本構想にしっかりと位置づけるべきである。

### (3) 来訪する外国人への視点について

国際性豊かな万国津梁のまちを標榜するからには、近年増加傾向にある外国籍の来訪者、滞在者への視点も考慮する必要がある。



## 2 各論

### (1) まちづくりの将来像について

まちづくりに関わってきた市民の力を、これからもつないでいくことにより、那覇市がさらに発展すると考えることから、市民提案を基にした「まちづくりの将来像」の表現については、那覇市の方向性を明示したものであり適当であるとする。

### (2) まちづくりの姿勢について

誰もが住みよいまちを築くためには、まちづくりの担い手一人ひとりを結び付ける「絆」が重要であり、障がい者への視点や性の多様性への視点は、今日のまちづくりの姿勢として欠かせないものである。

## (3) めざすまちの姿について

### ① 多様なつながりで共に助け合い、

#### 認め合う安全・安心に暮らせるまちNAHA

市民から提案された「小さな『わ』を大きな『WA』につなげる」ことや「近助」という言葉は、まちづくりに寄せる市民の想いが込められており、協働によるまちづくりを進める那覇市にとっては非常に大切なキーワードとなると考える。

### ② 互いの幸せを地域と福祉で支えあい

#### 誰もが輝くまちNAHA

沖縄県全体の課題でもある健康づくり施策にしっかりと取り組むべきである。また、子ども、お年寄りも、障がいのある人もない人も安心して暮らしていけるようセーフティネットを構築する必要がある。

### ③ 未来を拓き豊かな学びと文化が薫る

#### 誇りあるまちNAHA

子どもや文化の分野は、それぞれが独立して柱となるほど重要な分野である。また、子どもが主体性を持って健やかに成長することに重点を置くべきである。那覇市が率先して取り組んできたしまくとぅばの普及に積極的に言及すべきである。

### ④ ヒト・モノ・コトが集い、育ち、

#### ひろがる万国津梁のまちNAHA

これからの沖縄は、観光レジャー・リゾートに加え、ビジネス交流の拠点ともなるため、リゾートとビジネスが融合する都市としての発展を考える必要がある。また、産業を支える生活者の視点から労働環境を整える必要がある。

### ⑤ 自然環境と都市機能が調和した

#### 住みつづけたいまちNAHA

住みよいまちや来訪者にとって魅力的なまちにするためには、那覇らしい景観づくりの重要性を認識し、自然環境を守りながら沖縄らしい亜熱帯庭園都市をめざすとともに、災害に強い都市基盤を構築する必要がある。

## (4) 重点取組事項について

伝統の中に新しい仕組みを取り入れるまちづくりを泡盛の「仕次ぎ」に例えることは、比喻表現としては魅力的であるが、若い人の中には「仕次ぎ」が分からない人もいるため、丁寧な説明が必要である。

## (5) 基本構想を推進するためについて

市民一人ひとりがまちづくりの主演となり、協働によるまちづくりをさらに深化させるために、行政の責務を明示することは意義がある。市民との信頼をさらに深める職員の育成に努め、効率的で効果的な行財政運営に取り組んでもらいたい。

## (6) 将来人口について

第5次総合計画期間終了後の平成40年の人口の目標を315,000人としており、計画期間終了時点で人口減少問題に対する取り組みを検証することとなるが、目標値を達成するために、しっかりと諸施策に取り組むことを望む。

## 別紙2 基本構想(審議会案) [省略]

## 第5次那覇市総合計画 「基本計画」について答申 一抄一

平成29年9月15日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市総合計画審議会  
会長 仲地 博

平成29年2月3日に那覇市長より諮問のあった第5次那覇市総合計画「基本計画」について基本計画（原案）を審議した結果、基本計画（原案）については、概ね妥当と認めます。

ただし、基本計画の決定に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に活かされるとともに、決定後は、実効性のある計画の推進に努められるよう要望し、別紙の意見を付して答申します。

別紙 基本計画（原案）への意見

### 1 総論

- 基本計画の施策によっては、認識されている課題に対する取り組みが見えないなど記述の濃淡が見られる。総合計画が、10年という長期間にわたる計画の性質上、説明が不足した状態では、施策の意図することが継承されなくなる恐れがあるため、記述内容を充実すべきである。
- 施策に設定する指標については、施策の進捗状況を市民と共有するために、各施策における取り組みと連動した、複数の指標の設定を検討してもらいたい。また、指標の現状が、目標とする値を上回っている場合においては、目標値の上方修正を検討してもらいたい。
- 現状と課題をわかりやすく認識するために、統計数値を用いるとともに、グラフや写真を用いて、可視化することを心がけてもらいたい。
- 那覇市の未来に向けての取り組みとして、この第5次総合計画の進捗状況に、市民が注目し、評価していく仕組みの構築が望まれる。たとえば、校区まちづくり協議会等の小地域との協働による総合計画の評価手法を確立するこ

とにより、それぞれの地区のニーズを把握し、総合計画に活かしていくことで、市民のまちづくりに寄せる想いも深くなるものと期待する。

- 今後、行政ニーズは益々高まっていくと推測される中で、貴重な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報をより効率的で、効果的に配分することが求められ、それに対応する組織のあり方が問われてくると思慮している。多様な主体との協働の推進、部局間における施策の連携により、基本構想に描く「めざすまちの姿」に向けて、さらなる推進力を生みだすことを期待する。
- 性の多様性を尊重する那覇市の取り組みを評価している。その取り組みを発展させるため、基本計画に基づく実施計画の立案に当たっては、全ての分野において、世代や性別、性自認、性的志向、国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての人々に優しい社会を築いていくことに留意されたい。
- 現在の社会情勢はめまぐるしく変化を遂げており、総合計画の計画期間中の10年間では、現状では捕捉できない課題が表面化してくると推察される。変化の激しい時代に対応するためにも、5年目で計画の見直しを図る等柔軟に取り組む必要がある。

### 2 各論

- (1) ①多様なつながりで共に助け合い、認め合う  
安全・安心に暮らせるまちNAHA  
②市民との信頼を深め、効率的で効果的な行  
財政運営を行う

当該分野においては、自治・協働・男女共同参画・平和・防災・防犯に関する施策が示されている。基本構想の「みんなでつなごう市民力」にあるように、市民の力をつないでいくことは、

自治の原点である。日常の防災、防犯力を高める取り組みと自治力を高めることは密接な関係にあると考える。そのために、世代や性別、性自認、性的志向、国籍、障がいの有無にかかわらず、「みんな」がつながることが重要である。これについて、次のように提言する。

地域の特性を活かして、自治会の活性化を図りながら、自治会やNPO、企業等地域の様々な団体をつなげる、校区まちづくり協議会を全市域に広げていくことで、自治会の役割の再認識や、那覇市協働大使の活動の活性化にもつながると期待している。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。一方で、活動の拠点となる場所があることで、まちづくりへの機運が高まり、校区まちづくり協議会が広がりを持つことを期待し、小学校をその場所とする施策を推進する必要がある。また、性別を問わず組織のリーダーとなる人材の育成・発掘も非常に重要である。

災害時への備えは、平常時からの取り組みが非常に重要であり、今後益々増加する外国からの来訪者への対応とともに、有用な資格を保持している人材を把握し災害時に速やかな活動が可能となるようなシステムの構築も必要である。

戦後70年を超え、戦争の記憶が風化しつつあることを危惧している。戦争の記憶を若年層へ継承する取り組みを工夫する必要がある。また、友好・姉妹都市との交流の中で、国際的に活躍する人材が育つことを望む。

今次の総合計画は、行政のあるべき姿を明示していることに特徴がある。職員のあるべき姿として、地域に貢献する職員の育成を望む。行政と市民とのコミュニケーションを活性化させるために、双方向のコミュニケーションツールの改善と周知を図る必要がある。持続可能な行財政運営のためには、歳出削減に偏ることなく、新たな歳入の確保策を検討してもらいたい。

(2)互いの幸せを地域と福祉で支えあい誰もが輝く

## まちNAHA

当該分野においては、保健・福祉・医療に関する施策が示されている。子どもから高齢者まで全ての市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりが重要であり、その結果、社会を支える元気な高齢者が増えることにつながる。これについて、次のように提言する。

地域で暮らし、地域で支えるまちをつくるためには、「自分たちの地域は自分たちで何とかしよう」という意識が働くことが重要であり、福祉の圏域を、従来よりも小さな圏域で再構築することが適当であり、小学校区をその圏域として位置付ける必要がある。障がいのある人の権利に関する理解を促進し、安心して暮らせる環境を構築するとともに、元気な高齢者の健康づくりにも重点を置かなければならない。子どもの貧困対策については、地域と連携した取り組みをすすめるとともに、長期的な視点に立ち取り組みを継続することが重要である。

健康づくりについては、成人の健康づくりに偏ることなく、次世代の健康づくりに対する取り組みも重要である。その場合、福祉や教育の分野等との連携を強化する必要があるため、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

本市の個別行政分野の計画を基礎に基本計画が構成されているが、国の指針においては、本市の個別行政分野の計画を大幅に上回る目標を設定している分野もあり、国の指針を先取りしていくような取り組みを記載しておくことも重要である。

## (3)未来を拓き豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA

当該分野においては、子ども・教育・文化に関する施策が示されている。本市が、継続的に発展するためには、次代を担う子ども達が、自らの力で夢や希望を育くむとともに、生涯にわたる学習機会や文化にふれながら、様々な分野で活躍することができる人材の育成が重要であ

る。これについて、次のように提言する。

課題解決型の施策を優先せざるを得ない事は理解するが、子どもの成長を楽しむことのできる施策に積極的に取り組み、子育てが楽しくなるまちづくりを行う必要がある。

近年、社会問題となっている待機児童対策については、施設の充実に取り組んできたことは評価するが、一方で、保育士の処遇等の改善がなされ、保育士の確保に取り組まなければ保育の質の低下を招きかねない事を指摘しておきたい。子どもの貧困対策については、貧困状態にある子どもだけでなく、若年出産・妊娠といった問題を抱えた母親に対しても、負の連鎖を断ち切るためのアウトリーチが必要であり、子育て世代包括支援センターには、そのような機能を備えることを期待する。成長する過程で壁にぶつかる子ども達には、行政だけでなく、地域で活動する団体と協働で寄り添う取り組みが必要である。

核家族化が進行する中において、学校を学びや育ちの拠点として多世代間の交流を推進することで、人間性豊かな子ども達が育まれるだけでなく、しまくとぅば等の文化も継承されることが期待される。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

#### (4)ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまちNAHA

当該分野においては、産業・観光・情報に関する施策が示されている。沖縄県内の景気は、リーディング産業である観光関連産業が好調に推移していること等から、好調を維持しており、本土景気、海外経済の動向等の影響を注視する必要があるものの、しばらくは、この傾向が続くものと思われる。沖縄県の海と空の玄関口である本市は、沖縄県全体の発展を見据えた施策に取り組む必要がある。これについて、次のように提言する。

沖縄県においては、「沖縄21世紀ビジョン」や

それらの関連施策を補完・強化・促進させるため「アジア経済戦略構想」を策定し、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の発展を加速させる具体的な戦略を示している。沖縄経済をけん引する基軸となる5つの重点戦略のうち、観光産業、情報通信産業及び物流産業が、本市において重要な産業となることから、沖縄県と連携し、諸施策に取り組まれない。

沖縄県への観光客数は大幅に増加し、特に外国人観光客数はこの数年で約7倍も増加するなど国際観光地としての認知度が着実に高まっている。観光関連産業は、安全、安心、快適である当地のイメージが重要であり、それらへの施策は、好調な時期にこそ取り組まなければならないものと認識されたい。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

「稼げるまちをつくる」ことについては、行政の経済振興に対する意識が変化してきているものと評価するが、それを実感できるように、市民所得を向上させることが出来たかどうかを可視化できる指標を設定すべきである。

労働力不足に関する問題については、外国人労働者の活用の推進を含め必要な支援策を検討するとともに、人材育成の取り組みを強化すべきである。

指標の設定については、様々な取り組みを進める上で、施策に対し1つの指標のみでは不十分であり、取り組みと連動した適切な数と内容が伴った指標設定が望ましい。

#### (5)自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまちNAHA

当該分野においては、環境・都市基盤に関する施策が示されている。自然環境の保全や都市基盤の整備は、長期的な視点に立った施策の立案が望ましい。これについて、次のように提言する。

現時点では表面化していない問題であっても、今後、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるもの

については、基本計画に明示しておき、その影響を最小限に抑えるよう努めてもらいたい。特に、那覇らしい景観や自然環境を維持・創造していくうえで、外来の植物や動物の存在を課題として認識し、課題を克服する取り組みを期待する。

都市基盤の整備については、快適であることに加え、安全であることが安心につながるよう日常の維持管理の視点を強化してもらいたい。災害時の避難場所や避難経路となる都市機能については、行政の各分野と連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要であるため、他の施策との関連も含め表現を工夫してもらいたい。

本市における慢性化した交通渋滞は、長年の懸案事項である。みどりゆたかな道路整備とともに、自転車道のネットワークづくりに努め、多様な移動手段の環境確保に取り組むことで、過度に車に頼りすぎないまちづくりをすすめる必要がある。

本市のリーディング産業である観光関連産業をさらに振興する上で重要となる都市の景観については、固有の風土を活かした伝統的な那覇の景観を守り、育て、創造することを基本とし、維持管理の視点を強化することにより、次世代へ引き継ぐ姿勢を示してもらいたい。



## 那覇市総合計画審議会委員名簿

	No.	氏名	所属及び役職	備考
	1	仲地 博	沖縄大学 学長	会長、統括部会長
（自治・協働・防災） 専門部会	2	佐藤 学	沖縄国際大学 法学部 教授	部会長、副会長、 総括部会副部会長
	3	矢野 恵美	琉球大学 法務研究科 教授	副部会長
	4	上地 幸市	沖縄大学 人文学部 特任教授	
	5	原 国 政 法	那覇市協働によるまちづくり推進協議会 副会長	
	6	當 間 勇	那覇市自治会長会連合会 会長	
	7	新城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員会連合会 会長	
	8	玉橋 朝 淳	学校法人SOLA沖縄学園 教育顧問	
	9	金 指 明 典	平成28年度なは市民生協大学院	
	（医療・健康・福祉） 専門部会	10	山代 寛	沖縄大学 人文学部 教授
11		山城 千秋	那覇市医師会 会長	副部会長
12		山城 章	那覇市社会福祉協議会 事務局長	
13		阿波連 由美子	沖縄県看護協会 副会長	
14		高 嶺 豊	那覇市身体障害者福祉協会 会長	
15		新 本 当 彦	那覇市地域包括支援センター連絡会 会長	
16		上 里 芳 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事	
17		續 洋 子	平成28年度 なは市民協働大学院	
（子ども・教育・文化） 専門部会	18	山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学保育科 特任教授	部会長、総括部会
	19	背 戸 博 史	琉球大学 地域連携推進機構 教授	副部会長
	20	平 田 美 紀	沖縄女子短期大学 学長補佐	
	21	安 里 恒 男	那覇市立城南小学校 校長	
	22	大 城 明 美	那覇市青少年健全育成市民会議 副会長	
	23	坂 晴 紀	NPO法人エンカレッジ 理事長	
	24	仲 田 美加子	那覇市文化協会 会長	～ H29.6.1
		西 原 篤 一	那覇市文化協会 会長	H29.6.1～
25	加 藤 美奈子	平成28年度なは市民協働大学院		
（産業・観光・情報） 専門部会	26	下 地 芳 郎	琉球大学 観光産業科学部 教授 学部長	部会長、統括部会
	27	西 里 喜 明	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会 会長	副部会長
	28	石 坂 彰 啓	沖縄ツーリスト株式会社 執行役員	
	29	西 澤 裕 介	日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター 所長	
	30	仲 村 兼 作	(株)リウボウストアー 常務取締役	
	31	久 高 豊	りゅうぎん総合研究所 常務取締役	
	32	根路 銘 勇	沖縄県情報産業協会 会長	
	33	宮 地 順 子	平成28年度 なは市民協働大学院	
（環境・都市基盤） 専門部会	34	堤 純一郎	琉球大学 工学部 教授	部会長、総括部会
	35	赤 嶺 雅	沖縄県立芸術大学 美術工学部 教授	副部会長
	36	親 川 修	NPO法人バリアフリーネットワーク会議 理事長	
	37	上 原 辰 夫	沖縄環境経済研究所 代表取締役	
	38	大 城 邦 夫	沖縄ガス株式会社 取締役	
	39	大 城 千 秋	沖縄県宅地建物取引業協会 常務理事	
	40	伊良波 朝 義	沖縄県建築士会	
	41	玉 城 浩 次	平成28年度 なは市民協働大学院	

## 那覇市総合計画策定条例

南海の勝地といわれたかつての琉球王国は、万国津梁の精神で大海原を舞台にアジアに雄飛した。私たちの那覇市は、大交易時代に栄華を極めた王府・首里城がおかれた地として、その輝かしい歴史を、今に引き継いでいる。

平和で心豊かな暮らしは、先の沖縄戦で打ち砕かれ、全てが焦土と化した。絶望に打ちひしがれながらも、たくましく立ち上がり、戦後の復興の歴史を、本市の輝かしい発展の歴史に重ねてきた。

人々の尊い歩みにより少しずつ都市としての風格を備えてきた本市には、生活の場となる良好な住宅地が整い、国、沖縄県等の公的機関が集まるとともに企業が本拠を構え、賑わいのある店舗が軒を連ねている。今や、名実ともに県都として、商都として、更には経済発展が著しいアジアの玄関口として、沖縄県の政治経済の中心地となっている。住む人、来る人、働く人、行き交う人々に笑顔と活気があふれ、まち全体に躍動感がみなぎっていることが私たちの大きな誇りである。今を生きる私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力の上に、長い歴史を積み重ねてきた那覇市を、確実に次の世代に引き継がなければならない。

那覇市総合計画は、これまで羅針盤のように私たちに夢と希望に満ちあふれた明るい未来を示し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきた。これからも、市民との協働により創り上げていく総合計画を本市のまちづくりの指針として位置づけるべく、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等について必要な事項を定めることにより、本市における総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示すものをいう。

### (総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の最上位の計画として総合計画を策定する。

### (市民意見の反映)

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### (総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）別表に定める那覇市総合計画審議会に諮問するものとする。

### (議会の議決)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例（平成24年那覇市条例第78号）第14条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策に係る基本的な計画を策定し、又は変更するに当たっては、

総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

※市議会によって第4条が追加修正された。

## 那覇市総合計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 那覇市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、那覇市総合計画策定推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に係る調査及び検討に関すること
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名するところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(代理出席)

第6条 本部員(上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、次条第2項の策定主任が当該本部員に代わって本部の会議に出席するものとする。

(策定主任、策定員及び調査員)

第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部(消防局、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。)に策定主任、策定員及び調査員(以下「策定主任等」という。)を置く。

2 策定主任は各部に属する副部長(消防局にあつては次長)及び出納室長を、策定員は各部に属

する課長、担当副参事、副参事その他これらに相当する職員（以下この項において「課長等」という。）を、調査員は各課（これに相当する組織を含む。）に属する職員（課長等を除く。）をもって充てる。

## （策定主任等の職務等）

- 第8条 策定主任は、本部員の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針案及び具体的計画案を取りまとめ、これらに関連する連絡調整を行う。
- 2 策定員は、策定主任の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針及び具体的計画を立案し、これらに関連する連絡調整を行う。
- 3 調査員は、策定員を補佐し、策定員の指揮を受けて部の総合計画に係る事務事業の計画及び資料の収集整理を行う。
- 4 策定主任等は相互に連携・協力するものとする。
- 5 策定主任及び策定員は、必要と認めるときは、関係する策定主任等に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

## （幹事会）

- 第9条 本部長の命を受けて、本部に提出する事項又は本部から求められた事項について協議調整するため、本部の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事は、策定主任をもって充てる。
- 5 第4条、第5条及び第6条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員」と読み替えるものとする。

## （専門部会）

第10条 幹事会は、必要に応じ専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の会員は、幹事会の議を経て幹事長が幹事、策定員又は調査員の中から指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。
- 4 第4条、第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員又は調査員」と読み替えるものとする。

## （庶務）

第11条 本部の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

## （委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 別表(第3条関係)

上下水道事業管理者 教育長  
政策統括調整監 総務部長 企画財務部長  
市民文化部長 経済観光部長 環境部長  
福祉部長 健康部長 こどもみらい部長  
都市計画部長 建設管理部長 消防局長  
会計管理者 上下水道部長 生涯学習部長  
学校教育部長

# 那覇市総合計画策定専門部会設置要綱

## (設置)

第1条 那覇市総合計画（以下「総合計画」という。）に係る専門的な事項を調査審議するため、那覇市総合計画策定推進本部設置要綱（平成28年4月26日市長、教育長及び上下水道事業管理者決裁）第10条第1項の規定に基づき総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## (担当事務)

第2条 専門部会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の原案を作成すること（達成指標及び目標値の設定を含む。）
- (2) 市の現状及び課題を整理すること。
- (3) 「なは市民協働大学院」に対する資料及び情報の提供を行うこと。
- (4) その他総合計画策定に関すること。

## (専門部会)

第3条 専門部会は次に掲げるものとし、第2条に掲げた担当事務を行政分野ごとに行うものとする。

- (1) 自治・協働・平和・防災専門部会
- (2) 保健・福祉・医療専門部会
- (3) 子ども・教育・文化専門部会
- (4) 産業・観光・情報専門部会
- (5) 環境・都市基盤専門部会

## (会員)

第4条 専門部会の会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の職にある者を加えて会員に充てることができる。

## (庶務)

第5条 専門部会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

## 別表(第4条関係)

専門部会	会 員
自治・協働・平和・防災専門部会	総務課市民防災室長、秘書広報課長、平和交流・男女参画課長、人事課長、行政経営課長、納税課長が指名する者、市民生活安全課長が指名する者、まちづくり協働推進課長、消防局総務課長
保健・福祉・医療専門部会	福祉政策課長が指名する者、障がい福祉課長、チャージンじゅう課長、保護管理課長、特定健診課長、健康増進課長、地域保健課長、生活衛生課長
子ども・教育・文化専門部会	文化振興課長、文化財課長、こども政策課長が指名する者、こどもみらい課長、子育て応援課長、生涯学習部総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、施設課長、学校教育課長、学務課長、教育相談課長
産業・観光・情報専門部会	情報政策課長、商工農水課長が指名する者、なはまちなか振興課長、観光課長
環境・都市基盤専門部会	環境政策課長が指名する者、廃棄物対策課長、環境保全課長、環境衛生課長、都市計画課長、建築指導課長、市街地整備課長、建設企画課長、道路建設課長、花とみどり課長、道路管理課長、公園管理課長、市営住宅課長、企画経営課長、水道工務課長、下水道課長

## 那覇市総合計画審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の総合計画策定に関する必要な事項を調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 学識経験者  
(2) 関係行政機関の職員  
(3) 関係団体の役員  
(4) 市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、一の諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。  
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。  
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (部会)

第8条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。  
3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。  
4 部会長は、部会の会務を掌理する。  
5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

## (幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。  
2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。  
3 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐し、書記は、上司の命を受けて会務に従事する。

## (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
1	1	市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
		市民等との協働事業の件数をみることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。協働事業を明確にしその推進を図るため、庁内に周知します。			
	2	校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
地域活動が小学校区単位で行われ、協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。全市域に協議会の設立を目指します。				所属把握	
3	3	なほ市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)
		市民活動センターの利用状況を把握することで、市民活動団体の連携状況を確認する指標です。市民活動支援センターの周知を図り広く利用を促進します。			
2	4	なほ市民協働大学・大学院卒業者数	319人 (2016年)	719人	1,119人
		協働によるまちづくりを実践する人材の育成・発掘を行っている協働大学・大学院の卒業者数をみることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。			
	5	協働大使委嘱者数	867人 (2016年)	1,267人	1,667人
		協働によるまちづくりを実践している協働大使の委嘱者数をみることで、まちづくり活動の浸透度を測ります。			
	6	那覇市人材データバンク登録者数(累計)	9人 (2016年)	250人	470人
		協働によるまちづくりの推進度合いを測る指標です。市民が地域で活躍し、貢献できる場を設定します。			
	7	まちづくり活動に参加している市民の割合	30.9% (2016年)	36.9%	42.9%
協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。抜本的な取り組みを行い、市民参加を促す取り組みを図ります。				市民意識調査	
3	8	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数	195団体 (2016年)	200団体	215団体
		安全で住みよいまちづくりの推進には、保安灯の普及と地域コミュニティの醸成を図る必要があることから、地域住民が管理する保安灯団体数の増加を指標とします。			
	9	交通指導員が2名以上配置されている小学校区数	25校区 (2016年)	30校区	36校区
交通指導員の配置を全小学校区で2人以上確保することで、登下校時の交通事故防止と見守り活動の強化を図ります。				所属把握	
4	10	消費者教育に関する講演・研修会の開催回数	6回 (2016年)	11回	12回
		自立した消費者育成及び消費者被害の未然防止のため消費者教育の周知・啓発を図ります。			
	11	消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合	18% (2016年)	19%	20%
		消費生活センターに寄せられた相談や苦情等について迅速かつ適正に解決または救済を図ります。			

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
5	12	自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	15回 (2016年)	20回	25回
		自治会等に対して実施する防災講話等の単年度実施回数を指標とします。			所属把握
	13	災害時応援協定締結事業者数(累計)	158事業者 (2016年)	180事業者	200事業者
		災害時応援協定締結事業者数の累計数を指標とします。			所属把握
14	住宅用火災警報器の設置率	53.2% (2016年)	65%	80%	
	住宅用火災の早期発見につなげる状況を見る指標です。個別訪問によって、一部設置・条例適合率の向上を目指します。			消防庁一斉調査	
6	15	青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100人 (2016年)	120人	140人
		戦争の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていくための事業であることから、派遣した生徒数(延べ人数)を指標とします。			所属把握
16	平和事業の充実	3件 (2016年)	5件	10件	
	戦争の体験を伝え、平和の尊さを広める機会の実施状況を見る指標です。平和交流・男女参画課において主催・共催する平和事業の充実を図ります。			所属把握	
7	17	那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数	140人 (2017年)	185人	215人
		姉妹・友好都市交流と青少年の国際感覚をもった人材育成につながる事業であることから、派遣した児童生徒数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			所属把握
18	那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数	33人 (2017年)	43人	53人	
	市民との交流と移住国との友好親善に資する事業であることから、海外移住子弟研修生の受入人数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			所属把握	
8	19	審議会等委員の女性登用率	37.9% (2015年)	39%	40%
		女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する指標。各審議会において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とまらない状態をめざします。			所属把握
20	なは女性センター講座の延べ受講者数	24,961人 (2016年)	28,560人	31,560人	
	なは女性センター主催講座の受講者数から、男女共同参画についての意識啓発を見る指標。男女共同参画の推進につながる講座の開催に取り組みます。			所属把握	
9	21	「地域見守り隊」の結成数	33団体 (2017年)	60団体	80団体
		「地域見守り隊」は、地域での孤立防止や安否確認を実施しており、地域の支え合いや、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を測る指標です。			所属把握
22	民生委員・児童委員の充足率	84.5% (2017年)	90%	92%	
	民生委員・児童委員は、地域の身近な相談員であり、充足率の向上は、地域の支え合いや相談・支援体制づくりの推進を測る指標です。			所属把握	

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
10	23	地域包括支援センターにおける相談件数	13,783件 (2016年)	16,000件	18,000件
		地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っており、当該システム構築に向けて多くの地域住民等に利用される施設を目指します。			
	24	介護予防に関する事業への参加人数	6,384人 (2016年)	7,300人	8,000人
		介護予防に向けた取り組みに多くの市民が参加することにより、介護を受けることなく、健康で自立した生活を過ごせる高齢者が増えることを目指します。			
	25	チャージんじゅうポイント制への登録者数	71人 (2016年)	85人	100人
		地域の高齢者施設等においてボランティア活動をすることによって役割を持ち、自らの介護予防や生きがいづくりに楽しみながら取り組める高齢者の増加を目指します。			
26	認知症サポーター養成講座の延受講者数	16,879人 (2016年)	28,000人	38,000人	
	今後、増加が予想される認知症高齢者を地域で支える基盤づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座受講者の増加を目指します。				所属把握
11	27	一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)	—	8割	8割
		国が各市町村に対し示した第5期障害福祉計画(2018～2020)の成果目標に就労定着支援開始後1年以上継続している人が8割以上とするとされています。			
	28	施設入所から在宅生活に移行した障がい者数(累計)	3人 (2016年)	15人	30人
		障がいのある人の地域生活の実現状況をみる指標です。「なは障がい者プラン」の目標値を参考に、施設入所から地域生活移行への増加を目指します。			
29	障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合	—	4割	6割	
	障がい当事者ご自身の権利の理解促進を目指します。				所属把握
12	30	生活保護世帯に属する子どもの高校進学率	86.1% (2016年)	90.8%	95.1%
		職業選択の可能性が上げられるように高等学校への進学率を全国平均並みに上げていきます。			
	31	生活保護世帯の高等学校中途退学率	2.64% (2016年)	2.20%	2.00%
		高校進学後に勉強の遅れや引きこもり、アルバイト等で中途退学してしまう高校生の割合を全国平均にまで引き下げていきます。			
	32	子どもの居場所の数	16ヶ所 (2016年)	26ヶ所	36ヶ所
子どもたちが夢を持って成長できる指標の一つとして、日常的に子どもの見守りや安心できる居場所を小学校区毎(36ヶ所)に設置します。				所属把握	
13	33	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	—	57%	62%
		肥満予防、肥満改善のために望ましい食生活について理解し、適正体重を維持するための食生活習慣を実践している人の指標です。			

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
13	34	運動習慣者の割合(20～64歳)	男性：36.7% 女性：28.6% (2012年)	男性：47% 女性：39%	男性：48.3% 女性：40.3%
		自分の体力や健康状態を把握し、自分に合った運動を実践している人の指標です(1日1回30分以上の汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施しているもの)。			国保健康診査・特定健診問診
	35	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(40～74歳)	男性：25.8% 女性：28.9% (2012年)	男性：19.4% 女性：13.7%	男性：17.8% 女性：9.9%
		飲酒が健康に及ぼす影響を正しく理解し、生活習慣病を防ぐため、多量飲酒者の減少割合を見る指標です。			国保特定健診問診
	36	20代、30代の男女の喫煙している者の割合	20代 男性：43% 女性：24.1% 30代 男性：38.2% 女性：23.8% (2012年)	20代 男性：23.2% 女性：7.1% 30代 男性：23.2% 女性：7.1%	20代 男性：20.7% 女性：5.4% 30代 男性：21.3% 女性：5.4%
生活習慣病等の発症や重症化予防のため、喫煙者の減少割合を見る指標です。			国保健康診査問診		
37	「健康づくり市民会議」で健康づくりを計画的に推進する団体数	36団体 (2016年)	45団体	50団体	
	社員及び市民の健康づくりに取り組んでいる団体の指標です。			所属把握	
14	38	ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	462人 (2016年)	962人	1,462人
		身近な人が自殺のサインに気づき、適切な対応ができるようになるためのゲートキーパー養成講座の受講者(累積者数)を増やします。			所属把握
39	人口10万人当たりの自殺者数(実数)	21.9 (70人) (2012年)	17.5 (56人)	16.8 (53人)	
	中間目標は、市民の人口10万人対での自殺による死亡者数の割合を基準年度より20%以上(国・県の目標値に準ずる)減少させ、最終目標は、平成27年度に比べ30%以上(「自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)」に基づく)減少させることを目指します。			人口動態統計	
15	40	3歳児健康診査受診率	81.2% (2015年)	85%	90%
		3歳児健診受診対象者の中で、実際に受診した人の割合をみる指標です。			乳幼児健康診査報告書
41	子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合	96% (2015年)	97%	98%	
	乳幼児健康診査受診票の中で、身近に子育ての相談ができる人がいる人の割合をみる指標です。			乳幼児健康診査報告書	
16	42	紹介率(紹介患者数/初診患者数×100)	75.2% (2016年)	80%	80%
		地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上が要件となります。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
16	43	逆紹介率(逆紹介患者数/初診患者数×100)	70.1% (2016年)	80%	80%
		地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上が要件となります。			所属把握
17	44	救急隊現場到着所要時間	9.9分 (2016年)	8.6分	6.5分
		119番通報から救急隊現場到着までの時間で、救命率につながる効果を見る指標です。現場到着所要時間の短縮を目指します。			所属把握
	45	応急手当講習会の受講者数	70,085人 (2016年)	113,085人	150,000人
市民自身による緊急時の自主救護能力を見る指標です。那覇市の1世帯1人を目標とした累計受講者数を目指します。那覇市の世帯数149,528世帯(2017年2月末現在)			所属把握		
18	46	特定健康診査の受診率 (40代～50代の働き盛り世代)	25.9% (2015年)	30.9%	35.9%
		生活習慣病予防に有効とされる健診の受診率をみる指標です。那覇市特定健康診査等実施計画の目標値達成に向けて、40代～50代の働き盛り世代の受診率向上を目指します。			(法定報告値) KDBシステム
	47	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の改善率	18.1% (2015年)	19%	20%
前年度の特定健診結果で、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム該当者とその予備群者と判定された者のうち、改善した人の割合をみる指標です。			(法定報告値) KDBシステム		
19	48	食品等の試験検査の実施数	152件 (2016年)	168件	185件
		年度ごとに策定する監視指導計画における食品等試験(収去)検査実施件数とします。			所属把握
20	49	結核罹患率(人口10万対)	19.7人 (2016年)	17人	13人
		結核や感染症に関する正しい知識の普及啓発をすることで、結核の罹患率を抑えます。			所属把握
	50	健康危機管理訓練	年1回 (2016年)	年1回	年1回
健康危機に備えるため新型インフルエンザ発生訓練などを年に1回行います。			所属把握		
21	51	保育所等利用待機児童数	559人 (2016年)	0人	0人
		厚生労働省が毎年4月に実施している「保育所等利用待機児童数調査」の人数です。希望の保育所等をいつでも利用できる状況を目指します。			保育所等利用待機児童数調査
	52	教育・保育施設の利用状況	60% (2016年)	73%	86%
3歳児が教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園など)を利用している割合です。全国平均と同水準となることを目指します。			所属把握		
22	53	育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数	1,846件 (2016年)	1,900件	2,000件
		育児不安を抱える家庭、虐待リスクのある家庭等へ専門支援員等が援助を行なうために訪問した延べ件数です。			所属把握

# 指標一覧

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
22	54	保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数	210件 (2016年)	231件	254件
		発達支援児を受け入れている保育園、認定こども園、幼稚園において適切な指導等が行なわれるよう専門職員を派遣した件数です。			所属把握
23	55	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)	A: -4.2ポイント B: -2.8ポイント (2016年)	A: 0ポイント B: 0ポイント	A: 0ポイント B: 0ポイント
		全国平均正答率との差を指標とします。数値が0は平均値、プラスで平均値以上となります。Aは基礎基本、Bは応用の問題です。			全国学力・学習状況調査
	56	学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	①59.1% ②40.5% (2017年)	①65% ②45%	①70% ②50%
		「学校に行くのは楽しいと思いますか」の設問に対し、「そう思う」とする割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			全国学力・学習状況調査
57	不登校児童生徒の割合	①0.41% ②3.35% (2015年)	①0.40% ②2.90%	①0.39% ②2.83%	
	文部科学省が行っている全国的な調査であり、その調査に含まれる不登校児童生徒の割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	
24	58	新耐震基準に適合する校舎などの割合	78% (2016年)	99%	100%
		耐震基準を満たす校舎等の整備の度合いから、学校の補修・整備の実施状況をみよとする指標です。新耐震基準に適合する割合を2023年度までに100%にすることを目指します。			所属把握
25	59	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度	90% (2016年)	93%	95%
		地域人材の活用や地域と連携した事業、また異世代を対象とした講座等の満足度を指標とします。			所属把握
	60	図書館来館者数	469,305人 (2016年)	478,300人	485,800人
		全7館の年間来館者数の総計を指標とします。			所属把握
61	レファレンス(調査相談)件数	907件 (2016年)	1,700件	1,900件	
	利用者の調べものを支援するサービスの件数を指標とします。			所属把握	
26	62	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数	6,613人 (2016年)	7,400人	8,000人
		市民のスポーツ活動の状況をみる指標です。那覇市主催の各種スポーツ・レクリエーション大会等へ参加する市民の増加をめざします。			所属把握
27	63	地域学校連携施設延べ利用回数	7,884回 (2015年)	9,000回	10,000回
		小中学校の地域連携施設を開放することにより、生涯学習を推進し学校を拠点としたコミュニティづくりに努めます。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
27	64	放課後子ども教室等が設置されている小学校区数	30校区 (2016年)	36校区	36校区
		放課後の居場所づくりとして放課後子ども教室等が設置されている小学校区の数です。全小学校区の設置を目指します。			所属把握
27	65	学校体育施設の利用率	94% (2016年)	95%	95%
		市民のスポーツ活動の状況を見る指標です。現在の高い利用率(%)の維持をめざします。			所属把握
28	66	焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数	184,126人 (2016年)	193,332人	202,538人
		5施設の入館・入園者数を基準年度から10%の増加を目指す。中間年度では5%の増加を目指します。			所属把握
28	67	講座・解説会など実施回数	55回 (2016年)	60回	65回
		5施設で行う講座・解説会等の実施回数を増やすことで、各施設の広報活動充実の施策として教育普及活動及び共催事業を強化します。			所属把握
29	68	主要文化施設利用者の満足度 (新文化芸術発信拠点施設、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)	60% (2016年)	70%	80%
		市の文化施設の利用者の満足度から施設運営等へ反映させる指標として市民サービス向上へとつなげます。			利用者等のアンケートによる調査
	69	市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を觀たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合	36% (2016年)	50%	60%
文化にふれあっている実感の割合から、市民文化が育まれている度合いを見るための指標です。新拠点施設の有効活用により割合の向上を目指します。			市民意識調査		
29	70	主要文化施設施設稼働率 (市民会館、パレット市民劇場、市民ギャラリー)	66% (2016年)	73%	76%
		市の文化施設の稼働率から、市民の文化活動の活動度合いを推測しようとする指標です。(施設における利用日数/利用可能日数)			所属把握
30	71	延べ市内宿泊客数	637万泊 (2016年)	1,116万泊	1,587万泊
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×市内平均宿泊数)			那覇市の観光統計 (国内観光客)
30	72	観光客一人当たりの市内消費額	73,003円 (2016年)	85,747円	96,367円
		宿泊費、土産品費、交通費、飲食娯楽費、雑費の合計を航空乗客アンケート調査結果をもとに算出しています。			那覇市の観光統計 (国内観光客)
31	73	観光収入額	3,187億円 (2016年)	4,158億円	5,030億円
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×観光客一人あたり市内消費額)			那覇市の観光統計 (国内観光客)

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
31	74	市内宿泊日数	1.46泊 (2016年)	2.3泊	3.04泊
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(延べ収容日数×定員稼働率)			那覇市の観光統計 (国内観光客)
32	75	那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)	266社 (2016年)	525社	926社
		情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。			沖縄県情報通信関連企業雇用状況調査
	76	那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)	13,114人 (2016年)	25,883人	45,652人
		情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。			沖縄県情報通信関連企業雇用状況調査
77	市民所得	2,485千円 (2014年)	2,700千円	3,000千円	
市民所得の向上を目指す指標です。			沖縄県調査		
33	78	窓口相談から結びついた創業数	5件 (2016年)	50件	100件
		相談支援充実による創業数向上を目指す指標です。			所属把握
	79	開業率	7.98% (2014年)	10%	12%
		市域においてスタートアップ等の施策の充実による開業率向上を目指す指標です。			経済センサス基礎調査
	80	廃業率	7.77% (2014年)	6%	5%
市域においてフォローアップ等の施策の充実による廃業率改善を目指す指標です。			経済センサス基礎調査		
81	第3次産業市内純生産額(百万円)	805,498 (2012年)	845,772	888,060	
市域の第3次産業の経済状況を見る指標です。			県民経済計算		
34	82	那覇市農業算出額	156千万円 (2015年)	176千万円	195千万円
		農業振興の状況を見る指標です。市在住農家の農業算出額を参考に、さらなる増額をめざします。			市町村別農業算出額(推計) (農林水産省)
34	83	那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)	4,839トン (2015年)	5,444トン	6,049トン
		漁業振興の状況を見る指標です。本市の主要水産物であるマグロの漁業生産量を参考に、さらなる増加をめざします。			沖縄農林水産統計年報 (内閣府沖縄総合事務局)

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
35	84	那覇港の取扱貨物量	1,156万トン (2016年)	1,600万トン	1,800万トン
		港における物流利用の状況を見る指数です。			沖縄県アジア 経済戦略構想 推進計画 那覇港長期構想 検討委員会資料
36	85	オープンデータの公開数	—	30件	50件
		オープンデータの公開状況をみるための指標です。			所属把握
36	86	オープンデータを活用したアプリケーション数	—	5件	10件
		オープンデータを活用し、市民の利便性の向上や地域の課題解決をテーマに作成されたアプリケーション数を見るための指標です。			所属把握
37	87	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認 証市内企業数	17企業 (2016年)	42企業	67企業
		市内事業所において従業員が安心して働き続けることのできる職場環境を整備します。			沖縄県事業統計
38	88	就職に結びついた相談数 (なはし就職・創業なんでも相談センター)	50件 (2016年)	100件	200件
		相談支援充実による就職者数向上を目指す指標です。			所属把握
	89	就業者数	156,511人 (2014年)	160,000人	164,000人
		市域の就業者数の維持向上を目指す指標です。			経済センサス
39	90	中心商店街の歩行者通行量(平日)	97,925人 (2016年)	107,000人	114,000人
		中心商店街が地元客や観光客に活用されている度合をみる指標です。地元客及び観光客の歩行者通行量増を目指します。			那覇市中心 商店街通行量調査
	91	中心市街地の従業者数	26,412人 (2014年)	26,800人	27,100人
		雇用の供給力や就業の場としての魅力などを表す従業者数を「経済活動の活発さ」を推し計る指標とします。			経済センサス
	92	中心商店街へ行く那覇市民の割合 (月に1～2回以上)	36% (2016年)	38%	41%
		中心商店街が地元客に活用されている度合をみる指標です。地元客の来街数増を目指します。			市民意識調査
40	93	老朽アーケードの課題解決に取り組む商店街等の数	—	7ヶ所	13ヶ所
		中心商店街において、安全性確保や魅力向上のためにアーケードの課題解決に取り組む商店街数増を目指します。			所属把握
	94	公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設 整備等への取り組み事例数	—	5件	10件
		中心商店街において、利便性向上のための課題解決に向けた施設整備の取り組み数増を目指します。			所属把握
41	95	地球温暖化を防ぐための実践項目数	5項目 (2016年)	8項目	10項目
		市民のエコライフの実践状況を見る指標です。			市民意識調査

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
42	96	ごみの排出量(1人/1日)	771g (2016年)	735g	713g
		1人1日あたりのごみの排出量をみる指標です。 ごみの総排出量から資源化物を除いた量/人口(外国人含む)/365日により算出します。			所属把握
42	97	リサイクル率	14.24% (2016年)	22%	25%
		ごみの総排出量のうち、資源化物として回収されたごみの割合を示す指標です。 資源回収量/ごみの総排出量により算出します。			所属把握
	98	拠点回収事業実施団体数	36ヶ所 (2016年)	45ヶ所	54ヶ所
各年度末の拠点回収事業実施団体数を指標とします。			所属把握		
43	99	都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)	210件 (2016年)	260件	310件
		都市景観形成地域に指定されている3地区で、伝統的な素材である琉球赤瓦や琉球石灰岩等、景観形成に資する工事費用に対し、助成金を交付した件数の累計です。			所属把握
	100	屋外広告物の許可申請件数(件/年)	197件/年 (2016年)	250件/年	300件/年
より良い景観づくりにつながるための指標で、届出義務のある屋外広告物の年間許可申請件数です。			所属把握		
44	101	河川の水質が改善している箇所の割合(河川:C類型)	96% (2016年)	96%	100%
		市内の25地点で実施している河川(環境基準C類型(BOD値5mg/L以下))の達成率です。 排水溝については、監視及び指導により環境基準E類型を目指します。			所属把握
	102	自然観察会等へ参加する市民の満足度	70% (2017年)	75%	80%
ホテル観察会など各啓発事業に参加する市民の、事業内容に対する満足度(参加意欲等)の割合を示す指標です。講座内容の改善などに繋がっていきます。			所属把握		
45	103	一人当たり都市公園面積	5.67㎡/人 (2016年)	6.22㎡/人	6.63㎡/人
		都市の緑地の充実度をみる指標です。条例では10㎡/人を標準としており、公園の整備計画に基づき目標値を設定しています。			所属把握
	104	緑化推進事業への市民参加数	4,300人 (2016年)	4,730人	5,160人
緑化推進事業に関する市民の参加状況をみる指標です。花いっぱい運動推進事業及び緑化センターにおける緑化推進事業参加者数の合計人数となっております。			所属把握		
46	105	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体数	111団体 (2016年)	142団体	172団体
		活動団体を毎年6団体ずつ増やしていくことを目標にして、目標値を設定しています。			所属把握
46	106	違反簡易広告物除却活動団体数	8団体 (2016年)	13団体	18団体
		活動団体を毎年1団体ずつ増やしていくことを目標にして、目標値を設定しています。			所属把握
47	107	密集市街地の改善に取り組んだ地区数(累計)	—	5地区	10地区
		密集市街地の改善に向けた地区の取り組み状況をみる指標です。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
47	108	2項道路後退済表示板設置件数(累計)	448件 (2016年)	825件	1,200件
		狭あい道路を後退した旨を表示する後退済表示板の設置件数をみる指標です。			所属把握
	109	地籍調査の実施率	70% (2016年)	80%	90%
本市の地籍調査実施区域の割合をみる指標です。			所属把握		
	110	耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合	89.21% (2016年)	95%	97%
		耐震化率を測る指標。那覇市耐震改修促進計画に基づく耐震化率を目標値とします。			所属把握
48	111	交通体系の整備に対する満足度	36.8% (2014年)	40%	50%
		道路整備やバスやモノレール、タクシーの利用環境など、総合的な交通体系整備について、快適性などを向上させることを目標値とします。			市民意識調査
	112	混雑時平均旅行速度	15.9km/h (2014年)	18km/h	20km/h
		本市の混雑時の平均旅行速度は全国ワースト1となっており、混雑の解消の指標となる20km/h以上(警察庁)を目標値とします。			沖縄地方渋滞対策推進協議会等
49	113	市営住宅の建替更新戸数	1,648戸 (2016年)	2,420戸	2,932戸
		市営住宅居住者への安全で快適な住戸の確保の度合いをみる指標です。市営住宅の完成計画戸数に基づき、更新を目指します。			所属把握
	114	市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数	138戸 (2016年)	288戸	358戸
		子育て世帯が安心して暮らしていけるよう、市営住宅での多子世帯向け住戸の確保の度合いを見る指標です。			所属把握
50	115	狂犬病予防注射接種率	55.4% (2016年)	57.5%	60%
		適正飼養に関する意識の啓発状況をみる指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図るなかで、狂犬病予防注射接種率の向上を目指します。			所属把握
	116	犬猫の収容数	283頭 (2016年)	240頭	200頭
		適正飼養等に関する意識の啓発状況をみる指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図り、収容・抑留数の減少を目指します。			所属把握
51	117	都市計画道路の整備率	73.0% (2017年)	75.5%	78.0%
		都市計画道路の整備状況を見る指標です。2017(平成29)年度時点の都市計画決定路線を2027年度までに整備率5.0%増を目標値にします。			所属把握
51	118	歩道の整備延長(累計)	122,600m (2017年)	126,100m	129,600m
		歩道等の整備状況を見る指標です。都市計画道路を含む歩道等の新設及び改良を2027年度までに整備延長7,000m増を目標値とします。			所属把握

# 指標一覧

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
52	119	基幹管路の耐震化率	22.8% (2015年)	53.4%	67.3%
		水道の基幹管路の全てについて耐震化の進捗状況をみる指標です。			所属把握
53	120	下水道処理人口普及率	98.1% (2016年)	98.5%	98.9%
		下水道普及をより向上させる指標です。 下水道利用可能人口を増加させて、公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全します。			所属把握
	121	下水道接続率	95.5% (2016年)	96.8%	97.5%
		下水道接続をより向上させる指標です。 下水道利用人口を増加させて、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に貢献します。			所属把握
122	污水管きよの改築延長(累計)	—	20.4km	40.7km	
	污水管きよの維持管理延長のうち、総合計画期間中に老朽化した管きよを改築する指標 です。 改築を進めることにより、管きよを健全化していきます。			所属把握	
54	123	まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザー の派遣数(累計)	—	3件	5件
		地域特性を活かした地区レベルのまちづくり活動の活性化状況をみる指標です。			所属把握
	124	土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数	—	8件	16件
望ましい土地利用の誘導に向けた柔軟な都市計画制度の運用状況をみる指標です。			所属把握		
55	125	那覇軍港跡地利用計画の策定	平成7年度基本 構想 (2016年)	跡地利用計画 (案)の策定	跡地利用計画の 策定
		2028年度の返還に向けた跡地利用計画の策定を指標とします。			所属把握
	126	地権者情報誌の延べ発行回数	20回 (2016年)	32回	42回
地権者への情報提供のため年に2回程度発行している情報誌の延べ発行回数を合意形成活 動の進捗を図るための指標とします。			所属把握		
56	127	市職員数	2,352人 (2016年)	2,400人	2,400人
		職員数から行政組織の効率性をみようとする指標です。 職員数は各年度の定員管理調査の職員数とします。			総務省定員 管理調査
	128	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数	14,566人 (2016年)	15,500人	16,100人
業務に関連する知識・技能・態度等の研修を通じて、職員の職務遂行能力や政策形成能力 等の開発をおこなう指標です。			所属把握		
57	129	オンラインで手続きを行った件数の割合	24% (2016年)	30%	35%
		電子申請等の手続きを導入している業務について、オンラインへの移行状況をみるための 指標です。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
57	130	A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査	F (2017年)	E	C
		公共機関ホームページの約9,000サイトの品質を実態調査。全てのページにおいて、アクセシビリティ及びユーザビリティの達成度を調査します。			
58	131	窓口サービスに満足している人の割合	93% (2016年)	93.5%	94%
		窓口サービス全般への満足度を見る指標です。毎年期間をきめてアンケート調査を実施しています。			
	132	総合的な行政経営システムの構築	個別システムでの運用 (2017年)	総合システムの研究と構築	総合システムの運用と検証
		総合的な行政経営システムの構築と運用することを目標とします。			
59	133	経常収支比率	89.8% (2016年)	88.9%	88.0%
		地方税や普通交付税などの経常的な収入を、義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)などの経常的な支出に充てる割合です。			
	134	実質公債費比率	12.8% (2016年)	10.0%	7.1%
		公債費等の大きさを、財政規模(収入)に対する割合(三年平均)で表したものです。			
	135	将来負担比率	81.8% (2016年)	73.4%	64.9%
		市債等の残高の大きさを、財政規模(収入)に対する割合で表したものです。			
136	市税収納率	97.9% (2016年)	97.9%以上	97.9%以上	
	収納済額(納付された額) / 調定額(納付されるべき額) × 100(%) で算出します。				決算状況

これらの指標は、施策の中で取り組まれる事業に明確な方向性を与えるための目標です。

施策に掲げたまちをつくるために様々な事業を実施しますが、取り組みを代表し、測定可能な指標の設定に留意しました。

指標の設定にあたっては、行政が「どれだけやるか」という活動の量的な指標(活動指標)や「どれだけ役に立ったか」という成果に関する指標(成果指標)を設定しています。



**なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA**  
**～みんなでつなごう市民力～**

2017年12月策定 2018年3月発行

【編集・発行】

那覇市企画財務部企画調整課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL (098) 867-0111(代表)

【印刷】

株式会社 平山印刷

